

## 社会復帰促進等事業に関する平成22年度成果目標の実績評価 及び平成23年度成果目標(案)

### 1 平成22年度成果目標に対する実績評価(概要)

○ 22年度成果目標に対する実績評価の対象事業55事業のうち、その評価結果に基づき、事業の必要性、効率化、合理化等の観点から、23年度において事業を見直す等の必要があることが判明した事業は、実績を集計中である事業や、今後評価を行う事業を除き、既に措置を講じた事業を含め、合計で13事業(23.6%)であった。

#### ○ 評価類型

- (1) A 目標を達成したことが確定若しくは見込まれる事業 26事業(47.3%)  
うち 引き続き、施策を継続することとした事業 21事業  
既に22年度限りで廃止した事業 5事業
- (2) B 予算額(又は手法等)を見直す必要がある事業 3事業(1.8%)  
うち 既に22年度限りで廃止した事業 1事業
- (3) C アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要な事業 7事業(12.7%)  
うち 事業の見直しを行い平成23年度も継続することとした事業 6事業  
既に22年度限りで廃止した事業 1事業
- (4) 実績を集計中である事業や、独立行政法人評価委員会において評価を行うため、今後評価を行う事業 19事業(34.5%)  
うち 既に22年度限りで廃止した事業 2事業

### 2 平成23年度成果目標(案)(概要)

- (1) 目標管理事業総数 95事業  
(2) 平成23年度新規事業 4事業  
(3) 平成23年度重点目標管理事業 15事業  
(4) 複数年度目標管理事業 1事業  
(5) 目標管理新規追加事業 36事業  
(6) モニタリングを行う予定の事業 37事業

事業名	社会復帰促進等事業に関する検討会等経費						事業番号 (23年度)	1	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	社会復帰促進事業						担当係	企画調整係	
実施主体	厚生労働本省						事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関しその費用負担者である使用者団体の代表と厚生労働省とによる社会復帰促進等事業の円滑な実施やあり方についての検討会を開催することにより、適正な社会復帰促進等事業の実施を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	社会復帰促進等事業に関する検討会							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年度精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。							
	実施 体制	本省							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	4,873	23年度予算額 (千円)	4,742
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	4,873	うち事務費	4,742
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必 要性	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るために必要である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—	22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—			
	アウトプット 指標	—		アウト プット指 標	○	—			
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度は目標管理対象外					

23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<アウトカム指標> 当該事業は社会復帰促進等事業の目標等の評価をすることを目的としているため、アウトカム指標の満足度調査については、評価いただく委員全員から有用である旨の回答をいただく。 <アウトプット指標> 年度における社会復帰促進等事業の目標の評価をするために、年1回の検討会の開催では評価しきれないため、年2回開催する。						
23年度目標(アウトプット指標)	年度中に2回社会復帰促進等事業に関する検討会を実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当該事業によって行う検討会が年2回の開催を目標としているため、四半期毎の実績のモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	外科後処置費							事業番号 (23年度)	2
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号							担当係	福祉係
実施主体	労働局							事業開始年度	昭和23年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	障害を残して治ゆした者の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の被災労働者。							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。							
	実施 体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
19年度予算額 (千円)	37,707	20年度予算額 (千円)	27,121	21年度予算額 (千円)	25,669	22年度予算額 (千円)	48,625	23年度予算額 (千円)	52,461
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	24,897	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	34,405	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	35,466	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	66.0	20年度 予算執行率(%)	126.9	21年度 予算執行率(%)	138.2	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必 要性	症状固定後の被災労働者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うことにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—		
					×	—			
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
					×	—			
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	障害を残して治癒した者の社会復帰の促進を図るため、症状固定後の被災労働者に対し、外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1ヵ月以内となっていることから、目標として設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	義肢等補装具支給経費							事業番号 (23年度)	3
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号							担当係	福祉係
実施主体	労働局							事業開始年度	昭和25年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の被災労働者等(※車いすの場合は、症状固定後も義足等の使用が不可能であることが明らかな場合は療養中でも支給。)							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。							
	実施 体制	都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及び義肢等補装具の装着等に要する旅費に関する申請に基づき支給を行う。							
19年度予算額 (千円)	2,467,546	20年度予算額 (千円)	2,675,823	21年度予算額 (千円)	2,901,744	22年度予算額 (千円)	3,005,585	23年度予算額 (千円)	2,688,335
うち事務費	—	うち事務費	4,993	うち事務費	—	うち事務費	5,337	うち事務費	5,278
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,429,635	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,563,113	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,238,232	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	98.5	20年度 予算執行率(%)	96.0	21年度 予算執行率(%)	77.1	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必 要性	症状固定後の被災労働者等が、両城下肢の亡失、機能障害等により補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—		
						×	—		
22年 度目 標	アウトプット 指標	—		22年 度実 績	アウト プット指 標	○	—		
						×	—		
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—		昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため、症状固定後の被災労働者等に対し、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	標準処理期間が1ヵ月以内となっていることから、目標として設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	特殊疾病アフターケア実施費								事業番号 (23年度)	4
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号								担当係	医事係
実施主体	本省								事業開始年度	昭和43年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	症状固定後に後遺症状に動揺をきたすおそれのある者等の社会復帰の促進を図るため。								
	対象 (誰／何を 対象に)	特定の傷病に罹患し、症状固定した者。								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。								
	実施 体制	都道府県労働局において、アフターケアの健康管理手帳の交付及びアフターケアに要する旅費に関する申請に基づき交付又は支給を行う。								
19年度予算額 (千円)	3,397,736	20年度予算額 (千円)	3,324,684	21年度予算額 (千円)	3,673,526	22年度予算額 (千円)	3,411,822	23年度予算額 (千円)	3,449,226	
うち事務費	31,875	うち事務費	28,603	うち事務費	28,774	うち事務費	31,172	うち事務費	31,456	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,075,962	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,106,775	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,158,742	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	91.4	20年度 予算執行率(%)	94.3	21年度 予算執行率(%)	86.7	22年度 予算執行率(%)	集計中			
事業／制度の必 要性										
22年 度目 標	アウトカム 指標	—			22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—		
						アウトカム 指標	×	—		
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	○	—		
						アウト プット指 標	×	—		
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—									
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—									
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外						



23年度事業概要	<p>症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。</p>						
中期的な目標	<p>—</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>標準処理期間が1ヵ月以内となっていることから、目標として設定した。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>申請があったものを迅速・適正に処理する。</p>						
23年度重点施策との関係	<p>—</p>						
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時制度の見直しに努める。</p>						
24年度重点施策との関係	<p>—</p>						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。</p>						
その他特記事項	<p></p>						

事業名	社会復帰特別対策援護経費						事業番号 (23年度)	5	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号						担当係	福祉係	
実施主体	労働局						事業開始年度	平成17年	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため。							
	対象 (誰／何を 対象に)	症状固定後の振動障害者。							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。							
	実施 体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。							
19年度予算額 (千円)	502,603	20年度予算額 (千円)	506,974	21年度予算額 (千円)	586,286	22年度予算額 (千円)	396,823	23年度予算額 (千円)	443,305
うち事務費	466	うち事務費	462	うち事務費	458	うち事務費	496	うち事務費	492
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	823,652	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	437,982	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	426,093	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	164.0	20年度 予算執行率(%)	86.5	21年度 予算執行率(%)	72.7	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必 要性	症状固定後の振動障害者に対して、就職準備金や移転費用を補填するための一定額を支給すること等により、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため、症状固定後の振動障害者に対し、振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1ヵ月以内での支給決定を目標として設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	障害者職業能力開発校施設整備費						事業番号 (23年度)	6	
							事業番号 (22年度)	56	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 職業能力開発促進法第16条第1項・労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)						担当係	障害者企画係	
実施主体	国土交通省・厚生労働省						事業開始年度	昭和22年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国土交通省へ支出委任 )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において、障害特性に適応した専門的な職業訓練を行う上での施設・機器の整備を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	各国立障害者職業能力開発校の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。							
	実施体制	施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。							
19年度予算額 (千円)	336,041	20年度予算額 (千円)	323,685	21年度予算額 (千円)	304,704	22年度予算額 (千円)	243,763	23年度予算額 (千円)	238,229
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	335,717	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	323,340	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	303,426	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	236,985	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.9	20年度 予算執行率(%)	99.9	21年度 予算執行率(%)	99.6	22年度 予算執行率(%)	97.2		
事業/制度の必要性	職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の整備を行い、訓練生の安全を確保するとともに、訓練科目の充実を図るため、訓練に必要な機器の更新等を行う必要がある。とりわけ、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細やかな専門的な職業訓練を実施する必要があり、その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	— (訓練修了後3ヶ月後に作成する定例業務統計により集計(6月末に速報値、9月に実績確定))	
	アウトプット指標	障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。				アウトプット指標	○	— (訓練修了後3ヶ月後に作成する定例業務統計により集計(6月末に速報値、9月に実績確定))	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			集計中のため保留					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。						
中期的な目標	「重点施策実施5か年計画」に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	障害者職業能力開発校の入校者については、精神障害者や発達障害者等の職業訓練上特別な支援を要する障害者数が増加傾向にあり、こうした者は就職困難が予想されることから、平成22年度目標(就職率60%以上)を据え置くこととする。						
23年度目標(アウトプット指標)	障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	平成22年度予算において、老朽化の著しい箇所や使用に耐えないもの等真に改修等が必要なものに限定することにより、平成23年度予算について対前年度20%の削減を図ったところである。施設・機器の整備への要望も高いことから、これ以上の削減は困難である。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度の長期となっており、四半期単位の実績を把握していないため、指標の設定は困難である。						
その他特記事項							

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費								事業番号 (23年度)	7
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	社会復帰促進事業								担当係	機構調整第二係
実施主体	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院								事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき「リハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備するものである。								
	対象 (誰／何を対象に)	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、以下の事項を委託する。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施								
	実施 体制	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院								
19年度予算額 (千円)	298,823	20年度予算額 (千円)	298,328	21年度予算額 (千円)	404,629	22年度予算額 (千円)	421,200	23年度予算額 (千円)	441,417	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	298,822	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	298,311	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	404,629	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	(集計中)	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	(集計中)			
事業／制度の必 要性	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>①「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>②平成16年5月国会(衆・決算行政監視委)において、当時の坂口厚生労働大臣は、「CO患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>等から、引き続き必要である。</p> <p>また、本事業は、大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO中毒患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、</p> <p>①CO中毒患者に対する医療行為の提供は、競争原理に馴染まないこと</p> <p>②CO中毒症の医療の特殊性として、患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、現在の委託病院において継続的に治療を行っていくことを、移譲時に国が患者らと約束した上で、大牟田労災病院を廃止していること</p> <p>③CO中毒患者については、国が最後まで責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること</p> <p>④医療法上、大牟田吉野病院のCO中毒入院患者に対する医療提供を他の医療機関で行うことはできないこと</p> <p>等から、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である(財)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>									
22年度目 標	アウトカム 指標	—			22年度実 績	アウトカ ム指標	○	—		
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	○	—		
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—									
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—									
評価	—				昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	委託契約に基づき、予算を適正に執行する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。</p> <p>その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進体制等を整備する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適正に実施する						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。</p> <p>その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。</p>						
その他特記事項							

事業名	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 (①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のストレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾患、④職業性がんその他の悪性新生物) 【平成22年度新規事業】 【平成23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	8	
							事業番号 (22年度)	12	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項)						担当係	企画調整係	
実施主体	独立行政法人、民間法人						事業開始年度	平成22年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: (独)労働者健康福祉機構、みずほ情報総研(株) ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	対象労働者の疾患の種類に応じ、医療機関側と事業主側との連携体制の下、当該労働者の職場復帰及びその後の治療と職業生活の両立を図るための具体的取組を行うとともに、取組における事例蓄積とその検証を行い、その成果を取りまとめることにより、被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	独立行政法人、民間法人							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1疾患ごとに、総合評価落札方式による一般競争入札により、委託先を選定。 当該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行うとともに、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、対象疾患に係る取組成果を報告書に取りまとめ、提出してもらう。							
	実施体制	①脳・心臓疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(7名)、報告書検討委員会委員(7名) ②精神疾患その他のストレス性疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(5名)、報告書検討委員会委員(7名) ③腰痛その他の筋骨格系疾患 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(16名)、報告書検討委員会委員(7名) ④職業性がんその他の悪性新生物 : 医師、看護師、MSW等の担当チーム(4名他)、報告書検討委員会委員(8名)							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	100,073	23年度予算額 (千円)	100,968
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	931
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	83,995	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	84.0		
事業／制度の必要性	被災労働者等における治療と職業生活の両立等に関連した諸課題の解決を図るためには、医学的知識に乏しく指揮命令される立場にある労働者個人による対応では困難であるため、医療機関と企業が連携・調整を図りながら、疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる(治療と職業生活の両立支援等を実現できる)方策について検討を行い、実施することが必要であるが、現状においてこうした取組は十分に行われていない。 こうした取組は、被災労働者本人や家族等の雇用・生活の安定を確保する上で不可欠であるばかりでなく、人口が減少に転じている我が国において、企業の生産活動を支える労働力を維持し、社会全体の活力の維持・向上を図る観点からも重要である。								
22年度目標	アウトカム指標	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)			22年度実績	アウトカム指標	○	①83%、②93%、③88%、④80%	
	アウトプット指標	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)				アウトプット指標	○	①15事例、②15事例、③15事例、④16事例	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	高い専門的能力を有する受託者を的確に選定できたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	高い専門的能力を有する受託者の選定に引き続き努める。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					



23年度事業概要	<p>(1)治療と職業生活の両立等を図るための取組の実施  ア 対象疾患ごとに、医師・看護師・MSW(医療ソーシャルワーカー)等の担当チームが、対象労働者の疾患の種類・症状や職務内容等を踏まえ、治療方針・リハビリ方針等を検討し、労務管理上の留意事項等の整理。  イ 治療方針等や労務管理上の留意事項等について、看護師・MSW等が企業(事業主・産業医等)に伝達、治療方針等に沿った就業時間・職務内容の見直しや病気休暇・有給休暇の活用など労務管理面での対応を調整。  ウ 治療・リハビリが完了するまでの間の治療方針等や労務管理上の留意事項等を整理した「治療と職業生活の両立プラン」を策定、①医療機関、②対象労働者・家族、③企業で共有。  (2)取組の検証、報告書の作成及び提出  疾患の種類に応じた事例の蓄積を行い、対象疾患が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等、外部委員等の参画による委員会等で整理、検証し、報告書に取りまとめる。</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度(80%以上)						
中期的な目標	被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援手法の開発に取り組むとともに、取りまとめ結果を医療機関及び事業主に周知する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本調査・研究は、被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援を目的としていることから、実際に委託先の調査に協力いただく被災労働者等の満足度を指標化したもの。						
23年度目標(アウトプット指標)	本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数(1疾患あたり15件)						
23年度重点施策との関係	<p>本事業は、疾患の種類に応じた治療と職業生活の両立等を図ることを目的とした調査研究事業であり、精神疾患も本事業の対象疾患の1つである。  (参考)  平成23年度労働政策の重点事項  「精神障害に対する労災補償の在り方の検討」  精神障害に対する労災補償の在り方について検討する。</p>						
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会(仮称)」を今年度に引き続き開催(予算措置)し、以下の事項について検討を行う。  ・疾患の種類に応じた事例の蓄積を行い取組成果を取りまとめるとともに、それらをもとにした両立支援策のマニュアル化  ・被災者の職場復帰に関して、医療機関や産業医等事業主の関わり方についての在り方の検討(将来的には、支援者に対する助成措置、診療報酬への反映などを検討する。)</p>						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当該事業における支援期間が、対象労働者によって異なるため、四半期毎のモニタリングにはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)		事業番号 (23年度)	9-1					
			事業番号 (22年度)	46					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)		担当係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療							
	対象 (誰／何を対象に)	労働者・労災指定医療機関等							
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ・労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医療収入)により賄われ、交付金、補助金は交付されていない。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	労災病院(全国30病院):14,090人(平成23年4月1日現在)							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)、化学物質の暴露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業界関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。 その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト関連疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、アスベスト健康対策については、「民主党医療政策の考え方」においても被災者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、アスベスト対策を総合的に推進すると示されている。労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした財政的な裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。 また、地域医療支援病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成21年度で50%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定に係る意見書・鑑別診断等についても、複雑なものは労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている。								
22年度目標	アウトカム指標	① 労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全ての労災病院において患者から満足の高い治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 ③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率54%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。		22年度実績	アウトカム指標	② 患者満足度81.5%(前年度実績81.8%)※満足である評価(22,172人)/アンケートを35,704人実施し、そのうちの回答者(27,221人) ③ 患者紹介率:59.5%(前年度実績:55.0%)、患者逆紹介率:47.8%(前年度実績:42.2%) ④ 高度医療機器を用いた受託検査:33,799件(前年度実績:31,704件)			
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業界等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。			アウトプット指標	① データベースアクセス件数:316,682件(前年度実績:250,226件) ② モデル医療の普及対象者数:20,993人(前年度実績:20,715人)			

<p>22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)</p>	<p>平成22年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;          ② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映するとともに、良質で安全な医療を提供するため、次の取組を行った。          ア 労災病院共通の「医療安全チェックシート」(平成22年度改訂)を用いた取組を継続し、各病院において未達成項目については、「医療安全対策への改善計画書」等を策定し改善に取り組んだ。          イ 「労災病院間医療安全相互チェック」を3～4病院を1グループとした11グループにおいて引き続き実施し、医療安全に関する問題点の改善と質の向上を図った。          ウ 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院において職員を対象とした医療安全に関する研修(転倒・転落予防、針刺し事故防止、薬剤における医療安全等)を年2回以上実施した。          エ 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」(11月21日(日)～11月27日(土))に参加し、労災病院の共通テーマ「患者、地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のもと、患者・地域住民を対象とした、院内の医療安全対策の紹介、くすり相談、手洗ひ体験、医療安全に関する情報提供、公開講座(転倒・転落予防、AED体験等)など、患者・地域住民が広く関わる取組を行った。</p> <p>オ 医療の安全性及び透明性の向上のため、平成21年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院において重要課題を取り上げ、再発防止と情報の共有化を図った。          ③ 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携バスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ。          ④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報した。</p> <p>(アウトプット指標)          ① 労災疾病等13分野普及サイトに最新情報として、第二期研究計画を掲載した。また、モンゴルをはじめとするアジア諸国からの粉じん等による呼吸器疾患やアスベスト関連疾患等に対する講演依頼等が増加していることから、労災疾病13分野医学研究の内容・成果を国外にもひろく普及することを目的として「労災病院における勤労者医療の研究成果」(労災疾病等13分野臨床医学研究1期のまとめ)の英語版について掲載した。          ② 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図った。</p> <p>なお、次の項目については平成22年度目標を達成するために以下の対策・手法等を用い取り組んだ結果、前年度実績を上回る実績を得ることができたが、目標の達成には至らなかった。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;          ① 地域医療連携室において、紹介患者の受付時間の延長(時間外・休日受付)やFAX、メール、連携システム等による受付媒体の多様化を図るなどして連携を一層推進した。また、平成21年9月1日から平成22年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p>						
<p>理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題</p>	<p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院の地域医療連携委員会等で対応策を検討し、満足度の低かった項目については、緊急改善策を講じるなどして、利用者のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院において、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修会を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院において重要課題を取り上げ、再発防止と情報の共有化を図る。</p> <p>③ 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携バスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報を掲載できるよう努める。</p> <p>⑥ 症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p>						
<p>評価</p>	<p>—</p>	<p>独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。</p>					
<p>23年度事業概要</p>	<p>平成22年度と同様</p>						
<p>23年度目標(アウトカム指標)</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上を得る。          ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上を得る。          ③ 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。          ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p>						
<p>中期的な目標</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt;          ① 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全労災病院平均で80%以上の満足度を確保すること。          ② 利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること          ③ 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上とする。          ④ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上実施する。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;          ① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上得る。          ② 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上に対し講習を実施する。</p>						
<p>23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)</p>	<p>&lt;アウトカム指標&gt;          ① 医療機関においては、一般的に保有する医療資源の制約から一定数の「不満足」又は「どちらでもない」と回答する利用者が存在する。労災病院では、利用者の利便性を最大限考慮し、第一期中期目標として70%以上を掲げ達成した。第二期中期目標においては、勤労者医療の中核的医療機関としてポジショニングを明らかにするため更なる努力を重ね、前年度実績(78.7%)以上を目標とした。          ② 平成16年度から平成19年度までの過去4年間に実施した患者満足度調査結果については、全労災病院の平均値で79.2%であったことを踏まえ、第二期中期目標等における数値目標は第一期中期の実績値を上回る数値目標として80%以上に設定し、平成23年度も同水準として設定した。          ③ 平成21年度実績で紹介率は55.0%となっていることから、平成23年度は更に病病、病診連携を強化し、紹介率については56%以上を目標とし、逆紹介率については40%以上を維持することとする。          ④ 中期計画においては、5年間で受託検査を15万件以上実施するとしていることから、年間の受託件数を3万件以上実施することを23年度計画に設定した。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;          ① データベースアクセス件数については、平成22年度には第二期研究計画や第一期研究成果のまとめの英語版を掲載したことによりアクセス件数の増加が見込まれ、当初計画の21万件は達成できる見込みであり、平成23年度については、中期計画及び平成20～21年度実績を踏まえ、26万件以上と設定した。          ② 中期計画においては、モデル医療の普及対象者数を5年間で総受講者数を10万人以上としていることから、年間の総受講者数2万人以上を平成23年度計画として設定した。</p>						
<p>23年度目標(アウトプット指標)</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースと掲載したホームページにおいて、アクセス件数を26万件以上得る。          ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p>						
<p>23年度重点施策との関係</p>	<p>—</p>						
<p>24年度要求に向けた事業の方向</p>	<p>引き続き実施</p>						
<p>24年度重点施策との関係</p>	<p>—</p>						
<p>四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)</p>	<p>指標設定</p>	<p>① 四半期毎におけるデータベースアクセス件数          ② 四半期毎における症例検討会及び講習会の参加人数</p>	<p>左記指標についての事業実績等</p>	<p>平成23年度第一四半期</p>	<p>平成23年度第二四半期</p>	<p>平成23年度第三四半期</p>	<p>平成23年度第四四半期</p>
<p>上記モニタリングの指標を設定できない理由</p>	<p>—</p>						
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>						

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)						事業番号 (23年度)	9-2	
							事業番号 (22年度)	47	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)						担当係	機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1) 被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3) リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰／何を対象に)	被災労働者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター(独)高齢・障害者雇用支援機構が運営)との連携のもとに、職場・自宅復帰を図る。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	医療リハビリテーションセンター: 116人(平成23年4月1日現在)							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者、重度の脊椎、脊髄障害を被った勤労者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはないこと、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	22年度実績	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合: 96.4%(前年度実績: 84.8%) ② 患者満足度: 84.5%(前年度実績: 90.2%) ※満足である評価(136人)／アンケートを171人実施し、そのうちの回答者(161人)				
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。		○	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を14回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。				
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施								
評価	—			独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。					

23年度事業概要	平成22年度同様						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関における患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、両センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めめのハードルを設定することにより、医療リハビリテーションセンターの得意分野とも言える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同等の数値目標を設定した。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎における職業評価会議の開催実績	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)		事業番号 (23年度)	9-3					
			事業番号 (22年度)	48					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法 第12条第1項第1号)		担当係	機構調整第一係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成16年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度 概要	目的 (何のため)	(1) 事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4) 健康保険その他の社会保険及び社会保険関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション							
	対象 (誰/何を 対象に)	被災労働者等							
	事業・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	・労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施 体制	総合せき損センター: 133人(平成23年4月1日現在)							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の 必要性	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設は他にはないこと、また、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	22年 度実 績	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合: 80.8%(前年度実績: 80.7%) ② 患者満足度: 92.4%(前年度実績: 83.8%) ※満足である評価(183人) / アンケートを220人実施し、そのうちの回答者(198人)					
	×		—						
	アウトプット 指標		○	せき損検討会の開催実績: 12回開催、検討症例実績: 88症例					
	×			—					
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催								
評価	—		独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。						

23年度事業概要	平成22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p> <p>② 高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>① 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるとは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p> <p>② 医療機関における患者満足度については、提供する医療サービスの質のみならず、医療機関の努力が及ばない建物の老朽度や交通の利便性等の状況、あるいは患者や傷病の特性等に左右されることから、総合せき損センターの地理的条件や患者の特性(若年者の障害の残存等)を考慮した場合、高い満足度が得にくい要素もあるが、やや高めのハードルを設定することにより、総合せき損センターの得意分野とも言える高度専門医療の提供及び患者の視点に立った指導・助言を促すため、労災病院と同等の数値目標を設定した。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎における、せき損検討会の開催及び検討症例数の実績	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)						事業番号 (23年度)	9-4	
							事業番号 (22年度)	49	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第7号)						担当係	機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働災害(業務災害又は通勤災害)により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舍に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援する。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害により外傷性せき髄損傷に障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害(業務災害又は通勤災害)により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舍に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(6箇所)を設置。 ・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	本部:賃金援護部2人 作業所(全国6箇所):26人(平成23年4月1日現在)							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	作業所は、これまで1,241人のせき髄損傷等の方々を受け入れ、うち788人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきたが(23.3末現在)、近年、新規入所者の減少等により施設としての機能の発揮が難しくなっていることを踏まえ、他方、高齢化した多くの被災労働者が現在に生活を送っていることにも配慮しながら、今後、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、順次廃止することとしている。								
22年度目標	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	22年度実績	アウトカム指標	○	社会復帰率:32.8%(前年度実績:33.6%)			
	アウトプット指標			アウトプット指標	○	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起したことが奏効した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果があった社会復帰意欲を喚起するための定期的なカウンセリングについては、今後も積極的に実施していくこととする。								
評価	—		独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。						



23年度事業概要	平成22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上とすること。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労災リハビリテーション作業所については、第1期中期目標最終年度の平成20年度における社会復帰率の実績が32.6%となっている一方、入所者の社会復帰が非常に困難な状況にあることを勘案し、30%以上としたものである。						
23年度目標(アウトプット指標)	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (納骨堂の運営)							事業番号 (23年度)	9-5
								事業番号 (22年度)	50
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第8号)							担当係	機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため建立されたものであり、開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う等により、御霊をお慰めしている。							
	対象 (誰／何を対象に)	産業殉職者及びその遺族							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため建立されたものであり、開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	本部:賃金援護部2人(平成23年4月1日現在) ※施設の管理運営業務は業務委託により実施							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	わが国産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた我が国唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 (参考) 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰霊式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、また、平成21年3月には天皇皇后両陛下が行幸啓された。								
22年度目標	アウトカム指標	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。			22年度実績	アウトカム指標	○	慰霊の場としてふさわしいとの評価:92.1%(前年度実績:91.8%) ※満足の評価(422人)/参列者(アンケート回答者)458人	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	満足度調査の結果に基づき、利用者の利便性向上のために以下の環境整備等に努めたことが奏効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化、来堂者休憩室の地デジ対応テレビの導入等による環境整備等の運営改善に努めた。 ② 慰霊式当日は、満足度調査で要望が強かった管理事務所と霊室間のキャリヤートを運行し、高齢者・障害者等に対するアクセスの改善を実現した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために効果があった納骨等に関する相談等を引き続き行っていくとともに、植栽等による環境美化に加え、満足度調査結果から分析した改善策を実施する等、引き続き慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていくこととする。								
評価	—			独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。					

23年度事業概要	平成22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成17年度以降90%を超える評価を得ていることを踏まえ、90%以上としたものである。						
23年度目標(アウトプット指標)	アンケート結果に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アンケート結果に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)								事業番号 (23年度)	9-6
									事業番号 (22年度)	51
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第3,4,5号)								担当係	機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	職場における産業保健活動を支援することにより、職場の産業保健活動を活性化し、もって、労働者の健康の保持・増進を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフ								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・47都道府県に産業保健推進センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する支援を実施。 ・主な事業として、①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施、②産業保健に関する専門スタッフによる窓口相談・実地相談、③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動、④産業保健に関する助成金の支給等を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。								
	実施体制	本部:産業保健部6人 事務所:都道府県産業保健推進センター136人(平成23年4月1日現在)								
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	仕事や職業生活に強い不安・ストレス等を感じる労働者の割合は約6割を占め、精神障害や脳・心臓疾患に係る労災保険受給者数は増加傾向にある。また、一般定期健康診断の有所見率や業務上疾病者の総数も近年増加傾向にある。さらに、近年増加している非正規労働者は正規労働者に比べより健康管理面の問題を抱えている。このような労働者の健康問題の多様化、深刻化とともに、現下の経済状況の悪化等が、企業における職場の健康確保対策の取組に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、第11次労働災害防止計画では、職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働による健康障害防止対策が国の主要な対策の一つに掲げられ、産業保健活動の活性化も健康確保の基盤として位置づけられている。このような状況下で、事業場の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等に対する相談対応、研修、情報提供等の専門的な産業保健サービスに関する支援ニーズはますます増大しており、本事業は労働者の健康確保を図る上で必要不可欠である。									
22年度目標	アウトカム指標	産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。			22年度実績	アウトカム指標	○	研修利用者の有益であった旨の評価93.8%、相談利用者の有益であった旨の評価99.1%		
	アウトプット指標	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門性による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,500回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する等により、相談件数を2万件以上確保する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。 ④ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。				アウトプット指標	○	①産業保健関係者に対する研修4,737回、②産業保健関係者からの相談34,563件、③ホームページアクセス件数1,871,203件④地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修回数40回		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	① 「計画－実施－評価－改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により研修内容の質の向上が図られていることで、多くの利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であるとの評価を得ていること、特にメンタルヘルス対策等時宜を得た取組が、研修及び相談件数の増加にもつながっている。 ② 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るためホームページによる研修申込みやメールマガジン読者の積極的な獲得の取組を行うとともに、地域の産業保健情報をホームページで頻りに更新したこと等が奏功し、ホームページアクセス件数の増につながっている。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	昨年の閣議決定を踏まえ、専門的、実践的な産業保健研修に特化し、常設の相談窓口を廃止しメール等により対応することと併せて、本センターの集約化を計画的に進めることとなるが、効果的、効率的な事業運営に努め、産業保健の支援活動が後退することのないよう努める。									
評価	—			独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。						

23年度事業概要	平成22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。						
中期的な目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間;平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。 <アウトカム指標> ①研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 <アウトプット指標> ①産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ17,000回以上の研修を実施すること。 ②産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、72,000件以上を実施する。 ③産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上得る。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	有益度については、第一期中期目標期間においては平均して90%を超える実績を確保しているが、次期中期目標期間中である昨年の閣議決定による産業保健推進センターの集約化を進め、少なくとも有益であった旨の評価は80%を下回ることがないように目標を設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	22年度末に6センターが廃止されているが、産業保健の支援活動が後退することのないよう効果的、効率的な事業運営を行うこととしているため、 ①平成23年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努めることとし3,400回とした。 ②平成23年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は廃止するものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件とした。 ③平成23年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより引き続き160万件以上とした。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、19,000件以上確保する。 ③ ホームページのアクセス件数を1,600,000件以上得る。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労働者予防医療センターの運営)						事業番号 (23年度)	9-7	
							事業番号 (22年度)	52	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1号)						担当係	機構調整第一係	
実施主体	(独)労働者健康福祉機構						事業開始年度	平成16年度	
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	就業構造や職場環境の変化に伴い、作業関連疾患が増加する中で、予防医療の観点からの取組を強化し、職場における勤労者の健康確保を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	勤労者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 ・作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。 ・毎年度、独立行政法人評価委員会に諮り、評価又は必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	勤労者予防医療センター(全国9センター):54人(平成23年4月1日現在)							
19年度予算額 (千円)	11,433,445	20年度予算額 (千円)	10,666,270	21年度予算額 (千円)	10,694,150	22年度予算額 (千円)	9,476,959	23年度予算額 (千円)	9,048,644
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,433,445	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,666,270	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,694,150	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	9,476,959	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	近年、過重労働による健康障害、メタボリックシンドローム等を要因とする過労死、職場生活でのストレスによるメンタルヘルス不調等新たな勤労者の健康問題が社会問題化している。これらに対する相談、指導、医療等の重要性はますます高まってきており、今後も勤労者の健康確保の観点から予防医療の一層の推進が必要であり、本事業は不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。			22年度実績	○	① 有用であった旨の評価:92.7%(前年度実績:91.8%) ※「有用であった」旨の回答(2,790件)/回答者数(3,010件)		
	アウトプット指標	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③ 講習会を延べ人数:17,000人以上 ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上			22年度実績	○	① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:155,643人(前年度実績:159,308人) ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:25,077人以上(前年度実績:25,725人) ③ 講習会を延べ人数:17,155人以上(前年度実績:21,135人) ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,789人以上(前年度実績:4,415人)		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導・相談の質の向上、勤労者等の利便性の向上、利用者に対する満足度調査の結果のフィードバックについて、以下の取組等を行ったことが、指導・相談件数の増加及び高い満足度の確保につながった。 ① 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会においては、予防医療に関する社会の方向性等を把握に努め、また、予防関連学会等においては、最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用した。 ② 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項については、業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックした。 ③ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について平日の時間外や、土、日、祝日にも実施し、さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行った。また、時間の都合で勤労者予防医療センターに来られない勤労女性妊婦に対して、出張母親教室を実施した。さらに、遠方の企業に出張して心理カウンセラーによるカウンセリングを実施した。 ④ 利用者満足度調査を実施し、2,790人(回答者の92.7%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。この満足度調査で把握した利用者の意見を分析し、利用者のニーズに合わせた指導メニューや検査内容、利用しやすい実施時間への変更等の迅速な対応を行った。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>22年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会においては、予防医療に関する社会の方向性等の把握に努め、また、予防関連学会等においては、最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用する。</p> <p>② 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項については、業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックする。</p> <p>③ 勤労者の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯にも指導・相談等を行うとともに、出張による個別指導・講習会についても企業等の希望に合わせた時間帯に実施する。また、来所が困難な勤労者に対しては、電話や電子メールを利用した指導を行うとともに、ホームページ上での情報提供についても積極的に推進する。</p> <p>④ 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持促進に関するニーズ調査については、その結果について評価・分析を行い、企業のニーズに応じたテーマでの講習会の開催や時間外及び出張による指導や講習を行う。</p>						
評価	—	独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月に実施予定)。					
23年度事業概要	平成22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p>						
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>&lt;アウトカム指標&gt; 指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; 勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ760,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ110,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ12,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ20,000人以上に実施する。</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>&lt;アウトカム指標&gt; アウトカム指標の満足度調査については、前中期目標の70%以上を達成したことを踏まえ、中期目標においては、利用者のさらなる満足度を得るため、80%以上に上方修正したことから、中期目標の目標設定値に沿ったもの(平成22年度と同水準)。</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt; 過労死予防対策の個別又は集団指導、勤労者心の電話相談及び勤労女性の生活指導については、指導実務者の労働時間により指導件数の実施可能件数により設定した。しかしながら、指導スタッフの配置人数は現状維持で、実施時間等は時間外、休日にも指導を行うことから、各指導の実施可能件数が飽和状態となったため、平成23年度計画数については平成22年度と同水準とした(下記参照)。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。</p>						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上に実施</p> <p>②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上に実施</p> <p>③メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上に実施</p>	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費							事業番号 (23年度)	10
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第1,2,3,7,8,9号)							担当係	機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。							
	対象 (誰／何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等において施設整備計画を定めており、増改築等工事や機器整備を実施している。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構本部及び(独)労働者健康福祉機構が運営する施設							
19年度予算額 (千円)	10,040,233	20年度予算額 (千円)	8,832,391	21年度予算額 (千円)	2,746,548	22年度予算額 (千円)	1,186,644	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	3,194,106 (736,934)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	10,039,645	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	8,832,119	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,438,572	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	1,185,800	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	52.4	22年度 予算執行率(%)	99.9		
事業／制度の必要性	<p>労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスベスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通じて、職業生活の中断を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。</p> <p>このため、臨床データを基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業である。</p> <p>これらに必要な運営経費や、施設改修・研究等機器の整備等に対しては、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施。						
23年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表する。						
中期的な目標	(独)労働者健康福祉機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	中期目標に基づき、既存の施設等の耐用年数、使用頻度等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を立て、これに基づき契約を進めていることから、これらの計画の適正な実施を図る。						
23年度目標(アウトプット指標)	平成23年度施設整備計画に基づき適切に実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	平成22年度予算においては、対中期計画で62%を削減し、また、平成23年度予算においても、更に対中期計画比で16%の削減を図ったところであり、老朽化の著しい箇所や使用に耐えない物等が多いため、これ以上の削減は困難である。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項	東日本大震災により、被災地域の労災病院(青森、東北、福島労災病院)等の被害が甚大であることから、労働者を含めた被災者に対する医療の提供体制を早急に回復させるため、平成23年度において施設整備費補助金を措置し、外壁補修等の復旧工事を行う。						

事業名	労災関係調査研究(化学物質等による健康影響・疾病に関する調査研究) 【22年度限りの経費】						事業番号 (23年度)	11	
							事業番号 (22年度)	15,44	
事業の別	社会復帰促進等事業						担当係	職業病認定業務第二係	
実施主体	中央労働災害防止協会						事業開始年度	平成22年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 未契約 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的(何のため)	平成21年12月に取りまとめられた「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」において、「労働基準法施行規則第35条専門検討会の分科会において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望む」との要望がなされたところであるが、同検討会の分科会における検討に当たっては、最新の化学物質等による疾病に関する医学的知見の基礎資料が必要不可欠であるため、国内外の化学物質等による疾病の医学的知見に関する調査研究を実施するものである。							
	対象(誰/何を対象に)	総合評価落札方式に選定した者によって、化学物質等による疾病に関する医学的知見を収集する。							
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行う。 (1)検討内容:①症例に収集のための検討、②医学文献の収集のための検討 (2)症例及び文献の収集:検討委員会において収集すべきとした医学文献等を収集する。 (3)収集した症例及び医学文献のレビュー:検討委員会において、収集した症例について分析及び評価を行うとともに、収集した医学文献についてレビューを作成し、それらを報告書としてまとめる。							
	実施体制	職場における化学物質等による疾病に関する診断・治療及び労災補償上の取り扱いについて、専門的知見又は豊富な臨床経験を有する医師10名程度で構成する検討委員会。							
19年度予算額(千円)	—	20年度予算額(千円)	—	21年度予算額(千円)	—	22年度予算額(千円)	19,941	23年度予算額(千円)	—
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額※事務費を除く(千円)	—	20年度決算額※事務費を除く(千円)	—	21年度決算額※事務費を除く(千円)	—	22年度決算額※事務費を除く(千円)※予定額	14,447	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度予算執行率(%)	—	20年度予算執行率(%)	—	21年度予算執行率(%)	—	22年度予算執行率(%)	72.6		
事業/制度の必要性	業務上の疾病のうち、化学物質等による疾病について定めている労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づく厚生労働大臣告示(以下「化学物質等による疾病に係る告示」という。)の見直しに当たっては、最新の化学物質等による疾病に関する医学的知見の基礎資料が必要不可欠であるため。								
22年度目標	アウトカム指標	医学的知見の収集を適切に行い、報告書として取りまとめることにより、化学物質等による疾病に係る告示の見直しのための基礎資料を得る。			22年度実績	アウトカム指標	○	医学的知見の収集を適切に行い、報告書としてとりまとめ、化学物質等による疾病に係る告示の見直しのための基礎資料を得た。	
	アウトプット指標	検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行う。			アウトプット指標	○	検討委員会を設置し、国内外の化学物質等による疾病に関する医学的知見の調査・収集及び分析・評価を行った。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者の的確な選定及び受託者による計画的な調査研究の実施により目標を達成。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	22年度限りの事業である。								
評価	A			22年度限りの経費					

23年度事業概要	—								
23年度目標(アウトカム指標)	—								
中期的な目標	—								
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—								
23年度目標(アウトプット指標)	—								
23年度重点施策との関係	—								
24年度要求に向けた事業の方向性	—								
24年度重点施策との関係	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
その他特記事項									

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (23年度)	12
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号))							担当係	法規係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和43年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とする者。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額104,530円、最低保障額56,720円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額78,400円、最低保障額42,540円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額52,270円、最低保障額28,360円) ※いずれも平成23年度の月額							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
19年度予算額 (千円)	15,344	20年度予算額 (千円)	13,954	21年度予算額 (千円)	12,990	22年度予算額 (千円)	12,173	23年度予算額 (千円)	11,778
うち事務費	72	うち事務費	70	うち事務費	70	うち事務費	67	うち事務費	64
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	12,998	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	12,408	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,615	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	(集計中)	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	85.1	20年度 予算執行率(%)	89.4	21年度 予算執行率(%)	89.9	22年度 予算執行率(%)	(集計中)		
事業／制度の必要性	労災保険法第29条第1項第2号においては、社会復帰促進等事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことが規定されている。 本事業は、当該規定に基づき、平成8年の介護(補償)給付の創設に伴い廃止されることとなった「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の受給者であった者に対して、経過措置として、同法に基づく介護料を引き続き支給するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	上記事業概要と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給」については、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために標記目標を設定。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災就労保育援護経費								事業番号 (23年度)	13
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)								担当係	法規係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署								事業開始年度	昭和45年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業 / 制度 概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
	対象 (誰/何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる者。								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)								
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。								
19年度予算額 (千円)	2,781,178	20年度予算額 (千円)	2,758,952	21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740	
うち事務費	11,278	うち事務費	11,312	うち事務費	11,298	うち事務費	10,746	うち事務費	7,205	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,746,772	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,712,749	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	2,878,225	※予算執行率は事務費を考慮していない ※予算額、事務費及び決算額については、労災 就労援護経費、労災就労保育援護経費を合算し たもの		
19年度 予算執行率(%)	99.2	20年度 予算執行率(%)	98.7	21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必 要性	労災保険法第29条第1項第2号においては、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を行うことが規定されている。 本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学資等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないよう、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—			
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—			
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—									
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—									
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	上記事業概要と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就労保育援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために標記目標を設定。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災就学援護経費							事業番号 (23年度)	14
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)							担当係	法規係
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和45年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
	対象 (誰／何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる者。							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。 ・小学生・・・12,000円(一人月額) ・中学生・・・16,000円(一人月額) ・高校生等・・・18,000円(一人月額) ・大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)							
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施。							
19年度予算額 (千円)	2,781,178	20年度予算額 (千円)	2,758,952	21年度予算額 (千円)	2,770,818	22年度予算額 (千円)	2,888,971	23年度予算額 (千円)	2,899,740
うち事務費	11,278	うち事務費	11,312	うち事務費	11,298	うち事務費	10,746	うち事務費	7,205
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,746,772	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,712,749	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,731,832	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	2,878,225	※予算執行率は事務費を考慮していない ※予算額、事務費及び決算額については、労災 就学援護経費及び労災就労保育援護経費を合 算したもの	
19年度 予算執行率(%)	99.2	20年度 予算執行率(%)	98.7	21年度 予算執行率(%)	99.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必 要性	労災保険法第29条第1項第2号においては、社会復帰促進等事業として、被災労働者の遺族の就学の援護を行うことが規定されている。 本事業は、当該規定に基づき、被災労働者の遺族等が、学資等の支弁が困難なことを理由として就学等を諦めることがないよう、必要な支援を行うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—	22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—			
				×	—				
	アウトプット 指標	—		アウト プット指 標	○	—			
				×	—				
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	上記事業概要と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「労災就学援護費」については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために標記目標を設定。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災保険相談員設置費							事業番号 (23年度)	15	
								事業番号 (22年度)	—	
事業の別	被災労働者等援護事業							担当係	総務係	
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	昭和44年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）									
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働基準監督署等に労災保険相談員を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。								
	対象 (誰／何を 対象に)	公募により採用した労災保険相談員により、被災労働者、事業主等に対し、労災保険に係る相談業務等を行う。								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の迅速・適正な実施のため、以下の事務を行う。 (1) 労災保険の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導 (2) 労災保険の特別加入に関する相談及び指導 (3) 業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導 (4) 労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導 (5) その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力								
	実施 体制	労働基準監督署等に配置し、事業を実施する。								
19年度予算額 (千円)	940,796	20年度予算額 (千円)	846,649	21年度予算額 (千円)	845,381	22年度予算額 (千円)	852,915	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	913,636 (109,768)	
うち事務費	940,796	うち事務費	846,649	うち事務費	845,381	うち事務費	852,915	うち事務費	913,636	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない ※平成22年度の決算額は見込み。		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—			
事業／制度の必 要性	全国の労働基準監督署へは、日々被災労働者をはじめとして、労災保険の各種認定基準や保険給付等手続き、社会復帰促進等事業等についての問い合わせが寄せられているところであり、こうした相談等については、職員や労災保険相談員等の非常勤職員が行っているところである。一方で、職員は、労災請求に対する調査・認定作業をも行っており、労災保険に係る業務の迅速・適正かつ円滑な運営のために労災保険相談員は必要不可欠なものである。									
22年 度目 標	アウトカム 指標	—			22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題		—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働基準監督署利用者の満足度を測るため、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものである。平成22年度における、労災保険に係る国民の皆様の声に占める労災担当者に対する苦情の割合が約6%であったことから、5%と設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。なお、配付するFAQに掲載する相談例は100件以上とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうちの5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	労災ケアサポート事業経費						事業番号 (23年度)	16	
							事業番号 (22年度)	20	
事業の別	被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）						担当係	年金福祉第一係	
実施主体	財団法人 労災サポートセンター（平成23年度は、全国を7ブロック（北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分割して契約）						事業開始年度	昭和52年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：財団法人労災サポートセンター） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図ることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	労災年金受給者及びその家族							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成							
	実施 体制	ブロック毎に、統括する組織を設置し、事業を実施する。							
19年度予算額 (千円)	1,714,969	20年度予算額 (千円)	1,598,304	21年度予算額 (千円)	1,443,230	22年度予算額 (千円)	854,127	23年度予算額 (千円)	699,131
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,531,349	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,506,962	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,387,064	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	854,092	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	89.3	20年度 予算執行率(%)	94.3	21年度 予算執行率(%)	96.1	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必 要性	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対して、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに 附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給 付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである（介 護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等）。 また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しや すいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発生しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状 がみられること、また、一人暮らしの者も相当数いることから、医師・看護師による専門的な支援が必要である。 22万2千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中 でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は6 0歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これらの労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護 を図ることは、国の責務と考えている。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	本事業に対する利用者から、介護、看 護、健康管理、精神的ケア等の上で有 用であった旨の評価を90%以上得る。		22年 度実 績	アウトカム 指標	○	有用であった旨の評価:95.4% ※27,966(有用の評価)/29,309(総回答数) ※利用者数 27,043人 うちアンケート実施者 11,685人 うちアンケート回答者 9,958人 総回答数 29,309件 うち有用であった旨の評価 27,966件		
	アウトプット 指標	重度被災労働者等に対して、訪問支援 を年間2万3千件以上実施する。			アウト プット指 標	○	訪問支援の件数:26,977件		
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	重度被災労働者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、看護師等の専門スタッフによる訪問支援等が適切に行わ れたため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	引き続き、重度被災労働者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を適切に実施することとする。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	<p>全国に点在する労災年金受給者(主として65歳未満の重度被災労働者)及びその家族に対して、ブロック毎に次の業務を実施する。</p> <p>① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援  ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談  ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を実施するため、実施方法の見直し等事務・事業の効率化を図る。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>事業目的が対象者においてどの程度達成されているものかという、事業に対する評価を的確に計るため、端的に事業に対する評価として「有用」性を指標としたものである。</p> <p>なお、本事業については、22年度実績を踏まえるとともに、毎年異なる評価者(労災年金受給者)に対し、多岐にわたる指導を行うことを考慮しつつ、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、目標値を90%と設定したものである。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	調達方法について、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師による訪問支援を行うというサービスの特性からも、高い専門性と信頼性を有する事業主体を選定する必要があるものの、他の主体の参入可能性を高めるための検討を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価の目標(90%以上)を、四半期毎にモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
		アウトプット指標 訪問支援の目標件数(1万1千1百件以上)を、四半期毎にモニタリングする。					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	新規労災年金受給者支援経費 【平成22年度限りの経費】							事業番号 (23年度)	17
								事業番号 (22年度)	13
事業の別	被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）							担当係	年金福祉第一係
実施主体	財団法人 労災サポートセンター							事業開始年度	平成21年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：財団法人 労災サポートセンター） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図る。 また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施し、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与することにより、労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	新規労災年金受給者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	① 新規労災年金受給者に対する説明会の実施 ② 労災年金定期報告書の点検等事務							
	実施体制	各都道府県において新規労災年金受給者に対する支援等を齊一かつ適正に実施する。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	35,046	22年度予算額 (千円)	60,327	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	27,215	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	46,633	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	77.7	22年度 予算執行率(%)	77.3		
事業／制度の必要性	本事業は、新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図るものである。また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施し、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与することにより、労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図るものである。								
22年度目標	アウトカム指標	本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。			22年度実績	アウトカム指標	○	有用であった旨の評価：94.6% ※1,946(有用の評価)／2,057(総回答数) ※利用者数 935人 うちアンケート実施者 743人 うちアンケート回答者 692人 総回答数 2,057件 うち有用であった旨の評価 1,946件	
	アウトプット指標	説明会等を全国で146回以上開催すること。				アウトプット指標	○	説明会等開催回数：149回	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	新規労災年金受給者が今後の年金生活を送る上で必要となる指導について、説明会等で適切に行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	省内事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度限りで事業を廃止し、平成23年度から国による直接実施に切り替えることとした。								
評価	A			平成22年度限りで廃止					

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	休業補償特別援護経費							事業番号 (23年度)	18
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	被災労働者等援護事業							担当係	業務係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和57年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	休業待機3日間の休業補償を受けられない者の援護を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	遅発性疾患に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待機3日間の休業補償を受けられない者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾患に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、休業補償3日分に相当する額に関する申請に基づき支給を行う。							
19年度予算額 (千円)	620	20年度予算額 (千円)	600	21年度予算額 (千円)	567	22年度予算額 (千円)	492	23年度予算額 (千円)	1,917
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	567	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,437	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	981	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	91.5	20年度 予算執行率(%)	239.5	21年度 予算執行率(%)	173.0	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の 必要性	本事業は、遅発性疾患に罹患した被災労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待機3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—		22年度 実績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
22年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1ヵ月以内での支給決定を目標として設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (23年度)	19
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	被災労働者等援護事業							担当係	企画調整係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成7年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] （補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているものである。							
	対象 (誰／何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。							
	実施体制	都道府県労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	19,000	20年度予算額 (千円)	16,000	21年度予算額 (千円)	12,000	22年度予算額 (千円)	24,000	23年度予算額 (千円)	49,000
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	11,000	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	18,000	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	36,000	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	27,000	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	57.9	20年度 予算執行率(%)	112.5	21年度 予算執行率(%)	300.0	22年度 予算執行率(%)	112.5		
事業／制度の 必要性	重度被災労働者の遺族の生活を援護するために社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—		22年度 実績	アウトカム 指標	○	—		
						×	—		
22年度 目標	アウトプット 指標	—		22年度 実績	アウト プット指 標	○	—		
						×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「長期家族介護支援金」については、遺族から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないものであるが、それに代わり請求から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために標記目標を設定。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	労災特別介護施設設置費		事業番号 (23年度)	20					
			事業番号 (22年度)	21					
事業の別	被災労働者援護事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）		担当係	年金福祉第一係					
実施主体	国土交通省に支出委任		事業開始年度	平成元年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（国土交通省に支出委任）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	<p>労災特別介護施設(以下「施設」という。)は、高齢化の進展等により在宅での介護が困難な高齢重度被災労働者のための介護施設として、平成4年より順次開所され、現在、全国で8か所設置されているが、開所以来19年から10年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。</p> <p>これら施設の不備をそのまま放置することは、入居者の生命・生活を脅かしかねず、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設の入居者の安全な生活環境の整備及び円滑な運営を図るため、施設の特別修繕を行う必要がある。</p>							
	対象 (誰／何を対象に)	特別修繕が必要な労災特別介護施設(北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛、熊本の計8施設)。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕。							
	実施体制	国が設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の特別修繕を国土交通省に支出委任している。							
19年度予算額 (千円)	132,131	20年度予算額 (千円)	161,653	21年度予算額 (千円)	159,129	22年度予算額 (千円)	152,129	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	442,720 (291,278)
うち事務費	132,131	うち事務費	161,653	うち事務費	159,129	うち事務費	152,129	うち事務費	442,720
19年度決算額 (千円)	—	20年度決算額 (千円)	—	21年度決算額 (千円)	—	22年度決算額 (千円)	—		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。</p> <p>また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被害者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。</p> <p>労働災害により被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、労災特別介護施設を設置・運営し、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものである。</p> <p>よって、今後も労災特別介護施設を運営するにあたっては、経年劣化に耐用するため施設の特別修繕が必要となる。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)					—				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題					—				
評価	—		昨年度までは目標管理対象外						

23年度事業概要	高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕。						
23年度目標(アウトカム指標)	蓄熱槽及び配管更新工事実施後、工事実施前の保守点検回数(月当たり平均5回)を工事実施後、月平均3回以下とする。						
中期的な目標	経年劣化が進む労災特別介護施設の特別修繕を計画的に実施する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	愛媛施設の蓄熱槽は、効率的な冷暖房の運転に必要な不可欠なものであるが、2機設置してあるうちの1機の蓄熱槽については、蓄熱槽内の冷温水配管及び冷媒用コイルが腐食し、冷媒漏れが発生しており、稼働を中止しているところである。また、稼働中の蓄熱槽については漏れが発見されていないものの、停止中の蓄熱槽と同様に内部の冷温水配管及び冷媒用コイルも腐食している状態にあるが、たびたび保守点検を実施し稼働させている状況にある。 保守点検の実施中(月平均5回程度、1回2時間～3時間)は、一部の冷暖房が停止することとなるため、蓄熱槽及び配管更新工事を実施することにより、保守点検回数を減らし、入居者の生命・健康の確保に必要な冷暖房を円滑に稼働させることとする。						
23年度目標(アウトプット指標)	労災特別介護施設(愛媛施設)の蓄熱槽及び配管更新工事に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を迅速に実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、施設運営を適切にできるよう計画的な予算要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	契約が適切になされているか、工期までに適切に工事が実施されているか、支出委任先の愛媛地方整備局に確認をする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	労災特別介護支援経費							事業番号 (23年度)	21
								事業番号 (22年度)	21
事業の別	被災労働者支援事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）							担当係	年金福祉第一係
実施主体	財団法人労災サポートセンター（平成23年度は、8施設に分割して契約）							事業開始年度	平成元年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：財団法人労災サポートセンター） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	<p>労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図ることを目的とする。</p>							
	対象 (誰/何を対象に)	<p>労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）。</p>							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するための施設運営</p>							
	実施体制	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。</p>							
19年度予算額 (千円)	3,023,372	20年度予算額 (千円)	2,837,444	21年度予算額 (千円)	2,524,534	22年度予算額 (千円)	2,269,423	23年度予算額 (千円)	2,115,887
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,516,363	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,694,402	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,482,273	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	2,269,416	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	83.2	20年度 予算執行率(%)	95.0	21年度 予算執行率(%)	98.3	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに付随して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の支援等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである（介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等）。</p> <p>また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発生しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被害者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。</p> <p>労働災害により被災した損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、労災特別介護施設を設置・運営し、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものである。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	<p>本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。</p>			22年度実績	アウトカム指標	○	<p>有用であった旨の評価93.3%  ※11,888(有用の評価)／12,745(総回答数)  ※利用者 722人  うちアンケート実施者 574人  うちアンケート回答者 557人  総回答数 12,745件  うち有用であった旨の評価 11,888件</p>	
	アウトプット指標	<p>全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%を維持する</p>				アウトプット指標	○	<p>入居者数(年平均)約722名  入居率 90.2%</p>	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>高齢重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適切に提供したため。</p>								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>引き続き、労災傷病による傷病・障害の特性に応じた心身両面にわたる適切で専門的な介護を、安定的に実施することとする。</p>								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。						
中期的な目標	高齢重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を実施するため、事務・事業の効率化を図る。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業目的が対象者においてどの程度達成されているものかという、事業に対する評価を的確に計るため、端的に事業に対する評価として「有用」性を指標としたものである。本事業については、22年度実績を踏まえるとともに、施設の入居者から年1回、定期的に調査を行うことにより、事業の有用性について、一定の高い水準を担保することを意図して、目標値を90%と設定したものである。						
23年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上の状態を維持する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	調達方法について、重度被災労働者に対する施設介護サービスを提供するという特性からも、高い専門性と安全性、安定的な事業運営ができる事業主体を引き続き選定していく必要があるものの、他の主体の参入可能性を高めるための検討を引き続き行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトプット指標 入居率の達成目標(90%以上)に関して、その達成の状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	入居者の多くは、代筆者がいないとモニタリングにも応じられないなどの重度被災労働者であり複数回モニタリングを行うことは入居者負担になること及び、平成23年度仕様書においても年1回調査としているため。						
その他特記事項							

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費						事業番号 (23年度)	22	
							事業番号 (22年度)	19	
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号						担当係	福祉係	
実施主体	(財)労災保険情報センター(23年度委託先)						事業開始年度	昭和63年	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(財)労災保険情報センター ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	国が行う労災認定や労災診療費の支払に係る行政決定に関する一連の業務を迅速かつ適正に行うため。							
	対象 (誰／何を対象に)	企画競争による選定を経て、平成22年度は(財)労災保険情報センターへ委託。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払を確保するため、労災レポートに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託するもの。							
	実施体制	(財)労災保険情報センター本部及び全国47地方事務所							
19年度予算額 (千円)	3,493,430	20年度予算額 (千円)	3,534,218	21年度予算額 (千円)	3,346,782	22年度予算額 (千円)	3,250,731	23年度予算額 (千円)	1,551,848
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,493,430	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,221,219	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	3,331,412	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	91.1	21年度 予算執行率(%)	99.5	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必要性	平成23年度中に委託事業を廃止し、国が直接行う。								
22年度目標	アウトカム指標	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	労働局において妥当とされた件数の割合は、99%であった。 ※労働局において妥当とされた件数(455,839件)／受託者による疑義指摘件数(456,019件)	
	アウトプット指標	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。				アウトプット指標	○	労働局への成果物の提出期限を確実に遵守した割合は、100%であった。 ※労働局へのアンケート調査による。	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受託者の本部主催による「各種中央専門研修」、各地方事務所において実施する「事例検討研究会」及び医師を講師とした「医学的知識の習得研修」などを通じて、職員の審査点検業務に係る能力及び意識を高いレベルで維持できたことによる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標に応じた実績を達成できるよう指導する。								
評価	A(施策継続)			(成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続)					



23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。						
中期的な目標	当該委託事業は、平成23年度中に国へ集約化することとしている。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働局において、受託者が行った事前点検の制度を維持するため、疑義付箋の内容を確認し、疑義指摘としての適否を把握する。						
23年度目標(アウトプット指標)	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期ごとにRICから労働局へ審査点検後のレポート及び疑義付箋等が期日までに提出されている割合	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費							事業番号 (23年度)	23
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号							担当係	福祉係
実施主体	(財)労災保険情報センター(23年度交付先)							事業開始年度	平成元年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災指定医療機関制度」の維持、充実を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。							
	実施体制	(財)労災保険情報センターと貸付契約を締結している労災指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。							
19年度予算額 (千円)	8,019,497	20年度予算額 (千円)	7,821,739	21年度予算額 (千円)	5,541,774	22年度予算額 (千円)	3,322,040	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	4,095,241 (975,407)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	8,019,497	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	7,821,739	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	5,541,774	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必要性	労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災指定医療機関を確保・維持することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み（現物給付）である「労災指定医療機関制度」の維持、充実を図るため、労災指定医療機関において被災労働者への診療（国による被災労働者に対する現物給付）に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（財）労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。							
23年度目標（アウトカム指標）	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。（平成23年3月末現在 39,184機関）							
中期的な目標	—							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方（アウトカム指標設定困難な場合はその理由）	—							
23年度目標（アウトプット指標）	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	（財）労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災指定医療機関制度の維持及び充実を図る。							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	毎月10日までにあった請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項								

事業名	労災援護金等経費							事業番号 (23年度)	24
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号							担当係	福祉係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成16年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者。							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。							
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給決定を行う。							
19年度予算額 (千円)	26,751	20年度予算額 (千円)	19,043	21年度予算額 (千円)	17,479	22年度予算額 (千円)	17,508	23年度予算額 (千円)	16,316
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	16,999	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	15,387	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	15,886	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	63.5	20年度 予算執行率(%)	80.8	21年度 予算執行率(%)	90.9	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の 必要性	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用等を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業として必要な事業である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—		昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の福祉の増進を図るため、当該被災労働者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。						
23年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度の標準処理期間に準じ、1ヵ月以内での支給決定を目標として設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。						
その他特記事項							

事業名	石綿関連疾病診断技術研修事業		事業番号 (23年度)	25					
			事業番号 (22年度)	2					
事業の別	社会復帰促進事業		担当係	職業病認定業務第二係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構		事業開始年度	平成18年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(独)労働者健康福祉機構) ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見の読影・検索方法や労災補償上の取扱い等について研修を実施することにより、医療関係者による労災請求の勧奨等を通じて、被災労働者の援護を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	企画競争によって選定した者により、呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者を対象に研修を実施。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について							
	実施体制	研修プログラム検討委員会を設置し、研修プログラムの選定・作成を行った上で、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見の読影・検索方法や労災補償上の取扱い等についての研修を全国複数の地域で実施する。							
19年度予算額 (千円)	32,295	20年度予算額 (千円)	28,766	21年度予算額 (千円)	35,211	22年度予算額 (千円)	23,120	23年度予算額 (千円)	22,798
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	16,147	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	23,977	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	32,698	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	19,124	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	50.0	20年度 予算執行率(%)	83.4	21年度 予算執行率(%)	92.9	22年度 予算執行率(%)	82.8		
事業／制度の必要性	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する必要があるもの。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について								
22年度目標	アウトカム指標	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人)		22年度実績	アウトカム指標	○	受講者からの「有意義であった」旨の回答率は80%以上であった。(受講者687人、アンケート実施414人、有意義であった旨の回答340人)		
	アウトプット指標	全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。			アウトプット指標	○	計21回の研修を実施し、延べ687人を対象に研修を実施した。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	受講者において石綿関連疾患の診断に係る指導的人材を効果的に確保、活用できたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	研修内容について最新の医学的知見等を反映したものになるよう改善を図る。								
評価	A(施策継続)		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続						

23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	全国の呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取り扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者500人、有意義であった旨の回答400人)						
中期的な目標	研修内容について最新の医学的知見等を反映したものになるよう改善を図りながら、本事業を継続実施し、石綿関連疾患に係る全国的な診断体制を確立する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	23年度についても、引き続き医療従事者に対する石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図ることが重要であるため、前年度と同様の規模で事業を継続実施し、少なくとも前年度と同水準の成果を得るよう努力する。						
23年度目標(アウトプット指標)	全国各地域において、計17回の研修を実施し、延べ500人が受講すること。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	未定						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は研修を実施するものであるが、毎四半期コンスタントに行うものではないため、馴染まない。						
その他特記事項							

事業名	業務上疾病に関する医学的知見の収集						事業番号 (23年度)	26	
							事業番号 (22年度)	18	
事業の別	社会復帰促進等事業						担当係	職業病認定業務第一係	
実施主体	(株)富士通総研(平成22年度委託先)						事業開始年度	21年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 未契約) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	個別事案における業務上外の判断や、認定基準の見直しに係る検討を行うに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、当該疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、受動喫煙による疾病及びILO職業病リストに新規追加され、国内において規定されていない疾病(以下「対象疾病」という。)に係る国内外の医学文献の収集を実施することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	総合評価落札方式で選定した業者によって、業務上疾病に関する医学的知見を収集する。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)対象疾病に関する国内外の医学文献を収集する。 (2)医学文献検討委員会を組織し、収集した文献のレビューを作成する。 (3)報告書を作成する。							
	実施体制	対象疾病に関する十分な医学的知見を有する5名以上の医学専門家で構成する医学文献検討委員会。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	15,743	22年度予算額 (千円)	15,567	23年度予算額 (千円)	15,507
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	14,449	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	6,631	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	91.8	22年度 予算執行率(%)	42.7		
事業／制度の必要性	認定基準の改訂・策定や労働基準法施行規則の改正を検討するに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、対象疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、対象疾病に係る国内外の最新の医学文献を収集する必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。			22年度実績	アウトカム指標	○	脳・心臓疾患に係る医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得ることができた。	
	アウトプット指標	収集文献数 1500文献				アウトプット指標	○	収集文献数 1518文献	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	最新の医学的知見の収集に係る高い専門能力を有する受託者を的確に選定できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、高い専門能力を有する受託者の的確な選定に努める。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)					



23年度事業概要	認定基準の改訂・策定や労働基準法施行規則の改正を検討するに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、対象疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、対象疾病に係る国内外の最新の医学文献を収集を実施することを目的とする。						
23年度目標(アウトカム指標)	医学的な知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	迅速・適正な労災認定のための基礎資料の集積。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	認定基準の改訂・策定や労働基準法施行規則の改正を検討するに際しては、あらゆる最新の医学的知見を踏まえ、対象疾病の発生と業務との関係を明らかにすることが不可欠であるため、適切な知見の収集等を目標とした。						
23年度目標(アウトプット指標)	収集文献数 1500文献						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、契約期間内に、対象疾病に関する国内外の医学文献を収集し、報告書を作成するものであるため、馴染まない。						
その他特記事項							

事業名	石綿確定診断等事業		事業番号 (23年度)	27					
			事業番号 (22年度)	1					
事業の別	社会復帰促進事業		担当係	職業病認定業務第二係					
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(23年度委託先)		事業開始年度	平成21年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(独)労働者健康福祉機構 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度 概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患の確定診断等について、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に対して委託をし、迅速・適正な労災保険給付等を行うことにより、被災労働者の援護を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	企画競争によって選定した者により、石綿関連疾患に関する複数の専門家による確定診断委員会を開催し、医学的資料を基に確定診断を実施。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する。 ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。							
	実施体制	石綿関連疾患に関する複数の専門家による確定診断委員会。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	25,316	22年度予算額 (千円)	25,344	23年度予算額 (千円)	17,685
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	28	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	8,996	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	13,005	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	35.5	22年度 予算執行率(%)	51.4		
事業/制度の 必要性	石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適正な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する必要があるもの。 ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。								
22年度 目標	アウトカム 指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。	22年度 実績	アウトカム 指標	○	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断の依頼があった119件について、100%疾患を確定することができた。			
	アウトプット 指標	労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。		アウトプット 指標	○	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断の依頼があった119件について、確定診断委員会を開催し、100%疾患を確定することができた。			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)					

23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行ったものについて、100%疾患を確定する。						
中期的な目標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を行った全てについて、確実に疾患を確定するため、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に委託し、効率的な実施に努める。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業は労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けて実施するものであり疾病名の確定が重要であるため。						
23年度目標(アウトプット指標)	労働基準監督署からの依頼に基づき確定診断委員会を開催し、全件について確定診断を実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、引き続き要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼に対して、疾患を確定した割合	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	安全衛生等事務費							事業番号 (23年度)	28
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	管理係
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要がある、労働安全衛生対策推進のために監督指導等を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を購入するものである。(事務費) 労働安全衛生対策の推進のため、厚生労働省本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署における一般行政経費							
	対象 (誰／何を対象に)	職員							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	職員が適切に労働安全衛生対策を推進するために必要な消耗品等の購入、期間業務職員(非常勤職員)に係る経費及び安全衛生推進に係る経費として支出する。							
	実施体制	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	481,904	20年度予算額 (千円)	482,843	21年度予算額 (千円)	451,969	22年度予算額 (千円)	460,079	23年度予算額 (千円)	301,119
うち事務費	481,904	うち事務費	482,843	うち事務費	451,969	うち事務費	460,079	うち事務費	301,119
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	必要な消耗品等を購入することにより、適切に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な経費である。 また、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき労働者の安全と健康の確保のための各種労働安全衛生対策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度と同様							
23年度目標(アウトカム指標)	労働安全衛生対策のための監督指導等に必要な消耗品等を購入し、同対策を着実に推進することにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。							
中期的な目標	—							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、趨勢的に減少傾向を維持していることから、今年度も労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。							
23年度目標(アウトプット指標)	監督署の業務において労働安全衛生対策の推進を実施するにあたり必要な消耗品である書籍やコピー用紙などを購入する。							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求する。							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上 の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度 第一四半期	平成23年度 第二四半期	平成23年度 第三四半期	平成23年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項								

事業名	安全衛生関係等調査研究費						事業番号 (23年度)	29	
							事業番号 (22年度)	16	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)						担当係	企画法規係	
実施主体	民間団体						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:民間調査団体) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	業務委託契約や請負契約に基づいて就業する請負自営業者について、労働者として保護すべきである者にもかかわらず、労働基準法や最低賃金法等、労働基準関係法令が適用されていない場合、保護に欠けるおそれがあり、その契約内容や就労実態について把握しておく必要があるため。							
	対象 (誰/何を対象に)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について調査研究を行う。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握するため、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。							
	実施体制	民間調査機関で実施							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	12,912	23年度予算額 (千円)	8,048
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	10,500	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	81.3		
事業/ 制度の必要性	就業形態の多様化に伴い、業務委託契約や請負契約に基づいて就業する個人請負型就業者が増加している中で、実態として雇用労働と変わらない者や、自営であるものの雇用労働に近い実態を有する働き方の者が存在するが、このような者に労働基準法や最低賃金法等、労働基準関係法令が適用されない場合、保護に欠けるおそれがある。このような者の契約内容や就労実態、労働者性に係る問題点について把握するため、調査研究を行う必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	22年度実績	○	欧米諸国における制度・施策の調査研究を実施し、その分析結果を報告書にとりまとめた。					
	×		—						
22年度目標	アウトプット指標	22年度実績	○	欧米諸国における制度・施策の調査研究を実施し、その分析結果を報告書にとりまとめた。					
	×		—						
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	欧米諸国における制度・施策について、調査・研究を行った結果、多重就労に係る労働時間算定に関し、どのような制度・施策が各国で実施されているか実態を把握することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	各国の制度・施策について実態を把握できたものの、背景とする労働時間制度そのものに違いがあることから、各国の制度・施策を日本の現行法制における多重就労者の法的保護の在り方の検討に直接結びつけることは困難であった。諸外国制度の調査研究に当たっては、背景事情が同様の国を調査対象として加えることが今後必要であると考えられる。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について、アンケート調査・ヒアリング調査を実施し、調査結果を取りまとめる。						
23年度目標(アウトカム指標)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態を把握する。						
中期的な目標	雇用類似の関係にある請負自営業者の労働者性に係る問題点について把握する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	業務委託契約や請負契約に基づいて就業する請負自営業者について、労働者として保護すべきである者にもかかわらず、労働基準法や最低賃金法等、労働基準関係法令が適用されていない場合、保護に欠けるおそれがあり、その契約内容や就労実態について把握しておく必要があるため。						
23年度目標(アウトプット指標)	雇用類似の関係にある請負自営業者の契約内容や就労実態について実態を把握し、調査結果を報告書としてとりまとめる。 ・アンケート調査 5,000事業場(予定) ・ヒアリング調査 15事業場(予定)						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査研究事業は一年度単位で行うものであり、成果物(報告書)についても一年の調査研究のとりまとめとして作成するものであるため、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することは困難である。						
その他特記事項							

事業名	危険性・有害性等の調査等普及促進事業							事業番号 (23年度)	30
								事業番号 (22年度)	23
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成19年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(社)日本労働安全衛生コンサルタント会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	多様化する事業場内の危険性・有害性の要因に対応して労働災害の防止を図るためには、職場における労働災害発生のリスクを事前に摘み取ることが必要であることから、事業場における「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)」の実施促進を図るための事業を行う。							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	実施方法:委託事業 調達方法:(平成22年度)企画競争方式による随意契約、(平成23年度)競争最低価格方式による一般競争入札 事業内容:(平成22年度)企業外専門家による安全衛生診断事業等を行う。 (平成23年度)全国の中小零細規模事業場集団を対象としたリスクアセスメント研修事業を行う。							
	実施 体制	(H22年度)(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 (H23年度)株式会社インターリスク総研							
19年度予算額 (千円)	164,565	20年度予算額 (千円)	152,586	21年度予算額 (千円)	241,342	22年度予算額 (千円)	93,794	23年度予算額 (千円)	81,457
うち事務費	5,279	うち事務費	7,099	うち事務費	7035	うち事務費	7,050	うち事務費	7,025
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	159,285	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	168,463	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	149,193	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	86,605	※予算執行率は事務費を考慮していない ※H20年度は、他事業の予算額を当該事業の予定経費として充てて事業実施したため、執行率が100%を上回っている	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	115.8	21年度 予算執行率(%)	63.7	22年度 予算執行率(%)	99.8		
事業／制度の 必要性	第11次労働災害防止計画(平成20年度からの5力年計画)において、期間中の目標としてリスクアセスメントの実施率を着実に向上させることとされており、現状の実施率(38.1%)を踏まえると引き続き事業を実施する必要がある。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	企業外専門家による安全衛生診断を受けた事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。			22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—	
	アウトプット 指標	専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を500事業場に対して行う。				アウト プット指 標	○	500事業場に対して実施した。	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標) 専門家によるリスクアセスメント等の安全衛生診断を個別の事業場に対して行うことにより、事業場において改善措置を講ずることの必要性を事業場に認識してもらうことに努めたものの、改善措置を講じた事業場割合の内訳が安全一般分野で95%、労働衛生分野88%と達成できなかった。 (アウトプット指標) 中小規模事業場に対して、専門家によるリスクアセスメント等の診断を適切に実施できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	省内事業仕分けを踏まえ、費用対効果の観点から、個別事業場に対するリスクアセスメント診断事業は廃止する。 また、平成22年度実績を踏まえ、平成23年度以降は、災害多発業種の中小零細規模事業場集団に対する研修事業により、リスクアセスメントを普及促進を図り、中小零細規模事業場における改善措置を確実に高めるため、安全一般に限定した研修を行うこととする。								
評価	C			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					



23年度事業概要	中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウやこれを担う人材が十分ではないため、中小零細規模事業場においてリスクアセスメントが円滑に導入・実施されるよう、支援を行うことにより、中小零細規模事業場における労働安全衛生水準の向上を図る。						
23年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	23年度は費用対効果も踏まえ、研修(集団指導)形式により実施することとしたが、22年度までの個別指導形式と比べて必然的に個々の事業場の満足度は低下する可能性が高く、実施初年度において95%という従前までの高い数値をそのまま目標として置くことは困難である。さらに、他の研修実施事業における目標設定値を参考として、80%とした。						
23年度目標(アウトプット指標)	リスクアセスメントに係る研修会を開催し、2000名以上を参加させる。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	中小零細規模事業場に対するリスクアセスメントの実施率の向上は、今後の重点課題であることから、実施状況を踏まえて適切な規模での実施ができるよう検討しつつ、引き続き研修事業として要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであり、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	平成23年度労働行政運営方針において、中小規模の事業場におけるリスクアセスメント等の実施促進を図ることとしている。						

事業名	災害事例の労働災害防止活動への活用促進等事業							事業番号 (23年度)	31
								事業番号 (22年度)	27
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務班
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成13年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会) ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	安全衛生活動に必要な情報の提供等を行うため							
	対象 (誰/何を対象に)	①事業者(とくに中小規模)及び労働者 ②技能講習修了者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 事業内容: ①インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。 ②技能講習修了者のデータの一元管理を行う。							
	実施体制	中央労働災害防止協会							
19年度予算額 (千円)	514,240	20年度予算額 (千円)	440,402	21年度予算額 (千円)	428,976	22年度予算額 (千円)	339,894	23年度予算額 (千円)	331,000
うち事務費	3,175	うち事務費	3,070	うち事務費	2,146	うち事務費	2,147	うち事務費	2,147
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	510,945	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	437,332	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	476,765	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	375,290	※予算執行率は事務費を考慮していない ※H21,22年度は、他事業の予算額を当該事業の予定経費として充てて事業実施したため、執行率が100%を上回っている	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	111.7	22年度 予算執行率(%)	111.1		
事業/制度の必要性	労働災害防止対策の推進を図るためには、各事業場の状況に応じた安全衛生対策の策定・実施、労働者への教育の徹底・充実等が不可欠であるが、中小企業をはじめとする各事業者が独自にこれらの適切な情報・安全衛生教材を収集・開発すること等は困難かつ不効率であることから、多くの事業者にとって不可欠な情報の収集・提供等が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	①新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ②コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を2,397万件(過去3年平均)、展示コーナーの利用者数を65,168人(過去3年平均の5%増)以上とする。視聴覚媒体の利用者数は7,500人(前年度)以上にする。			アウトカム指標	○	①労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合:91.7% ②安全衛生情報システムへのアクセス件数:32,476,675件 視聴覚媒体の利用者数:7,905人		
	アウトプット指標	①死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ②労働安全衛生法に基づき平成22年度に届出された新規化学物質を全件追加掲載する。(参考:平成21年度1064件、平成20年度1344件)			アウトプット指標	○	①死亡災害データベースに死亡災害事例を2,143件追加した。 ②労働安全衛生法に基づき平成22年度に届出された新規化学物質を全件(1,158件)追加掲載した。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標について) ①改善措置を講じた事業場の割合については、改善の参考となる災害事例数を従前よりも増やした結果、利用者が参考事例をもとに改善措置を講じやすくなったことが挙げられる。 ②HP上でリスクアセスメント見積もりができるツールなど、ユーザーニーズの高いコンテンツを積極的に取り入れたこと等によりホームページへのアクセス件数は増加した。一方、展示コーナーについては、東日本大震災の影響により、3月11日以降、来館者が大きく減ったことで3月の実績が伸び悩み、結果として目標未達成となった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	(アウトプット指標について) ①死亡災害データベース、労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質ともに、進捗管理を適切に行ったことにより目標を達成できた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	22年度までは「安全衛生情報提供事業」として実施していたが、事業仕分けの結果を踏まえ廃止し、新たに標記事業として実施。								
評価	C			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

23年度事業概要	<p>実施方法:委託事業  調達方法:一般競争入札方式  事業内容:  ①厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に掲載するための災害防止対策、災害事例や化学物質の危険有害性情報等の安全衛生情報等、中小企業等の事業者が自主的な安全衛生活動を行うにあたって必要不可欠となるコンテンツを作成する。  ②上記で作成されたコンテンツを、厚生労働省ホームページにおいて、一元的かつ効果・効率的に発信等を行う。  ③技能講習修了者のデータの一元管理を行う。</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>①サイトへアクセスした企業への抽出調査により、企業の安全衛生対策に役立ったとする割合を90%以上とする。  ②充実した情報提供等により、ホームページへのアクセス件数を2千万件以上とする。</p>						
中期的な目標	<p>第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①事業の効果を検証するため、企業における安全衛生への貢献を指標とする。  ②新規ホームページであること、HP開設を平成23年6月予定としていること、新たに立ち上げるとなることを考慮して目標件数を設定している。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>下記①～③によりホームページ上のコンテンツの一層の充実を図る。  ①労働者死傷病報告のデータベースに新たに30,000件以上を追加する。  ②労働安全衛生法に基づきこれまで届けられた新規化学物質の他、平成22年度に届け出られた新規化学物質を全件掲載する。  ③「リスクアセスメント実施支援ツール」に新たにリスク見積もり対象作業データ(4作業)を追加する。</p>						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	アンケートの結果等を踏まえ、費用対効果に留意しつつも、よりコンテンツの充実を図るべく要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎のアクセス件数、労働者死傷病報告のデータベース化件数を定量的な指標とする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	※22年度までは「安全衛生情報提供事業」として実施していたが、事業仕分けの結果を踏まえ廃止。						

事業名	安全衛生啓発指導等経費							事業番号 (23年度)	32
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)							担当係	管理係
実施主体	国、労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度 概要	目的 (何のため)	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。 また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。							
	対象 (誰/何を対象に)	職員、事業者及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	・計画的に災害防止指導に必要な計測機器や作業着を購入する。 ・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。 ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。 ・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。 ・優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。							
	実施 体制	本省、労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	197,043	20年度予算額 (千円)	173,255	21年度予算額 (千円)	173,667	22年度予算額 (千円)	114,619	23年度予算額 (千円)	113,232
うち事務費	197,043	うち事務費	173,255	うち事務費	173,667	うち事務費	114,619	うち事務費	113,232
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必 要性	災害防止の指導を行うに当たって、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要となることから、当該経費は指導の手段の確保にあたって必要な経費である。 また、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓蒙指導等を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—			22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—	
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	○	—	
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	計測機器や作業着を計画的に整備し、効率的に災害防止の指導及び安全衛生啓発指導等を行うことにより、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、趨勢的に減少傾向を維持していることから、今年度においても効率的に災害防止の指導を行い労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に作業着の整備を図るため、都道府県労働局から必要とする数の報告を求め、購入し配布する。</li> <li>・安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。</li> </ul>						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費							事業番号 (23年度)	33
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	国際室
実施主体	本省労働基準局安全衛生部							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案される必要があり、化学物質による人への健康影響に関して国際協調活動を行っているOECD等に職員を出張させるための経費である。							
	対象 (誰/何を対象に)	職員							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	化学物質による人への健康影響に関してガイドライン作成、リスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。							
	実施体制	本省労働基準局安全衛生部							
19年度予算額 (千円)	2,470	20年度予算額 (千円)	2,210	21年度予算額 (千円)	2,280	22年度予算額 (千円)	2,248	23年度予算額 (千円)	2,248
うち事務費	2,470	うち事務費	2,210	うち事務費	2,280	うち事務費	2,248	うち事務費	2,248
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の 必要性	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案される必要があり、国際的動向への的確な対応を図っていくことは、我が国における労働災害の防止の推進に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業に関する事務費として必要である。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—			22年度 実績	アウトカム 指標	○	—	
						×	—		
22年度 目標	アウトプット 指標	—			22年度 実績	アウト プット指 標	○	—	
						×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度まで目標管理の対象外					

23年度事業概要	労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策については、国際的な動向を踏まえて立案される必要があり、化学物質による人への健康影響に関して国際協調活動を行っているOECD等に職員を出張させるための経費である。						
23年度目標(アウトカム指標)	OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	職員の旅費であるため、政策効果としての指標を定めることが困難である。						
23年度目標(アウトプット指標)	OECD等の国際会議に年1回以上参加する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	会議日程が不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。						
その他特記事項							

事業名	職業病予防対策の推進							事業番号 (23年度)	34
								事業番号 (22年度)	9
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務第1係、第2係
実施主体	本省及び労働局							事業開始年度	不明
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。							
	実施体制	国において実施。							
19年度予算額 (千円)	12,432	20年度予算額 (千円)	13,321	21年度予算額 (千円)	7,460	22年度予算額 (千円)	6,706	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	72,223 (65,584)
うち事務費	12,432	うち事務費	13,321	うち事務費	7,460	うち事務費	6,706	うち事務費	72,223
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の 必要性	技術革新の進展に伴う新しい職業病の発生等に対処するための施策立案に必要である。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—	22年度 実績	アウトカム 指標	○	—			
		—			×	—			
	アウトプット 指標	—		アウト プット指 標	○	—			
		—			×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。						
23年度目標(アウトカム指標)	検討会の結論を政策に反映させる。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	検討会を開催することを主な内容とする事業であるため、アウトカム指標の設定になじまない。						
23年度目標(アウトプット指標)	原子力発電所被ばく管理対策のための検討会を開催する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等への対処は、今後とも継続して実施していく必要がある。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	検討会を開催することを主な内容とする事業であるため、モニタリングの指標の設定になじまない。						
その他特記事項							

事業名	じん肺等対策事業						事業番号 (23年度)	35	
							事業番号 (22年度)	24	
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）						担当係	じん肺班、環境改善室環境改善係	
実施主体	特殊健康診断機関／社団法人産業安全技術協会／中央労働災害防止協会						事業開始年度	昭和47年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：特殊健康診断機関） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	①石綿取り扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施すること、②呼吸用保護具の性能を確保すること、③個人サンブラーを用いた濃度測定の有効性の検討をすること、環流式の局所排気装置の有効性及び性能の要件の検討をすることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	①健康管理手帳所持者②流通過程にある防じんマスク及び防毒マスク③各種作業内容及び作業場所における個人サンブラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などを対象とする。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省において必要な措置をする。 ③各種作業内容及び作業場所における個人サンブラーを用いた濃度測定について、実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を行う。また、局所排気装置等の環流方式について、空気清浄装置により有害物が除去された空気の流れによる作業場への影響、及び局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空気中濃度との関係に関する実証的研究を行う。							
	実施体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②社団法人産業安全技術協会に委託して実施。 ③中央労働災害防止協会に委託して実施。							
19年度予算額 (千円)	797,029	20年度予算額 (千円)	1,074,951	21年度予算額 (千円)	1,232,324	22年度予算額 (千円)	1,187,116	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	1,409,073 (108,887)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	247,827	うち事務費	217,842	うち事務費	273,033
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	797,029	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,074,951	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	984,497	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	957,919	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	98.8		
事業／制度の必要性	①労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を行っているものであり、健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させ、この費用を国が負担することにより、離職労働者の健康管理の確保のために必要である。 ②防じんマスク及び防毒マスク(以下「呼吸用保護具」という。))については、労働者の健康障害を防止する観点から、労働安全衛生法に基づき、型式検定を行い、呼吸用保護具に関する規格を具備していることを確認しているところである。型式検定合格品が市場を流通する際にも、検定時の規格を具備している必要があることから、市場に流通するものの中から買取りを行い、性能の確保を行う買取り試験を実施するものである。								
22年度目標	アウトカム指標	①離職後健診の受診率を66.9%(平成17年～21年の平均値)以上にする。 ②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	①84.6%	
	アウトプット指標	①石綿健康管理手帳の新規交付数を3880件以上とする。				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①受診率の向上については、平成22年より委託医療機関が手帳所持者へ受診勧奨を行う際の費用の支払いを始めたことにより、実施機関が所持者に対して勧奨を行いやすくなった結果と考えられる。石綿健康管理手帳の新規交付数については、必要とされる方々からの申請に基づき交付しているものであり、引き続き周知に努め要件を満たす方々への交付を徹底することとする。 ②市場に在庫がない等により、買取り試験を実施しなかった型式があるが、少量生産品である場合など、市場の在庫がないことが考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①引き続き委託医療機関に対して健康管理手帳所持者への受診勧奨を働きかけるとともに、健康管理手帳制度の幅広い周知に努める。 ②22年度において買取りができなかった型式は、いずれも有効期間の更新の申請がなされているため、買取りができ次第、次年度以降に買取り試験を実施することとする。								
評価	C			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

23年度事業概要	<p>①石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。</p> <p>②呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクの流通過程において買取りを行い、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施して不適合の有無等を検証する。</p> <p>③各種作業内容及び作業場所における個人サンプラーを用いた濃度測定について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を通じて、作業環境管理のあり方の検討を行う。局所排気装置等の環流方式の実証的研究として、新たに開発された除毒装置など最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行うとともに、局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空気中濃度との関係に関する研究を行う。</p>							
23年度目標(アウトカム指標)	<p>①離職後健診の実施率を53.7%(※)以上にする。※23より実施率の計算方法を変更。</p> <p>②現在市場に流通しており、本年度中に有効期間が終わる呼吸用保護具のうち、有効期間内に買取り試験を実施した型式の割合を100%とする。</p>							
中期的な目標	<p>①なし</p> <p>②市場に流通している呼吸用保護具について、型式検定の有効期間内に1回以上の買取り試験を実施する。</p>							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①22年までは受診者の延べ人数をもとに受診率を算出していたが、健診の実施回数が年2回の業務と年1回の業務があることから、本年から年2回の業務については受診者延べ人数の1/2の人数をもとに受診率を算出するよう改めることとした。このため、この方法で算出した昨年実績(53.7%)以上を目標とした。</p> <p>②呼吸用保護具の型式検定の有効期間は5年間であるところ、1回以上買取り試験により性能を確認することとするため。</p> <p>③については、技術的可能性を有識者が実証的に研究するものであり、直接、労働者や事業者に働きかけるものではないため、アウトカム指標を設定することは適当でない。</p>							
23年度目標(アウトプット指標)	<p>①石綿健康管理手帳の新規交付件数を3,177件以上とする。</p>							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>①健康管理手帳による健康診断の実施については、石綿取扱事業等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることは必須であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であるため、24年度以降も継続して事業を行う。</p> <p>②については、引き続き効率的な事業方法等について検討中である。</p> <p>③については、23年度までで終了予定である。</p>							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	②買取り試験を実施した型式数		左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>①については、健康診断の実施時期は委託先医療機関及び対象者の個々の事情によって決まるものであり、定量的な指標を設定することは適当でない。</p> <p>③については、技術的可能性を有識者が実証的に研究するものであり、定量的な指標を設定することは適当でない。</p>							
その他特記事項								

事業名	地域産業保健事業 (平成22年度は地域産業保健センターの整備事業) 【集計中】						事業番号 (23年度)	36	
							事業番号 (22年度)	30	
事業の別	安全衛生確保等事業						担当係	産業保健班	
実施主体	都道府県医師会等						事業開始年度	平成5年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:都道府県医師会等 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	50人未満の労働者を使用する小規模事業場における労働者の健康確保のため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者の健康確保							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	・47都道府県に地域産業保健センターを設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、主に50人未満の労働者を使用する事業者及び労働者に対する支援を実施。 ・主な事業として、①健康相談窓口の開催、②個別訪問による産業保健指導の実施。							
	実施体制	都道府県医師会等に委託して実施							
19年度予算額 (千円)	2,082,177	20年度予算額 (千円)	2,202,477	21年度予算額 (千円)	2,389,244	22年度予算額 (千円)	2,389,239	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	3,064,606 (1,032,247)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	13,637	うち事務費	—	うち事務費	9,788
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,026,013	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,202,477	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,375,607	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	97.3	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業/制度の必要性	小規模事業場における労働者の健康確保のため、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談等を実施する。								
22年度目標	アウトカム指標	①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。 ②「働き盛り層のメンタルヘルスマネジメント支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	集計中(7月頃確定予定)	
	アウトプット指標	夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。				アウトプット指標	○	集計中(7月頃確定予定)	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	22年度実績の確定後、評価予定								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	22年度実績の確定後、評価予定								
評価	—			集計中につき保留					

23年度事業概要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談等を実施する。						
23年度目標(アウトカム指標)	健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。(※22年度の実績を踏まえ見直し予定。)						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	小規模事業場における労働衛生対策を推進させるため、身近な地域の医療機関の周知を図る等により、地域産業保健センターの活用を促進し、これまで以上の利用者数を目指す。						
23年度目標(アウトプット指標)	夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。(※22年度の実績を踏まえ見直し予定。)						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	仕事や職業生活等に不安を抱く労働者が依然として大勢いるため、健康診断後の医師による意見陳述等に重点を置いた事業を継続して実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は健康診断後の事後措置等に重点を置いており、事業場によって健康診断の実施時期が異なるため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	快適職場形成促進事業 【22年度限りの経費】						事業番号 (23年度)	37	
							事業番号 (22年度)	5	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	環境改善室測定技術係	
実施主体	中央労働災害防止協会						事業開始年度	平成4年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会、都道府県労働基準協会連合会等 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	我が国の職場においては、近年、労働環境の変化等により多くの労働者が疲労やストレスを感じており、また、労働者の健康面への関心の高まりから働きやすさが重視されてきている。こうした状況を踏まえて、快適な職場環境の形成を促進し、労働災害の防止、健康障害の防止に資することを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業場、業界団体等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業場から申請される快適職場推進計画の技術的審査を行い、審査結果を都道府県労働局に報告し、都道府県労働局長の計画の認定に資する。また、快適な職場環境の形成に係る技術的事項等についての事業場からの相談に対応するとともに、快適職場フォーラム、職場のソフト面の快適化のための講習会、都道府県快適職場推進大会の開催等を通じて、事業場における快適職場形成促進について普及啓発を行う。また、職場の心理的・制度的側面の改善方法に関する調査研究を行う。							
	実施体制	中央労働災害防止協会、都道府県労働基準協会連合会等に委託して実施							
19年度予算額 (千円)	397,454	20年度予算額 (千円)	317,649	21年度予算額 (千円)	304,081	22年度予算額 (千円)	233,055	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	1,400	うち事務費	1,332	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	372,982	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	315,353	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	301,821	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	225,152	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	93.8	20年度 予算執行率(%)	99.3	21年度 予算執行率(%)	99.7	22年度 予算執行率(%)	97.2		
事業／制度の必要性	平成22年度限りで廃止。								
22年度目標	アウトカム指標	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	① 平成22年度の快適職場推進計画の認定件数は、3,422件であった。	
	アウトカム指標					アウトカム指標	×	—	
22年度目標	アウトプット指標	② 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。			22年度実績	アウトプット指標	○	集計中(6月下旬頃確定予定)	
	アウトプット指標					アウトプット指標	×	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	① 快適職場推進計画の認定件数については、本事業による快適職場づくりの周知啓発により、より多くの事業場に認識され、自主的な取組が推進された結果と考えられる。 ② 協議会の開催率については、集計中である。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	特になし								
評価	—			集計中につき保留(22年度限りの経費)					

23年度事業概要	22年度限りで廃止。						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	外部専門機関の整備・育成等事業 【23年度新規事業】 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	38	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業						担当係	産業保健班	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:未定) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野が多様化してきた中においては、産業医の個人的な知識や能力に依存した従来の産業保健活動から、多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)による産業保健活動に転換していくことが必要である。本事業では、外部専門機関創設に向けた支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	一定規模以上の医療機関及び郡市区医師会等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・調査事業:一定規模以上の医療機関や郡市区医師会等を対象として、外部専門機関としての事業実施意向の有無等を調査 ・研修事業:調査事業の結果を踏まえ、医療機関等が外部専門機関として業務を開始する際及び運営に当たり必要な事項について、研修を実施。							
	実施体制	民間業者等に委託して実施。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	8,719
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必要性	外部専門機関の養成にあたっては、地域の医療資源を効率的に活用する観点から、多数の専門職を擁する医療機関や郡市区医師会等に意向を十分に踏まえ、産業保健活動への参画を促進することが必要である。また、外部専門機関による産業保健活動において、一定以上の質が担保されるよう、研修により、外部専門機関に必要な要件を周知する機会を設けること適当である。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			23年度新規事業					



23年度事業概要	外部専門創設に向けた支援として、調査事業及び研修事業を実施。研修事業においては、必要な人員等、医療機関等が外部専門機関として業務を開始する際及び運営に当たり必要な事項についてのマニュアル作成を含む。						
23年度目標(アウトカム指標)	研修事業の参加者に対し、研修内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した研修であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	23年度の研修事業においては、外部専門機関として事業開始を決定している医療機関等のみを対象とするものではなく、事業開始を検討中の医療機関等が含まれることを想定している。したがって、23年度の研修事業においては、これらの医療機関等に対し、外部専門機関として事業を開始する契機となるような情報提供が行われたか評価することが適当である。						
23年度目標(アウトプット指標)	外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。(仕様書に定める回数については現在検討中。)						
23年度重点施策との関係	Ⅲ「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (3)労働者の健康確保対策 ①メンタルヘルス対策の推進 ・メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業場に対する支援体制の整備を行う。						
24年度要求に向けた事業の方向性	23年度研修事業の参加者の指摘等を踏まえ、マニュアルの改訂等必要な作業を行い、研修事業を中心とした事業として継続する。						
24年度重点施策との関係	未定						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	研修の回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	職場における受動喫煙対策事業 【23年度新規事業】 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	39	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）						担当係	環境改善室測定技術係	
実施主体	未定						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：未定） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接）（補助先：事業場 実施主体：国） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	全国の事業場における受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)事務費 受動喫煙防止対策について、周知啓発用資料の作成、局又は監督署単位での事業場に対する説明会を開催する。また、円卓会議を開催し、業種別の取組等について議論を行う。 (2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に係る相談を、本事業を受託したコンサルタント等の専門家が電話にて対応し、必要に応じて実地指導を行う。 ②また、全国の事業場に対し、デジタル粉じん計及び風速計の貸出しを、事業を受託した団体がを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。 (3)補助金 飲食業、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。							
	実施体制	事務費・補助金は、国が行う。委託費は、受託団体に委託して行う。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	431,504
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	47,113
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	今後の労働安全衛生対策について、平成22年12月に労働政策審議会建議が行われ、「原則として、職場の全面禁煙又は空間分煙等による受動喫煙防止対策を行うことを事業者に義務付けることが適当。また、国は事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべき。」といった、受動喫煙防止対策の今後の方向性が示されたところであり、建議の内容を踏まえて行う本事業は必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			23年度新規事業					

23年度事業概要	<p>(1)事務費 受動喫煙防止対策について、周知啓発用資料の作成、局又は監督署単位での事業場に対する説明会を開催する。また、円卓会議を開催し、業種別の取組等について議論を行う。</p> <p>(2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に係る相談を、本事業を受託したコンサルタント等の専門家が電話にて対応し、必要に応じて実地指導を行う。 ②また、全国の事業場に対し、デジタル粉じん計及び風速計の貸出しを、事業を受託した団体がを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。</p> <p>(3)補助金 飲食業、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	実地指導を行った事業場から80%以上「役に立った」旨の回答を受ける。						
中期的な目標	平成24年労働者健康状況調査において、「全面禁煙又は喫煙室設置による空間分煙」という対策を講じている事業場の割合を、46%(平成19年調査)よりも増加させる。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	アウトカム指標としては、中期的な目標である「全面禁煙又は空間分煙としている事業場の割合」が適切な指標と考えるが、この状況を把握するのに適当な労働者健康状況調査は5年に一度しか行われぬ。						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>(1)行政経費について、47都道府県のそれぞれにおいて、1回以上、説明会を開催する。</p> <p>(2)委託費について、①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を一月当たり25件以上行う。②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件(47都道府県×5件)以上とする。</p> <p>(3)補助金について、平成23年度予算(281,625千円)の9割以上の利用がなされるようにする。</p>						
23年度重点施策との関係	職場における受動喫煙防止対策の推進						
24年度要求に向けた事業の方向性	23年度と同様の内容で要求する。						
24年度重点施策との関係	職場における受動喫煙防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	(1)委託費について、①専門家による電話相談受付を一日当たり5件以上、また事業場からの求めに応じて、実地指導を一月当たり25件以上行う。②デジタル粉じん計及び風速計のそれぞれについて、1か月当たりの貸出し件数を全国で235件(47都道府県×5件)以上とする。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	有害物質安全対策費							事業番号 (23年度)	40
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	業務係
実施主体	厚生労働省							事業開始年度	昭和63年
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	①新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ②有害性調査機関							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>○新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。</p> <p>○粉じん等重篤な障害をもたらす有害物質を取り扱う事業場に対して、排気装置の設置や作業手順・方法などの労働環境を改善するための専門的技術指導を行い、労働者の職業性疾病の予防を図る。</p>							
	実施体制	厚生労働省本省による直接実施							
19年度予算額 (千円)	4,541	20年度予算額 (千円)	5,130	21年度予算額 (千円)	4,642	22年度予算額 (千円)	117,211	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	283,983 (169,754)
うち事務費	4,541	うち事務費	5,130	うち事務費	4,642	うち事務費	117,211	うち事務費	283,983
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う必要がある。 また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察が不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。						
23年度目標(アウトカム指標)	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	強い変異原性を持つ化学物質について指針(通達)を発出し、健康障害の防止を図っているが、そのことにより化学物質による健康障害がどれだけ減少したかを示すことは困難である。						
23年度目標(アウトプット指標)	本年度実施予定の有害性調査機関(実施時期が決まっている4機関、ただし取り下げがあった場合は除く。)に対し、100%査察を実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理等の推進 化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	化学物質管理の支援体制の整備 【23年度重点的目標管理事業】		事業番号 (23年度)	41					
			事業番号 (22年度)	4					
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		担当係	業務係					
実施主体	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		事業開始年度	平成12年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	化学物質の自主的管理を促進し、また国によるリスク評価のための調査を実施することで、化学物質による労働災害を防止する。							
	対象 (誰／何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにならならず、有害性を明らかにする必要がある。							
	実施体制	一般競争(総合評価落札方式)を経て選定された委託先(注)(中央労働災害防止協会)が事業を実施。 (注)ナノマテリアルの吸入ばく露試験については、公募を経て決定された委託先。							
19年度予算額 (千円)	234,344	20年度予算額 (千円)	405,049	21年度予算額 (千円)	699,756	22年度予算額 (千円)	402,392	23年度予算額 (千円)	223,613
うち事務費	16,252	うち事務費	3,156	うち事務費	7,916	うち事務費	8,331	うち事務費	19,283
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	187,690	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	356,540	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	675,290	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	376,489	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	86.1	20年度 予算執行率(%)	86.1	21年度 予算執行率(%)	97.6	22年度 予算執行率(%)	95.5		
事業／制度の必要性	①化学物質による労働災害を防止するため、化学物質の自主的管理を促進する必要がある、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う必要がある。 ②有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要がある、このための有害性及びばく露実態の調査を行う必要がある。 ③ナノマテリアルの人に対する有害性は必ずしも明らかにならならず、有害性を明らかにする必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(654万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を60%以上にする。		22年度実績	アウトカム指標	○	①モデルMSDSのHPアクセス数は661万件となり、目標を達成した。 ②役に立ったとする割合は、98%となり、目標を達成した。		
	アウトプット指標	①250の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成21年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H20.11改正)に定める20物質のうち、昨年度にリスク評価(初期リスク評価)を行った6物質及び再度有害物ばく露作業報告を求めたこととした3物質を除く11物質の中から、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験を行う。			アウトプット指標	○	①253の化学物質についてGHS分類を行った。 ②5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行った。また、平成21年1～3月に報告を受けた11物質の中から、事業場におけるばく露測定を行うことのできた8物質について、リスク評価(初期リスク評価)を実施した。なお、本事業の21年度実績を踏まえ、特定化学物質障害予防規則等の関係政令の改正を行い労働者の健康障害防止対策の拡充を図った。 ③ナノマテリアル吸入ばく露装置の改造及び予備試験(2週間ばく露試験)を実施した。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	委託事業を確実に実施できた。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。						
評価	A(施策継続)		成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続				
23年度事業概要	①化学物質の自主的管理を促進するため、化学物質の危険有害性情報の提供等の支援を行う。 ②化学物質に係るばく露実態調査及び有害性評価書の作成を行い、特定化学物質障害予防規則の改正を行う。 ③ナノマテリアルの有害性を明らかにする。						
23年度目標(アウトカム指標)	①モデルMSDSのホームページアクセス数を前年度(661万件)以上にする。 ②モデルMSDSについて、「役に立った」とする割合を70%以上とする。						
中期的な目標	事業場における化学物質のリスクアセスメントの実施率を向上させる。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	事業場において、化学物質のリスクアセスメントを実施する際、MSDSにより化学物質の有害性等を調べる必要があるため、モデルMSDSのアクセス数は事業場における化学物質のリスクアセスメントの指標となる。						
23年度目標(アウトプット指標)	①200の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。 ②平成22年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた5物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H21.12改正)に定める43物質のうち、事業場からの有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。 ③長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露予備試験(13週間試験)を行う。						
23年度重点施策との関係	職場における化学物質管理の推進						
24年度要求に向けた事業の方向性	事業場における化学物質のリスクに基づく管理の推進及び国による化学物質のリスク評価を推進する。						
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理等の推進 化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	化学物質のリスク評価のプロセスについて労使等関係者の理解を深めるための「化学物質リスクコミュニケーション」の実施回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	化学物質の有害性調査等事業 【23年度重点的目標管理事業】								事業番号 (23年度)	42
									事業番号 (22年度)	32
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）								担当係	業務係
実施主体	中央労働災害防止協会（日本バイオアッセイ研究センター）								事業開始年度	平成12年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）									
事業／制度概要	目的 (何のため)	化学物質による職業がんの防止を図るため、実験動物を用いる発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。								
	対象 (誰／何を対象に)	化学物質を取り扱う労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。								
	実施体制	公募を経て決定された委託先（中央労働災害防止協会（日本バイオアッセイ研究センター））が実施。								
19年度予算額 (千円)	954,314	20年度予算額 (千円)	914,196	21年度予算額 (千円)	913,297	22年度予算額 (千円)	845,968	23年度予算額 (千円)	850,725	
うち事務費	1,119	うち事務費	1,126	うち事務費	1,124	うち事務費	1,057	うち事務費	1,026	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	952,797	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	913,070	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	912,173	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	844,775	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	99.7	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	労働安全衛生法第57条の5の規定により、国は自ら化学物質の有害性の調査を実施するよう努めるものとされている。									
22年度目標	アウトカム指標	委託物質に係る試験の実施率を100%とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	100%実施済み。		
	アウトプット指標	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成22年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。				アウトプット指標	○	アクリル酸及び2-アミノエタノールについてHPで公表済み。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	委託事業の適切な進行管理									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。									
評価	A(施策継続)				成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					



23年度事業概要	化学物質による職業がんの防止を図るため、実験動物を用いる発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。						
23年度目標(アウトカム指標)	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。						
中期的な目標	委託物質に係る発がん性試験の結果を毎年度2物質ずつを公表していく。(平成26年度まで)						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に係る有害性試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表することが、化学物質政策に係る安心感を高めることに寄与する。						
23年度目標(アウトプット指標)	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成23年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。						
23年度重点施策との関係	職場における化学物質管理等の推進						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理等の推進 化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本年度に関しては、節電の影響により、事業の進捗管理が例年と異なるため、指標の設定が困難である。						
その他特記事項							

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費 【23年度重点的目標管理事業】							事業番号 (23年度)	43
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	業務係
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] （補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者及び労働者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。							
	実施体制	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置く。							
19年度予算額 (千円)	108,492	20年度予算額 (千円)	109,164	21年度予算額 (千円)	146,763	22年度予算額 (千円)	198,469	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	271,559 (27,715)
うち事務費	108,492	うち事務費	109,164	うち事務費	146,763	うち事務費	198,469	うち事務費	271,559
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	アスベストに係る健康管理対策及びばく露防止対策は喫緊の課題であり、労働局における健康管理手帳の交付申請の受理・審査・交付手続き等及び監督署における石綿を含有した建築物の解体等に係る計画届・作業届の点検等を的確に実施していく必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度は目標管理の対象外					

23年度事業概要	石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等の実施						
23年度目標(アウトカム指標)	石綿健康管理手帳の交付総数を対前年より増加させる。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	石綿による健康障害の発生件数の減少が直接的なアウトカム指標であるが、ばく露から発症まで数十年というタイムラグがあるため、アウトカム指標の設定は困難である。						
23年度目標(アウトプット指標)	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする(現在労働基準監督署において159名の相談員を設置)。						
23年度重点施策との関係	アスベスト対策						
24年度要求に向けた事業の方向性	各都道府県労働局の業務量に応じながら、効率的効果的な人員を配置していく。						
24年度重点施策との関係	職場における化学物質管理等の推進 化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事に係る発注を見通すことは困難であり、モニタリング指標の設定は困難である。						
その他特記事項							

事業名	労働衛生指導医設置経費							事業番号 (23年度)	44
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	じん肺班
実施主体	労働局							事業開始年度	昭和43年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働安全衛生法第95条に基づき労働衛生指導医を設置し、労働者の健康管理等について医学的見地から指導等を行うことを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	各事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労働者の職業病を未然に防止するため、各労働局に配置された労働衛生指導医が、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について、要請又は必要に応じて事業場に対して指導を行わせる。							
	実施体制	全国で計58名の労働衛生指導医を設置。							
19年度予算額 (千円)	7,846	20年度予算額 (千円)	6,442	21年度予算額 (千円)	6,442	22年度予算額 (千円)	4,815	23年度予算額 (千円)	4,815
うち事務費	7,846	うち事務費	6,442	うち事務費	6,442	うち事務費	4,815	うち事務費	4,815
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の 必要性	労働者の健康管理等について医学的見地からの指導等を行うための経費であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—		22年度 実績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	×	—		
22年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度まで目標管理の対象外					

23年度事業概要	労働者の職業病を未然に防止するため、各労働局に配置された労働衛生指導医が、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について、要請又は必要に応じて事業場に対して指導を行わせる。							
23年度目標(アウトカム指標)	全労働局において労働衛生指導医を設置する。							
中期的な目標	—							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について事業者に意見を述べるものであるから、その効果について数値で評価することが困難であるため。							
23年度目標(アウトプット指標)	労働衛生指導医の選任手続を適切に行う。							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	—							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	指導実施の時期は各労働局の年間指導計画に委ねられているため。							
その他特記事項								

事業名	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	45	
							事業番号 (22年度)	9, 37	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	賃金時間室 政策係 特待係	
実施主体	※ 平成22年度 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、中央労働災害防止協会						事業開始年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げたことで、時間外労働の削減、生産性向上等に取り組み、労働時間の短縮等につながった企業の事例を収集して、例示的に示すこととし、中小事業主に情報提供することにより、中小企業における長時間労働の抑制を支援する。 また総労働時間の長い業種・企業系列の中から地域ごとに事業主集団を選定し、安全衛生管理の専門家による助言・指導等により、事業主における過重労働による健康障害防止のための自主的な取組の推進を図るため。							
	対象 (誰/何を 対象に)	中小企業の事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	※ 平成22年度 ①特別条項付き時間外労働協定に定められた割増賃金率の集計 ②中小企業における割増賃金率引上げに伴う労働時間短縮等に向けた取組の好事例の収集・周知 ・検討委員会の開催 ・アンケート調査の実施 ・ヒアリング調査による好事例の収集 ・好事例集の作成、配布 ③ 過重労働の防止について、自主的改善に取り組む中小事業主集団について、過重労働対策をアドバイスする指導員を配置しての過重労働防止のための労働時間の適正な管理や労働者の健康確保対策について指導・援助を実施。							
	実施 体制	※ 平成22年度 【上記①、②について】 当該事業は、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、東京海上日動リスクコンサルティングが実施。 【上記③について】 中央労働災害防止協会に委託							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	265,000
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	235,359
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の 必要性	長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保すること等を目的として、月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率を25%以上から50%以上に引き上げること等を内容とする改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されたところである。ただし、この割増賃金率の引上げについては、中小事業主に対して猶予措置が設けられ、改正労働基準法の施行から3年経過後に見直しの検討を行うこととされている。 また、法とあわせて改正された限度基準告示(平成10年労働省告示第154号)においては、定められた限度時間を超える時間外労働を行う場合に、その時間外労働に対する割増賃金率を法定を超える率とするよう労使で努めることが求められている。 そこで、限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げたことで、時間外労働の削減、生産性向上等に取り組み、労働時間の短縮等につながった企業の事例(以下「好事例」という。)を収集して、例示的に示すこととし、中小事業主に情報提供することにより、中小企業における長時間労働の抑制を支援する。また、改正限度基準告示の施行後における限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の設定状況等を調査、集計する。 また、過重労働による健康障害が依然多数発生しているとみられる状況にあり、過重労働防止対策について、自主的な取組を促進するため、中小規模事業場のうち総労働時間数の長い業種・企業系列等の中から事業主集団の選定を行うことにより、中小規模事業場における過重労働による健康障害防止のための自主的な改善対策を推進する必要がある。								

22年度目標	アウトカム指標	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。 ※平成22年度「過重労働解消に向けた取組の推進事業」において設定(本年度標記事業に統合)	22年度実績	アウトカム指標	○	改善が図られた集団の割合が91%であった。(実施対象集団47集団のうち、43集団で改善した。)	
	アウトプット指標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。 ※平成22年度「過重労働解消に向けた取組の推進事業」において設定(本年度標記事業に統合)		アウトプット指標	○	具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を96%であった。(実施対象962事業場のうち、920事業場に対して助言指導等を行った。)	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度に目標を定めた事業については、同年度をもって廃止とした。						
理由(原因)	事業実施団体が事業実施計画に基づき適切な事業運営を行ったため。						
評価	A(施策継続)		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続(23年度限りで一部廃止)				
23年度事業概要	①特別条項付き時間外労働協定に定められた割増賃金率の集計 ②中小企業における割増賃金率引上げに伴う労働時間短縮等に向けた取組の好事例の収集・周知 ・検討委員会の開催 ・アンケート調査の実施 ・ヒアリング調査による好事例の収集(運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種を対象) ・好事例集の作成、配布 ③時間外労働協定の適正化に係る窓口指導等長時間労働抑制対策を推進する。						
23年度目標(アウトカム指標)	全国の、運送業、旅館業、飲食業、印刷業及び食料品製造業の5業種の事業主を中心として、作成した好事例集(13万部を予定)をすべて配布する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	当該事業は、中小企業の事業主に対して好事例の情報提供を行うものであり、具体的な取組は各事業主が行うものであるため、労働時間短縮等に係る効果を測定することができない。						
23年度目標(アウトプット指標)	①アンケート調査の有効回答率を前年度以上とする。(平成22年度は27.6%)。 ②過重労働解消用のパンフレットを160,000部作成する。						
23年度重点施策との関係	長時間労働の抑制						
24年度要求に向けた事業の方向性	①、②については平成23年度限り ③については継続して要求する						
24年度重点施策との関係	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	平成23年度末に成果物の納入を受けるものであるため、段階的なモニタリングになじまない。また、年間を通じてでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	メンタルヘルス対策等事業 (22年度までは「労働者の健康の保持増進対策事業」の一部。「労働者の健康の保持増進対策事業」は平成22年度をもって廃止。) 【23年度重点的目標管理事業】							事業番号 (23年度)	46
								事業番号 (22年度)	3
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	健康班
実施主体	(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図ることを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援センターによる支援、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。							
	実施体制	23年度は(独)労働者健康福祉機構、(社)日本産業カウンセラー協会に委託して実施。							
19年度予算額 (千円)	1,148,917	20年度予算額 (千円)	1,097,031	21年度予算額 (千円)	1,421,072	22年度予算額 (千円)	1,039,506	23年度予算額 (うち修正予算額) (千円)	1,514,579 (25,527)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	942,334	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	901,850	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,190,652	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	82.0	20年度 予算執行率(%)	82.2	21年度 予算執行率(%)	83.8	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業/制度の必要性	職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は年々増加している。また、自殺者は13年連続3万人を突破しており、このうち約3割が労働者となっている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は33.6%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズを踏まえ、メンタルヘルスの専門家による個別訪問支援やメンタルヘルス対策に関する情報提供等が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	22年度実績	アウトカム指標	○	①92%[542事業場/589事業場] ②97%[104事業場/107事業場]			
	アウトプット指標	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数240,000件以上とする。		アウトプット指標	○	①17,424回 ②444,337件			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	○メンタルヘルス対策支援センター事業については、①被相談者の要望に応じて適切な対応を行ったこと、②広報啓発活動の実施によりセンターの認知が進んだこと、相談対応に対するニーズが高かったこと等が目標を上回った要因であると言える。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、自殺対策強化月間等において内閣府と連携した広報を行う等、積極的な周知・広報活動を行ったこと、情報提供に関するニーズが高かったことが、目標を大きく上回った要因であるといえる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	○メンタルヘルス対策支援センターについては、事業場からの相談や訪問支援の依頼件数が多いことから、相談員の増員等を行い、地域におけるメンタルヘルス対策の拠点として充実・強化を図る必要がある。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、アクセス件数が目標を大きく上回っており、掲載内容の一層の充実、サーバーの強化等を図る必要がある。								
評価	A(施策継続)				成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続				



23年度事業概要	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス対策支援センターによる支援、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。						
23年度目標(アウトカム指標)	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。						
中期的な目標	○メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合について、平成24年までに50%以上、平成32年までに100%とする。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①メンタルヘルス対策支援事業において、高度な支援水準を確保する観点から事業達成の目標を90%以上とした。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から事業達成の目標を90%以上とした。						
23年度目標(アウトプット指標)	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ21,600事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数400,000件以上とする。						
23年度重点施策との関係	平成23年度重点施策では、職場におけるメンタルヘルス対策の充実強化を図るとしており、職場のメンタルヘルス対策を促進させるための事業の充実強化が必要である。						
24年度要求に向けた事業の方向性	精神障害等による労災認定件数の増加や自殺者数の高止まり、うつ病患者の増加等の状況を踏まえると、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進が必要となっており、「専門家がいらない」「取組方が分からない」等の事業者のニーズも踏まえ、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見、適切な対応、退職者の円滑な職場復帰等、メンタルヘルス対策の充実・強化が必要である。						
24年度重点施策との関係	職場におけるメンタルヘルス対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス対策支援センター事業における相談実績	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業								事業番号 (23年度)	47
									事業番号 (22年度)	31
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）								担当係	環境改善室測定技術係
実施主体	中央労働災害防止協会								事業開始年度	平成11年
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：中央労働災害防止協会） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）									
事業／制度概要	目的 (何のため)	小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間の支援、自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため更に1年間の支援、その後の中長期的な安全衛生活動計画の策定のための支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図る。								
	対象 (誰／何を対象に)	団体、構成事業場、関係団体等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を、団体等以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行う。								
	実施体制	中央労働災害防止協会に委託して実施								
19年度予算額 (千円)	719,148	20年度予算額 (千円)	602,240	21年度予算額 (千円)	570,787	22年度予算額 (千円)	431,953	23年度予算額 (千円)	216,401	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	719,148	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	602,240	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	570,787	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	431,953	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業／制度の必要性	第11次労働災害防止計画においては、5年後の労働災害による死傷者数を15%以上減少させるという目標を掲げているところ、本事業においては、全体の労働災害発生件数の確実な減少に大きく寄与しようとするものである。小規模事業場において自主的な安全衛生活動が実施できるよう体制整備のための支援は必要不可欠であるが、本事業でも労働災害の減少に一定の成果が見られており、一定の役割を果たしたと考えられることから、最後に事業に参加した平成22年度団体がこの事業を卒業する平成24年度をもって、事業を終了することとしている。									
22年度目標	アウトカム指標	① 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。			22年度実績	アウトカム指標	○	平成22年度で事業終了となる平成20年度団体の労働災害の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において41.7%であった。 ※平成20年度団体において、平成19年(本事業参加前年)における災害発生件数:132件。平成21年(本事業参加終了年)における災害発生件数:77件。(132-77) / 132 = 41.7%		
	アウトプット指標	② 構成事業場会議の実施率を100%とする。				アウトプット指標	○	平成22年度事業における構成事業場会議の実施率は100%であった。		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①及び②ともに、本省と受託者が綿密な連携を図り、適切に事業が実施されたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①については、平成22年度事業においては目標を達成できたものの、目標を達成できない年度もあるため、引き続き、労働災害発生者の減少に向けて、目標を達成できるようにする。 ②については、引き続き構成事業場会議を実施する。									
評価	A(施策継続)				成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	24年度限りで廃止予定であり、事業内容は22年度と同様であるが、参加団体は、初年度団体がなく2年目団体と3年目団体のみであるため、初年度団体のみが行う内容(安全衛生診断)は実施しない。						
23年度目標(アウトカム指標)	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。						
中期的な目標	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成22年度で事業終了となる平成20年度団体の労働災害の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において41.7%であり、目標は達成できたものの、過去の事業実績を鑑みると30%を達成できない年度もあり、30%の目標は妥当と考えられるので、平成23年度事業においても、引き続き30%を目標とする。						
23年度目標(アウトプット指標)	構成事業場会議の実施率を100%とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	本事業は一定の成果を果たしたことから、平成22年度をもって新規団体の登録は終了としたところであり、24年度事業においては、3年目団体のみを対象として事業を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業では、アウトカム指標でもある労働災害発生件数の減少率が最も重要な指標であるが、1年という期間で評価すべき指標であり、3か月という短期間で評価することは適当でない。また、アウトプット指標である構成事業場会議の開催率についても、年間を通して開催するものであり、短期間での評価はあまり意味がないものとする。これ以外の指標で、かつ3か月という短期間で評価すべき有益な指標は特になし。						
その他特記事項							

事業名	労働時間等相談センター事業 【22年度限りの経費】							事業番号 (23年度)	48
								事業番号 (22年度)	35
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)							担当係	管理係
実施主体	全国社会保険労務士会連合会							事業開始年度	平成19年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 全国社会保険労務士会連合会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: _____ 実施主体: _____) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	過重労働による健康障害を防止するための長時間労働の抑制、適正な労働時間の管理や改正労働基準法に係る情報提供等労働時間に関連した相談、職場の安全衛生及び健康確保に関する相談に適切に対応し、更なる長時間労働の抑制や健康障害の防止に向けた対策を推進するため。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者及び使用者等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	全国34か所に相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対し助言・説明を行う。							
	実施体制	全国34か所に相談アドバイザーを設置を配置した。							
19年度予算額 (千円)	398,913	20年度予算額 (千円)	394,592	21年度予算額 (千円)	360,390	22年度予算額 (千円)	284,122	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	386,947	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	380,627	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	356,976	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	256,481	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	97.0	20年度 予算執行率(%)	96.5	21年度 予算執行率(%)	99.1	22年度 予算執行率(%)	90.3		
事業/制度の必要性	労働時間の適正な管理や恒常的な長時間労働の是正など労働時間や職場における安全衛生に関する労使双方から寄せられる相談に対応し、労働災害の防止、労働者の健康の確保に資するとともに、労働者が抱える不安の解消等を図る事業は必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。			22年度実績	○	相談結果が有益・有用であると回答した割合: 91.5% (相談結果が有益・有用であると回答した相談者数(11,368人)/全相談者数(23,457人))		
	アウトプット指標	相談件数を55,650件以上とする。				×	—		
						○	—		
						×	相談件数: 23,457件		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、相談内容に対しての回答について理解が得られたため、目標を達成できたものと考えられる。 アウトプット指標については、労働時間相談センターについての周知広報が不十分であったこと等により、相談者数が伸びなかったことが、未達成の理由として考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	本事業は、平成22年度をもって廃止とした。								
評価	B(施策継続)				22年度限りの経費				

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	新規起業事業場就業環境整備事業						事業番号 (23年度)	49	
							事業番号 (22年度)	36	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)						担当係	管理係	
実施主体	(社)全国労働基準関係団体連合会						事業開始年度	平成19年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(社)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	労務管理や安全衛生管理にかかる基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることから、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。							
	対象 (誰/何を対象に)	新規起業事業場							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。							
	実施体制	47都道府県にコーディネーター51人と同指導員163人を配置した。							
19年度予算額 (千円)	146,330	20年度予算額 (千円)	143,763	21年度予算額 (千円)	108,822	22年度予算額 (千円)	92,901	23年度予算額 (千円)	81,410
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	136011	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	129,892	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	102,926	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	85,391	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	92.9	20年度 予算執行率(%)	90.4	21年度 予算執行率(%)	94.6	22年度 予算執行率(%)	91.9		
事業/制度の必要性	<p>新規起業事業場においては、長時間労働の抑制のための労働時間管理や時間外・休日労働協定の締結、労働時間の適正把握を始めとした望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念されるところである。</p> <p>このため、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足しているこうした事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言等を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	1年以内に就業環境の整備が図られた割合:94.7% (1年以内に就業環境の整備が図られたと回答した事業場(395)/個別指導事業場数(417))	
	アウトプット指標	個別指導事業場数を400社以上とする。				アウトプット指標	○	個別指導事業場数:417件	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	指導員の齊一的指導レベルの担保向上を図り、企業が整備環境を図れるよう懇切丁寧な指導を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてセミナーを実施するとともに、なるべく早い段階で、労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導及び助言等を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。						
23年度目標(アウトカム指標)	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。						
中期的な目標	受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、企業後のできるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましい。						
23年度目標(アウトプット指標)	個別指導事業場数を400社以上とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	従来 of 事業について継続して要求するが、運営のさらなる効率化に努める。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	四半期毎の個別指導事業場の件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	働きやすい職場環境形成事業 【23年度新規事業】 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	50	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	賃金時間室 政策係	
実施主体	本省						事業開始年 度	平成23年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概 要	目的 (何のため)	職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた環境整備(労使を含めた国民的な気運の醸成)を図る。							
	対象 (誰/何を 対象に)	労働者、事業主等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する会議(以下「会議」という。)を開催し、平成23年度末に議論の取りまとめを行う。							
	実施 体制	本省において直接実施する。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算 額	53,038
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	6,418
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の必 要性	職場のいじめ・嫌がらせ問題については、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談も増加し、地方自治体で当該問題への指針を策定する等の動きがみられるなど、社会的な問題として顕在化してきている。 当該問題の防止・解決に向けた環境整備(労使を含めた国民的な気運の醸成)を図るため、会議を開催し、議論のとりまとめを行う必要がある。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—	22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—			
		—		×	—				
	アウトプット 指標	—		アウト プット指 標	○	—			
		—		×	—				
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	—								
評価	—								



23年度事業概要	職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた環境整備(労使を含めた国民的な気運の醸成)を図るため、会議を開催し、議論の取りまとめを行う。									
23年度目標(アウトカム指標)	会議の出席委員全員から、当該会議が有用であった旨の回答をいただく。									
中期的な目標	—									
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成23年度事業の内容は、会議の開催及び議論の取りまとめであり、政策効果を測定することが困難であるため。									
23年度目標(アウトプット指標)	会議において議論の取りまとめを行う。									
23年度重点施策との関係	Ⅲ「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現」(4)労働関係法令の履行確保等 ⑤働きやすい職場環境の推進									
24年度要求に向けた事業の方向性	平成24年度においては、平成23年度の会議の議論の取りまとめを基に、更なる具体的な対応策の検討、国民的な気運の広範な醸成を図るための周知・広報、企業における職場のいじめ・嫌がらせの実態把握等を実施する予定。									
24年度重点施策との関係	—									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	平成23年度事業の内容は、会議を開催し、年度内に職場のいじめ・嫌がらせ問題の防止・解決に向けた議論の取りまとめを目指すものであり、四半期毎のモニタリングを行うことが困難であるため。									
その他特記事項										

事業名	建設業等における労働災害防止対策費 (墜落・転落災害等防止対策事業(建設業)) (墜落・転落災害等防止対策事業(造船業))						事業番号 (23年度)	51-1	
							事業番号 (22年度)	22	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	建設安全対策室	
実施主体	民間業者等						事業開始年度	平成17年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:建設業労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	全産業の死亡災害の3分の1を占めている建設業において、墜落防止対策の充実・徹底、専門工事業者のリスクアセスメントの定着等建設業における総合的な労働災害防止を推進することによる安全衛生水準の向上を目的としている。							
	対象 (誰／何を対象に)	①中小規模ビル建築工事及び低層住宅建築工事を施工する工事業者 ②専門工事業者(鉄骨工・板金工・サッシ工・建具工・煉瓦積工・ガラス工・内装工・トンネル工) ③建設現場の職長							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 事業内容: ①手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロール等(平成22年度限り) ②専門工事業者別の標準モデルを作成し、これらを利用した研修会の開催、個別指導の実施(平成22年度限り) ③顕彰候補者の厚生労働省への進達、研修会の実施、安全関連情報の提供(平成22年度限り) 平成23年度 ①足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援の実施 ②造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等の実施							
	実施体制	(平成22年度)建設業労働災害防止協会 (平成23年度)佐藤工業(株)、全国造船安全衛生対策推進本部							
19年度予算額 (千円)	593,044	20年度予算額 (千円)	593,019	21年度予算額 (千円)	539,015	22年度予算額 (千円)	455,682	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	317,205 (227,728)
うち事務費	16,686	うち事務費	16,686	うち事務費	16,686	うち事務費	16,589	うち事務費	14,968
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	544,522	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	549,971	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	507,144	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	374,521	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	94.5	20年度 予算執行率(%)	95.4	21年度 予算執行率(%)	97.1	22年度 予算執行率(%)	85.3		
事業／制度の必要性	平成22年度 建設業においては、①死亡災害の約4割を墜落・転落災害が占めていること、②下請事業者が専門工事ごとに細分化されていることなどを背景として死亡災害が全産業の約3分の1を占めており、これらの問題を改善するための指導等を実施するとともに、建設現場において安全管理の核となる「職長等」のうち、優れた者を顕彰し、そのネットワーク化を図ることにより、建設業全体の安全衛生水準の向上を図る必要がある。 平成23年度 建設業において発生する労働災害の中でも死亡災害の約4割を占め、依然、高い水準で発生している墜落・転落災害への防止対策に重点を置くこととして事業を見直し、研修、現場に対する指導・支援により手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及を図るとともに、建設業と並び休業災害に占める墜落・転落災害の割合が増加傾向にある造船業において、足場からの墜落防止措置の徹底を図るとともに安全衛生対策の基盤作りを早急に行い、造船業における労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年と比較し、15.4%以上減少させる。 ③ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ④ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ⑤ 建設業全体の手すり先行工法の普及率を高める。 (参考:平成22年2月末 31%)			22年度実績	○	②労働災害(休業4日以上)の減少率:30.3% ③安全衛生活動を実施した者の割合:97.7% ※⑤については現在集計中であるが、達成の見込み		
	アウトプット指標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(752現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(256事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。				×	①改善措置を講じた事業場の割合:74.0% ④回答した割合:71.4%		
	アウトカム指標				○	①研修会の実施回数:85回 ②安全パトロールの実施現場:865現場 ④顕彰された職長に対する研修会を実施:1回(50名)			
	アウトプット指標				×	③総合的支援状況:150事業場			

22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	支援事業場における労働災害防止の取組みに反映されたこと等により、指標②、③、⑤について所定の目標を達成することができた。他のアウトカム指標については、昨今の経済情勢の悪化等の影響を受け、措置の実施に慎重な姿勢をとる事業場がみられたこと等により、目標を達成できなかったものと考えられる。なお、アウトカム指標⑤については現在集計中。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	省内事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度までの事業については、当該年度限りで事業を廃止し、建設業において発生する労働災害の中でも死亡災害の約4割という高水準で発生しており、造船業においても増加傾向にある、墜落・転落災害への防止対策に重点を置いた事業を新たに実施する。						
評価	C		アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要				
23年度事業概要	建設工事等足場の設置を必要とする現場に対して、足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の指導・支援を行う。 造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。						
23年度目標(アウトカム指標)	①手すり先行工法とに係る指導・支援を行う者に対する研修を実施した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ②統括安全衛生責任者等に対する研修会実施事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ③リスクアセスメント実務者に対する教育研修会実施事業場において、リスクアセスメント手法の見直しを行い、具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に建設業も含めた全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	建設業における手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を徹底していく観点から平成23年度の目標①の設定に当たっては、22年度の事業の枠組みを変更することなく、22年度と同様の目標とした。目標②及び③については、平成23年度から新たに実施する造船業対策に関するものであるが、その数値については、目標①を参考に設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業における手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う(325現場)。 ③造船業における統括安全衛生責任者等に対する教育研修会を実施する。(7回) ④造船業におけるリスクアセスメント実務者に対する教育研修会を実施する。(6回)						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、墜落・転落災害防止対策の更なる定着を図る上で必要な要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 ③統括安全衛生責任者等に対する教育研修会の実施状況 ④リスクアセスメント実務者に対する教育研修会の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	建設業等における労働災害防止対策費 (中小地場総合工事業者指導力向上事業) 【22年度限りの経費】							事業番号 (23年度)	51-2
								事業番号 (22年度)	26
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	建設安全対策室
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成10年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:建設業労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	安全管理のノウハウが蓄積しにくい中小地場総合工事業者の安全管理能力向上を目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	中小規模の総合工事業者(ゼネコン)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 事業内容:現場所長及び店社安全衛生担当者に対して研修会の開催、モデル店社への個別指導							
	実施体制	建設業労働災害防止協会							
19年度予算額 (千円)	145,504	20年度予算額 (千円)	122,396	21年度予算額 (千円)	93,163	22年度予算額 (千円)	67,561	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	157,893	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	122,396	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	109,896	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	66,504	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	108.5	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	118.0	22年度 予算執行率(%)	98.4		
事業/制度の必要性	中小地場ゼネコンにおいては十分な安全管理のノウハウを有していないことなどを背景として労働災害発生率が高くなっているため、現場の統括管理をはじめとする安全管理能力を向上により、労働災害防止を図る必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。	22年度実績	アウトカム指標	○	①事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合:99.0%			
	アウトプット指標	① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(325事業場(計585回))。		アウトプット指標	○	①研修会の実施状況:94回 ②個別指導の実施回数:380事業場(計780回)			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	個別指導や研修会の積極的な実施により目標を達成できたが、一部の事業場においては、個別指導や研修会は有益であったと評価しているものの、その内容が一部不十分だったため、具体的な対策を講ずるには至っていないものがあった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	省内事業仕分けの結果を踏まえ、委託事業としては平成22年度末をもって事業を廃止する。								
評価	A			22年度限りの経費					

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	交通労働災害防止対策の推進事業							事業番号 (23年度)	52
								事業番号 (22年度)	28
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成7年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:陸上貨物運送事業労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	交通労働災害及び荷役作業時の墜落転落災害の防止							
	対象 (誰/何を対象に)	①交通労働災害等の発生のリスクが高い陸上貨物運送事業者 ②陸上貨物運送事業者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 ①交通労働災害等の発生のリスクが高い陸上貨物運送事業場に対して、交通労働災害防止のためのガイドライン及び荷役作業時における墜落・転落災害防止のためのマニュアルについての周知を図るとともに事業場の実態を踏まえた指導を行う。 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」について解説したマニュアルを作成するとともに、同設備等を広く関係事業者に周知するため、同マニュアル等を活用した研修会を開催する。							
	実施体制	陸上貨物運送事業労働災害防止協会							
19年度予算額 (千円)	59,121	20年度予算額 (千円)	57,681	21年度予算額 (千円)	49,466	22年度予算額 (千円)	22,308	23年度予算額 (千円)	5,482
うち事務費	8846	うち事務費	8397	うち事務費	7171	うち事務費	6,682	うち事務費	5,482
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	50,048	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	49,281	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	40,497	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	15596	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.5	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	95.7	22年度 予算執行率(%)	99.8		
事業/制度の必要性	第11次労働災害防止計画において、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図るとともに、墜落・転落災害等防止対策の強化を図ることとされている。								
22年度目標	アウトカム指標	①交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」について解説したマニュアルの研修会において実施するアンケート調査において、「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等を理解し、当該設備の活用について検討する」と回答する参加者の割合を50%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	①95.27% 改善措置を実施した事業場(503事業場)/指導を実施した事業場(528事業場) ②94.9% 活用について検討すると回答した参加者112人/アンケートに回答した参加者(118人)(研修会参加者194人)	
	アウトプット指標	①交通労働災害等防止に関する指導を500事業場に対して実施する。 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全帯取付設備等」についての研修会を開催し、200名以上を参加させる。				アウトプット指標	○	①528事業場に指導を実施した。 ②研修会を6回開催し計239人が参加した。	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	交通労働災害及び荷役作業時の墜落転落災害防止対策の必要性について事業者の理解を深める機会となっていたこと。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	本事業は平成22年度までに成果が得られたので終了することとする。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	平成22年度までの事業成果を活用しつつ、行政による集団指導等を実施する。						
23年度目標(アウトカム指標)	交通事故による死亡災害(陸上貨物運送事業)の発生件数を対前年で減少させる。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成22年度目標達成状況のとおり、事業者団体等における災害防止のノウハウは着実に蓄積してきているものの、平成22年の陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害は対前年増となっていることから、その確実な減少を図るため、上記の目標を設定とした。 <参考:陸上貨物運送事業における交通事故による死亡災害発生状況> 平成21年66件、平成22年88件						
23年度目標(アウトプット指標)	平成22年度までの事業成果を活用しつつ、行政による集団指導等を実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	行政経費について継続して要求するとともに、交通事故による死亡災害や荷役作業中の事故が増加していることを受け、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策を一層強化する必要があることから、運転者に疲労を蓄積させないような走行管理や荷主に対する荷役安全設備のための技術的支援を内容とする新たな事業を要求予定。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	交通労働災害(陸上貨物運送事業)の発生件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	就業形態の多様化等に応じた労働災害防止対策の推進事業 (22年度はNo. 60「派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業」に含まれている。)					事業番号 (23年度)	53			
						事業番号 (22年度)	14			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)					担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班			
実施主体	民間業者等					事業開始年度	平成21年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	①製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進を図るため。 ②非正規労働者に係る安全衛生管理活動の促進を図るため。								
	対象 (誰/何を 対象に)	①製造業の元方事業者・関係請負人 ②非正規労働者及びその雇用者								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを 含む)	実施方法: 委託事業 調達方法: ①企画競争方式による随意契約、②総合評価落札方式による一般競争入札 事業内容: ①混在作業における総合的な安全衛生管理マニュアルを作成するとともに、製造業の元方事業者・関係請負人に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する。 ②アンケート及びヒアリングによる調査を実施し、非正規労働者に係る安全衛生管理の実態把握を行い、これをマニュアルとしてとりまとめたものを活用し、研修会を開催する。								
	実施 体制	①(平成22年度、平成23年度ともに)中央労働災害防止協会 ②(平成22年度)東京日動海上リスクコンサルティング(平成23年度)未定(現在調達中)								
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	23,976	22年度予算額 (千円)※	30,723	23年度予算額 (千円)	30,305	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	21,623	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	25,435	※予算執行率は事務費を考慮していない ※21、22年度予算額及び決算額は、No60の事業で実施していた部分の内数である。		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	90.2	22年度 予算執行率(%)	82.8			
事業／制度の 必要性	就業形態の多様化に伴い安全衛生管理の定着・徹底を図るために必要である。									
22年度 目標	アウトカム 指標	22年度はNo.60の事業に含まれているため、省略			22年度 実績	アウトカム 指標	○	—		
						×	—			
22年度 目標	アウトプット 指標	22年度はNo.60の事業に含まれているため、省略			22年度 実績	アウト プット指 標	○	—		
						×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	A					—				



23年度事業概要	<p>①混在作業における総合的な安全衛生管理マニュアルを作成するとともに、製造業の元方事業者・関係請負人に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する(対象:自動車製造業)。          ②アンケート及びヒアリングによる調査を実施し、非正規労働者に係る安全衛生管理の実態把握を行い、これをマニュアルとしてとりまとめたものを活用し、講習会を開催する(対象:商業(小売業))。</p>									
23年度目標(アウトカム指標)	<p>②研修会の参加者について、非正規労働者を含む事業場の安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。          ①研修会の参加者について、自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。</p>									
中期的な目標	<p>第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に陸上貨物運送業等も含めた全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。</p>									
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>①、②ともに、主として対象となる業種が前年度と異なっており、業種ごとに実施すべき指導内容等や定着の難度が異なっていることから、前年度実績により目標値を上下することは適切ではないと判断した。その上で、他の研修実施事業における目標設定値を参考としつつ、安全衛生管理の適切な実施を徹底させる上で最も適切な数値として、平成22年度と同じ水準の80%を目標とした。</p>									
23年度目標(アウトプット指標)	<p>①自動車製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。          ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。</p>									
23年度重点施策との関係	—									
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>事業内容①の元方事業者に係る総合的な安全衛生管理の促進事業については、平成23年度までに成果が得られるので、平成23年度末をもって事業を廃止する。          事業内容②については、事業内容の効率化を図りつつ、引き続き、非正規労働者を雇用する事業者の安全衛生活の促進を図る事業として要求していくこととする。</p>									
24年度重点施策との関係	—									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであり、四半期ごとに評価していくことが困難である。									
その他特記事項	「派遣労働者等の労働災害防止対策推進事業」を平成22年度で廃止することとしたが、この中で引き続き実施することが必要な項目について、本事項において実施するもの。									

事業名	派遣労働者等の安全衛生対策の促進 【22年度限りの経費】				事業番号 (23年度)	54				
					事業番号 (22年度)	14				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)				担当係	物流・サービス 産業・マネジメント班				
実施主体	民間業者等				事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:中央労働災害防止協会、陸上貨物労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	①派遣労働者を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るため。 ②製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進を図るため。 ③非正規労働者に係る安全衛生管理活動の促進を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	①製造業の派遣元・派遣先事業場 ②製造業の元方事業者・関係請負人 ③非正規労働者を雇用する事業場								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:①②企画競争方式による随意契約、③総合評価落札方式による一般競争入札 事業内容: ①派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアルを作成するとともに、派遣元・派遣先事業場に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する。 ②混在作業における総合的な安全衛生管理マニュアルを作成するとともに、製造業の元方事業者・関係請負人に対して当該マニュアルを活用した研修会を開催する。 ③アンケート及びヒアリングによる調査を実施し、非正規労働者に係る安全衛生管理の実態把握を行い、これをマニュアルとしてとりまとめたものを用いし、研修会を開催する。								
	実施体制	①中央労働災害防止協会、陸上貨物労働災害防止協会(平成22年度限り) ②(平成22年度、平成23年度ともに)中央労働災害防止協会 ③(平成22年度)東京日動海上リスクコンサルティング(平成23年度)未定(現在調達中)								
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	82,109	22年度予算額 (千円)	117,132	23年度予算額 (千円)	—	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	65,487	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	59,421	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	79.8	22年度 予算執行率(%)	50.7			
事業/ 制度の必要性	就業形態の多様化に伴い派遣労働者等を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るために必要である。									
22年度目標	アウトカム指標	①研修会の参加者について、陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 ②研修会の参加者について、化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。			22年度実績	○	①85.9% 有益であったと評価した参加者(632人)/研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(736人) ②95.5% 有益であったと評価した参加者(990人)/研修会参加者のうちアンケートに回答した参加者(1037人)			
	アウトプット指標	①陸上貨物運送事業及び商業における派遣労働者の安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ②化学工業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底を図るため、混在作業における総合的な安全衛生管理に関するマニュアル等を活用した研修会を開催し、470名以上参加させる。 ③好事例集に10以上の事業場の事例を取り上げる。				○	①研修会を30回開催し、計813名が参加した。 ②研修会を15回開催し計1,096名が参加した。 ③好事例集に17の事業場の事例を取り上げた。			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	(アウトカム指標) ① 研修会の実施により、派遣労働者を含めた労働者の安全衛生管理の必要性について事業者が理解を深めることができたため。 ② 研修会の実施により、製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理の徹底の必要性について事業者が理解を深めることができたため。 (アウトプット指標) ① 派遣元・派遣先事業場に対する研修を適切に実施できたため。 ② マニュアル普及研修会を適切に実施できたため。 ③ 調査対象である製造事業場に対して、ヒアリング調査、アンケート調査の趣旨を適切に伝えることができたため、調査への協力が得られたため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業内容①の派遣労働者に係る主要業種に係る対策については平成22年度までに成果が得られたので、平成22年度末をもって事業を廃止することとし、②、③については、「59就業形態の多様化等に応じた労働災害防止対策の推進事業」において実施することとする。									
評価	A				22年度限りで廃止					

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業								事業番号 (23年度)	55
									事業番号 (22年度)	25
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	建設安全対策室
実施主体	民間業者等								事業開始年度	平成19年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:林業・木材製造業労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	林業における労働者の労働災害、振動障害防止のため								
	対象 (誰／何を対象に)	林業事業者及び高性能林業機械運転業務従事者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法:委託事業 調達方法:企画競争方式による随意契約 事業内容: 各作業に対応した危険性の特定の実施に係る巡回指導、研修会の実施等								
	実施体制	(平成22年度)林業・木材製造業労働災害防止協会 (平成23年度)未定(現在調達中)								
19年度予算額 (千円)	56,254	20年度予算額 (千円)	75,009	21年度予算額 (千円)	97,406	22年度予算額 (千円)	93,436	23年度予算額 (千円)	27,921	
うち事務費	—	うち事務費	10,381	うち事務費	10,186	うち事務費	10,182	うち事務費	8,503	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	56,254	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	62,315	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	80,771	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	11,811	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	96.4	21年度 予算執行率(%)	92.6	22年度 予算執行率(%)	14.2			
事業／制度の必要性	災害発生率が他の産業と比べて極めて高い林業における労働災害防止を図るため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策を推進する必要がある。									
22年度目標	アウトカム指標	間伐作業に係る危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。	22年度実績	アウトカム指標	○	間伐作業に係る危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合:90.9%				
	アウトプット指標	危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場)		アウトプット指標	○	個別指導事業場:100事業場				
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	個別指導の積極的な実施により目標を達成できたが、一部の事業場においては、個別指導や研修会は有益であったと評価してはいるものの、その内容が一部不十分だったため、具体的な対策を講ずるには至っていないものがあつた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	具体的な対策までは講じていないものの、個別指導が有益であったと評価している者が多いことから、個別指導の実施においては、具体的な取組みに直結するような内容(個別事業場における取組み事例や効果を上げた事例等)も積極的に取り入れることにより、対象事業場等において取組みが促進されるよう努める必要がある。									
評価	A(施策継続)			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続(ただし、予算額については適正な水準に見直し)						

23年度事業概要	高性能林業機械は、林業現場への導入が進んでいるが、油圧ショベル、ブルドーザー等の車両系建設機械をベースとして開発され、当該機械と同様の危険性を有するにも関わらず、労働安全衛生関係法令上は教育等の実施が義務付けられていないため、 (1)集材系、伐木系、架線系の3区分の機械についての教育手法の開発 (2)教育を全国各地で円滑に実施するための講師の養成 の実施により、当該機械の安全衛生教育の充実を図る。						
23年度目標(アウトカム指標)	開発された教育プログラムを、高性能林業機械運転業務従事者への教育に係る試行実施の結果、「有益であった」とする回答の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に林業も含めた全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は20%減、死傷災害は15%減)。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	平成23年度事業においては、高性能林業機械運転業務従事者への教育の実施を義務づけるための安全衛生教育講師の養成を図ることに目的をおいているものであり、定量的な効果は発現しないものであるが、翌年度以降における本事業により開発された手法の全国的な徹底のため、試行実施時において一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。						
23年度目標(アウトプット指標)	①高性能林業機械に係る教育の試行を全国3カ所で計45名以上に対して実施する。 ②高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修を40名以上に対して実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	高性能林業機械運転従事者への教育の実施に向けた制度の普及及び周知の徹底を図る上で必要な要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①高性能林業機械に係る教育を実施する講師の養成のための研修の実施状況 ②高性能林業機械運転業務従事者教育普及員会議の実施状況	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	機械等の災害防止対策費							事業番号 (23年度)	56
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	機械班
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	不明
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	機械設置届等に係る審査及び実地調査等を行い、もって機械設備の安全課の促進及び労働災害の防止を図る。							
	対象 (誰／何を 対象に)	事業場等							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	実施方法: 国(地方局)による直轄事業 ①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導							
	実施 体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	15,871	20年度予算額 (千円)	15,847	21年度予算額 (千円)	14,336	22年度予算額 (千円)	14,139	23年度予算額 (千円)	11,252
うち事務費	15,871	うち事務費	15,847	うち事務費	14,336	うち事務費	14,139	うち事務費	11,252
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必 要性	機械等の労働災害の防止に資することから実施することが必要である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—	22年 度実 績	アウトカム 指標	○	—			
				×	—				
	アウトプット 指標	—		アウト プット指 標	○	—			
				×	—				
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までに目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度事業と同様							
23年度目標(アウトカム指標)	機械災害を対前年で減少させる。							
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	機械災害は、単年度では様々な要因により増減するが、指の切断など重篤な機械災害を減少させる必要があるため。							
23年度目標(アウトプット指標)	審査・調査の結果、問題が見られた場合は是正の指導を行う。							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	従前の事業実施方針に基づき引き続き着実に実施する。							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	客観的な指標の設定が困難であるため。							
その他特記事項								

事業名	特別安全衛生指導等経費 (特定労働災害調査分析費、特別安全指導の実施事業及び特別衛生指導の実施事業を統合)						事業番号 (23年度)	57	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)						担当係	・物流・サービス産業・マネジメント班 ・管理係	
実施主体	国、労働局、労働基準監督署						事業開始年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のため監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。 また、労働災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止するため。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	実施方法: 国(地方局)による直轄事業 ・災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告による労働災害を対象にその発生原因を多角的体系的に検討するとともに、毎年災害が多発している特定業務の特定災害の原因を総合的に調査する。 ・重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときは、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を中心とした総合科学調査団を派遣し、災害原因の徹底的究明を行う。 ・技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種(建設業等)について専門職員による災害防止の指導を行う。 ・有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施する。							
	実施体制	国、労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	85,628 (40,740)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	85,628
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	職業性疾病の予防のための監督指導等を実施するために必要な経費である。								
22年度目標	アウトカム指標	—	22年度実績	アウトカム指標	○	—			
	アウトプット指標	—		アウトプット指標	×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	監督指導等を実施することにより、職業性疾病の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	第11次労働災害防止計画期間中(平成24年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害は平成19年比20%減、死傷災害は平成19年比15%減)。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	職業性疾病の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、趨勢的に減少傾向を維持していることから、今後も職業性疾病件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。						
23年度目標(アウトプット指標)	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、原因を究明する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	職業性疾病は、じん肺やがん原性物質による疾病など、遅発性の疾病を含むものであることから、監督指導等を実施した効果が四半期という短期間で把握できるものではないため。						
その他特記事項							

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	58	
							事業番号 (22年度)	9	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法29条1項3号)						担当係	特定分野労働 条件対策係・ 監督係	
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署						事業開始年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	外国人、介護、派遣労働者などの特定分野の労働者の労働災害を防止等する。							
	対象 (誰/何を 対象に)	特定分野の労働者を使用する事業場							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	特定分野の労働者の労働災害を防止等するために、外国人労働者の多い都道府県労働局や労働基準監督署に外国人労働者労働条件相談員を、及び派遣労働者の多い労働基準監督署に派遣労働者専門指導員を配置する。							
	実施 体制	・外国人労働者の多い都道府県労働局(22局)及び労働基準監督署(13署) ・派遣労働者の多い労働基準監督署(23署)							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	115,466
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	115,466
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必 要性	特定分野における労働者に対し、労働災害を防止し、安全衛生の確保の対策を図る必要があるため。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	22年 度実 績	アウトカム 指標	○	集計中			
	アウトプット 指標	特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。		アウト プット指 標	○	集計中			
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			集計中のため保留					

23年度事業概要	特定分野の労働者の労働災害を防止等するために、外国人労働者の多い都道府県労働局や労働基準監督署に外国人労働者労働条件相談員を、及び派遣労働者の多い労働基準監督署に派遣労働者専門指導員を配置する。									
23年度目標(アウトカム指標)	・外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす。									
中期的な目標	—									
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	外国人相談コーナーのリーフレットの配布等を行い、より多くの外国人労働者に相談に来てもらうことにより、労働災害や労働時間に関するトラブルを未然に防ぐことができるから。									
23年度目標(アウトプット指標)	・外国人労働者のためにホームページに労働基準関係法令の4カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)での解説を掲載する。 ・外国人相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。									
23年度重点施策との関係	外国人労働者、特に技能実習生に係る労働条件の確保									
24年度要求に向けた事業の方向性	今後も適切に実施していく。									
24年度重点施策との関係	外国人労働者、特に技能実習生に係る労働条件の確保									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	外国人労働者が就労する地域や職種が様々であり、また繁忙期が異なっており、四半期ごとに定量的に効果測定しても意味がないため。									
その他特記事項	※本事業は平成22年度事業の「特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費」、「派遣労働者の労働災害防止活動促進費」、「介護労働者の労働災害防止活動費」、「外国人労働者の労働災害防止活動費」を統合している。									

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化							事業番号 (23年度)	59
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労災保険法第29条第1項3号）							担当係	管理係
実施主体	国、労働局、労働基準監督署							事業開始年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働安全衛生管理等に係る自主点検を作成し事業主に配布し、回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせるとともに、問題のある事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生等に係る自主点検表を作成・印刷し、事業主に送付する。							
	実施体制	国、労働局、労働基準監督署							
19年度予算額 (千円)	20,708	20年度予算額 (千円)	12,786	21年度予算額 (千円)	7,269	22年度予算額 (千円)	5,137	23年度予算額 (千円)	5,137
うち事務費	20,708	うち事務費	12,786	うち事務費	7,269	うち事務費	5,137	うち事務費	5,137
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の 必要性	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促すために必要な経費である。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—		22年度 実績	アウトカム 指標	○	—		
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理対象外					

23年度事業概要	22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	事業主に労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、趨勢的に減少傾向を維持していることから、今年度も事業主の労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。</p> <p>&lt;参考:過去5年間の労働災害発生状況&gt; 平成18年121,378件、平成19年121,356件、平成20年119,291件、平成21年105,718件、平成22年107,759件</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	自主点検を70,000部作成し、事業主に自主点検を送付する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進							事業番号 (23年度)	60
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	企画調整係
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成13年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／ 制度 概要	目的 (何のため)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図ることとするもの。							
	対象 (誰／何を対象に)	健康保険不支給決定者							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査							
	実施 体制	労働基準局労災補償部労災管理課企画調整係4名							
19年度予算額 (千円)	81,845	20年度予算額 (千円)	83,498	21年度予算額 (千円)	72,027	22年度予算額 (千円)	55,657	23年度予算額 (千円)	47,750
うち事務費	81,845	うち事務費	83,498	うち事務費	72,027	うち事務費	55,657	うち事務費	47,750
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必 要性	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われただけでなく、同種災害の発生防止対策が阻害されるおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれがあることから社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—		22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—		
					×	—			
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	○	—		
					×	—			
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	(1)全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2)パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3)建設業者に対する集団指導 (4)事業場及び医療機関に対する調査						
23年度目標(アウトカム指標)	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労災隠しの防止の観点から、健康保険不支給決定者のうち、労災保険制度の適用事業に使用される者ではない等の理由により明らかに労災保険給付の対象とならない者を除き、労災保険の請求の可能性のある者全員について、労災保険の請求勧奨を行うこととした。						
23年度目標(アウトプット指標)	労災保険給付請求を勧奨するパンフレット47,000部を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配付する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	労災保険料率及びメリット制の見直しに起因して、労災隠しの多発を防止する観点から、相談員による相談体制の確保及びパンフレット等による健康保険不支給決定者に対しての労災保険の請求勧奨を徹底する。また労災担当部署から監督・安全衛生部署への労災隠しの情報提供を徹底する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位の事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成22年度は自動車運転者の長時間労働抑制のための支援等の推進事業) 【23年度重点的目標管理事業】						事業番号 (23年度)	61		
							事業番号 (22年度)	8		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法29条1項3号)						担当係	特定分野労働条件 対策係・労働条件 確保係		
実施主体	株式会社日通総合研究所						事業開始年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:株式会社日通総合研究所) ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	長時間労働の抑制、改善基準遵守のための環境整備を行い、事業者による労働時間等の自主的な点検等の取組を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。								
	対象 (誰/何を 対象に)	トラック、バス、タクシー運転者を雇用する事業場及び荷主となる事業場								
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	①トラック運転者における長時間労働抑制等に取り組んでいる好事例集の作成・セミナーの開催等 ②バス運転者における改善基準を遵守した「標準運行計画作成・改善基準チェックシステム」の作成及びこれに関するセミナーの開催等 ③トラック、バス、タクシーの各事業者による自主的な改善基準遵守のための自主点検の実施								
	実施 体制	株式会社日通総合研究所								
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	35,012	21年度予算額 (千円)	68,097	22年度予算額 (千円)	32,898	23年度予算額 (千円)	120,313	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	97,042	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	33,403	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	54,530	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	27,276	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	95.4	21年度 予算執行率(%)	80.1	22年度 予算執行率(%)	82.9			
事業／制度の必 要性	トラック、バス等の自動車運転者については、依然として長時間労働の実態にあり、全産業労働者との格差が縮小しない状況にあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が高水準で推移し、運輸業に係る過労死の労災認定件数も全産業の中で最も多い状況にある。また、自動車運転者の長時間労働抑制については、その業務の特性を踏まえた特別な対策に取り組む必要がある。									
22年度目 標	アウトカム 指標	① セミナーに参加したトラック事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ② セミナーに参加した荷主の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。 ③ セミナーに参加したバス事業者の80%以上から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を得る。 ④ セミナーに参加した旅行業者の80%以上から、「セミナーは有益であった」との回答を得る。			22年度 実績	○	① セミナーに参加したトラック事業者の99%が「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」と回答(セミナーに参加したトラック業者500社中、381社から回答があり、377社が取組を実施又は検討したいと回答)。 ② セミナーに参加した荷主の98%が「セミナーは有益であった」と回答した(セミナーに参加した荷主142社のうち、136社から回答があり、133社が有益であったと回答)。 ③ セミナーに参加したバス事業者の92%が「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」と回答した(セミナーに参加したバス事業者170社のうち、151社から回答があり、139社が取組を実施又は検討したいと回答)。 ④ セミナーに参加した旅行業者の100%が「セミナーは有益であった」と回答した(セミナーに参加した旅行業者40社の全てから回答があり、40社が有益であったと回答)。			
	アウトプット 指標	① 全国7カ所ですべて1,400のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催する。 ② 全国7カ所ですべて840のバス事業者及び旅行業者に対して、セミナーを開催する。				○	① 全国7カ所ですべて642社のトラック事業者及び荷主事業者に対してセミナーを開催した。 ② 全国7カ所ですべて210社のバス事業者及び旅行業者に対してセミナーを開催した。			
22年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトカム】 セミナーに参加した事業者が、長時間労働の抑制について高い意識を持ち、セミナーの意義を理解してもらえたため。 【アウトプット】 不況の影響でセミナーへの参加を希望する事業者が少なかった。(しかし、参加者が減少傾向であったため、開催地にあるトラック協会傘下の全会員に対し開催案内のダイレクトメールを送付したり、トラック協会が発刊している広報誌へ案内状を同封する等をしており結果的に1,400以上の事業場に開催案内を出している。同様に開催地にあるバス協会傘下の全会員及び市販されているバス業者名簿からバス協会の非会員を抽出し、非会員に対しても840以上の事業場に対し開催案内のダイレクトメールを送付している。)									
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	セミナーへの参加事業者を増やすため、セミナー開催の周知の仕方に工夫が必要。									
評価	B(施策継続)				予算額(又は手法等)を見直し					



23年度事業概要	①「自動車運転者時間管理等指導員」の配置やパンフレットの作成等により、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等について、一般労働者との比較を含めて調査研究を行い、今後の施策の在り方を検討する際に参考となる資料を作成する。						
23年度目標(アウトカム指標)	①自動車運転者時間管理等指導員に個別訪問された事業者の80%以上から「訪問が有益であった」との回答を得る。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究を適切に実施し、その結果をまとめる。						
中期的な目標	①中期的な目標になじまない ②自動車運転者に係る労働時間等の改善に向けた今後の施策の在り方を検討する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①22年度事業のセミナー参加者の約8割がセミナーは有益であったと回答しているため、同程度の目標を設定した。 ②EUを中心とした先進諸国における自動車運転者に係る労働時間等の法規制、労働実態等の調査研究事業であり、関係者の満足度等の測定による評価指標になじまないものである。						
23年度目標(アウトプット指標)	①自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問数を2,000事業場以上とする。						
23年度重点施策との関係	自動車運転者の長時間労働抑制						
24年度要求に向けた事業の方向性	必要性を精査した上で、所要の予算計上を行う。						
24年度重点施策との関係	自動車運転者の長時間労働抑制						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	①地域ごとに繁忙期がことなるため、四半期ごとに定量的に効果測定できるものではない。 ②年間を通じて行う事業のため、四半期ごとに定量的に効果測定できるものではない。						
その他特記事項							

事業名	家内労働者の安全衛生対策事業							事業番号 (23年度)	62
								事業番号 (22年度)	40
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	家内労働係
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和49年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため							
	対象 (誰/何を対象に)	家内労働者及び委託者							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。</li> <li>・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局が産業医等による健康相談を実施する。</li> </ul>							
	実施体制	都道府県労働局							
19年度予算額 (千円)	32,966	20年度予算額 (千円)	24,789	21年度予算額 (千円)	23,559	22年度予算額 (千円)	23,577	23年度予算額 (千円)	20,953
うち事務費	30,953	うち事務費	24,789	うち事務費	23,559	うち事務費	23,577	うち事務費	20,953
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,354	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	67.3	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の 必要性	家内労働者の安全の確保及び健康を保持し、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病を早期に発見し予防するために、家内労働安全衛生指導員による家内労働者及び委託者への指導、家内労働者に対する健康相談の実施が必要である。								
22年度 目標	アウトカム 指標	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。			22年度 実績	アウトカム 指標	○	92.1% ※指導に対し改善の意向ありと回答した委託者及び家内労働者478名/家内労働安全衛生指導員が個別指導を実施した結果、要改善事項があった委託者及び家内労働者519名	
	アウトプット 指標	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,100人以上とする。				アウト プット指 標	○	1,167名	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	家内労働安全衛生指導員による訪問指導が適切に行われた結果、目標を達成することができた。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度のアウトカム指標については、平成22年度の実績を踏まえ、引き続き、家内労働安全衛生指導員による指導の結果改善の意向ありとした者の割合を85%以上とする。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	22年度と同様							
23年度目標(アウトカム指標)	家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。							
中期的な目標	家内労働者の安全の確保及び健康の保持、職業性疾病の早期発見及び予防が図られること。							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	家内労働安全衛生指導員の指導の効果として計ることのできる目標として、改善の意向を確認することとし、その割合を目標としたもの。水準については、平成22年度の実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。							
23年度目標(アウトプット指標)	家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を1,000人以上とする。							
23年度重点施策との関係	—							
24年度要求に向けた事業の方向性	今後とも家内労働の実態に即した事業を実施する。							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</li> <li>・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</li> </ul>							
その他特記事項								

事業名	女性労働者健康管理等対策費							事業番号 (23年度)	63
								事業番号 (22年度)	41
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第3項)							担当係	啓発援助係
実施主体	民間団体							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:財団法人女性労働協会等) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	女性労働者の職場進出が進み、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の予防等を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	事業主及び女性労働者、産業保健スタッフ等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>委託事業の受託者を公募により募集(働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業:企画競争、母性健康管理研修等事業:一般競争入札(最低価格落札方式))により募集。受託者に対し事業費を支出。</p> <p>具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、周知・啓発を実施する。さらに、産業保健スタッフ及び企業の人事労務担当者等を対象に研修を実施し、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。</p>							
	実施体制	厚生労働省から受託者に対し事業実施を委託。							
19年度予算額 (千円)	72,081	20年度予算額 (千円)	64,469	21年度予算額 (千円)	53,283	22年度予算額 (千円)	63,349	23年度予算額 (千円)	57,953
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	21,062	うち事務費	16,183
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	60,125	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	52,119	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	46,053	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	40,909	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	83.4	20年度 予算執行率(%)	80.8	21年度 予算執行率(%)	86.4	22年度 予算執行率(%)	96.7		
事業／制度の必要性	目標を達成し、企業における母性健康管理体制の整備に効果を上げており、今後も妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、引き続き事業の実施が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を80%以上とする。	22年度実績	アウトカム指標	○	97.5% ※研修受講後、母性健康管理の措置に関する取組が進んだ事業場数(198件)/アンケート回答者数(203件)			
	アウトプット指標	母性健康管理サイトのアクセス数を430,000件とする。		アウトプット指標	○	母性健康管理サイトのアクセス数 約53万件			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業を適切に実施し、標記研修において、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することができ、また、母性健康管理サイトにおいて、必要な情報を掲載し、サイトの存在を効果的に周知することができたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成し、企業における母性健康管理体制の整備に効果を上げている。								
評価	A(施策継続)			成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合を80%以上とする。						
中期的な目標	企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	研修の受講者は毎年変わるため、母性健康管理に関する取組が進んだ事業場の割合について、前年度より向上させる目標は本事業になじまず、割合を一定水準(80%)に保つことが目標として適切であるため。						
23年度目標(アウトプット指標)	母性健康管理サイトのアクセス数を460,000件とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費							事業番号 (23年度)	64
								事業番号 (22年度)	39
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条 第1項第2号及び第3号）							担当係	技能実習係
実施主体	(財)国際研修協力機構							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等:(財)国際研修協力機構） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先: 実施主体:） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先:） <input type="checkbox"/> その他（）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	企画競争により委託先を選定し、以下の事業を行う。 ①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地相談を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。							
	実施体制	企画競争により選定された委託先である(財)国際研修協力機構において事業を実施							
19年度予算額 (千円)	57,394	20年度予算額 (千円)	57,945	21年度予算額 (千円)	54,953	22年度予算額 (千円)	43,819	23年度予算額 (千円)	40,269
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	57,000	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	57,000	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	48,957	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	40,543	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.3	20年度 予算執行率(%)	98.4	21年度 予算執行率(%)	89.1	22年度 予算執行率(%)	92.5		
事業／制度の必要性	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有している。これらのことから、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要であるとともに、業務災害や通勤災害が生じた場合は受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であるにとまらず、開発途上国との友好関係にも悪影響を与えかねず、開発途上国に対する実践的な技能移転を図るという制度の趣旨にも反することになるため、事故・疾病防止対策の強化が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下			22年度実績	アウトカム指標	○	調査中(9月末に実績確定見込)	
	アウトプット指標	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上				アウトプット指標	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 553件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			集計中のため保留					

23年度事業概要	22年度事業に加え、東日本大震災の被災地における震災対応セミナー及び技能実習生に対するメンタルヘルス巡回相談を実施。						
23年度目標(アウトカム指標)	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下						
中期的な目標	組織体制の見直しや事務・事業の効率化を図り、技能実習生の事故・疾病防止対策の強化を図る。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	技能実習生が、技能実習により修得した技能を活かすことが当制度の目的であり、この目的を達成するためには、技能実習生が我が国在留期間中に重篤な事故や疾病にあうことなく心身共に健全な状態で技能の修得を行うことが必要となる。 この観点から、指標については、技能実習生の休業4以上の死傷者年千人率(技能実習生1,000人あたり1年間に発生する死傷者数)とし、同年(暦年)における日本人を含む全産業の休業4以上の死傷者千人率以下の数値と比較することで、本事業の成果を図ることが適当である。						
23年度目標(アウトプット指標)	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	技能実習生の死亡事故(平成22年度速報値:24名)を防ぐため、受入れ団体・企業への指導・啓発を強化し、引き続き事業を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費(自発的健康診断受診支援事業経費) 【平成24年度まで経過措置】							事業番号 (23年度)	65
								事業番号 (22年度)	29
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	産業保健班
実施主体	(独)労働者健康福祉機構							事業開始年度	平成9年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援することにより、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事する労働者が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。 また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。							
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構(本部及び産業保健推進センター)において実施							
19年度予算額 (千円)	144,123	20年度予算額 (千円)	131,013	21年度予算額 (千円)	126,520	22年度予算額 (千円)	74,224	23年度予算額 (千円)	27,735
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	128,808	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	83,667	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	53,678	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	35,211	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	89.4	20年度 予算執行率(%)	63.9	21年度 予算執行率(%)	42.4	22年度 予算執行率(%)	47.4		
事業/制度の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者数50人未満の小規模事業場は、産業保健に精通した人材の確保が難しく、健康管理が難しいことから、産業医の選任を助成することにより、健康管理を支援する必要がある。</li> <li>深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図る必要がある。</li> </ul>								
22年度目標	アウトカム指標	22年度実績	○	—					
	○		①小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成22年度に新たに申請した事業場が産業保健活動を実施する回数736回以上とする。 ②産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。						
22年度目標	アウトプット指標	22年度実績	○	—					
	○		申請事業場数は106事業場であった。						
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	産業保健活動の趣旨について理解を示す事業場であっても実施する余裕がない等の理由により、申請事業場及び産業保健活動実施回数ともに目標を下回った。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成22年度限りで廃止。なお、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対しては、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行う。								
評価	C(22年度限りで廃止)			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					



23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	平成22年度限りで事業を廃止したが、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対しては、経過措置として引き続き3カ年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降新規の申請を受け付けていない)。						

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費								事業番号 (23年度)	66
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	業務第一係
実施主体	(独)労働者健康福祉機構								事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康福祉機構) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒償却に要する経費を補助することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項の業務に要する事業において発生する財政融資資金への償還に当たり、一時的に資金不足が発生する際に行った民間金融機関からの借入利息部分及び貸倒債権を償却するために必要な額。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書附則第4条第4項により、貸し付けられた資金にかかる債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。								
	実施体制	(独)労働者健康福祉機構本部において実施								
19年度予算額 (千円)	188,856	20年度予算額 (千円)	99,926	21年度予算額 (千円)	228,017	22年度予算額 (千円)	94,893	23年度予算額 (千円)	184,756	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	188,856	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	99,926	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	228,017	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	94,893	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性	残存する貸付債権の債権管理業務を行う上で、民間金融機関からの借入利息及び貸倒償却を補填する必要がある。									
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—			
					×	—				
22年度目標	アウトプット指標	—		22年度実績	アウトプット指標	○	—			
					×	—				
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	—				昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行う。						
23年度目標(アウトカム指標)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額189百万円を回収する。						
中期的な目標	貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う業務であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。						
23年度目標(アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	独立行政法人労働者健康福祉機構 平成23年度計画により、年度の目標が設定されているため。						
その他特記事項							

事業名	労働災害防止対策費補助金経費【集計中】								事業番号 (23年度)	67
									事業番号 (22年度)	33
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働災害防止団体法第54条、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条)								担当係	団体監理係
実施主体	労働災害防止団体(7団体)								事業開始年度	昭和39年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体等(7団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業を促進するため補助を行うもの。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者								
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、災害防止団体により以下の事業を行う。 ①調査研究事業②安全衛生啓発事業③安全衛生管理活動事業④労働災害防止活動事業								
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、船員災害防止協会								
19年度予算額(千円)	2,531,970	20年度予算額(千円)	2,490,615	21年度予算額(千円)	2,721,654	22年度予算額(千円)	2,047,329	23年度予算額(千円)	1,843,709	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額※事務費を除く(千円)	2,375,768	20年度決算額※事務費を除く(千円)	2,366,266	21年度決算額※事務費を除く(千円)	2,569,318	22年度決算額※事務費を除く(千円)※予定額	1,971,384	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度予算執行率(%)	93.8	20年度予算執行率(%)	95.0	21年度予算執行率(%)	94.4	22年度予算執行率(%)	96.3			
事業/制度の必要性	<p>事業主の行う労働災害防止活動は、生産活動に直接結びつくものではない上、企業間の横並び意識から他の企業を上回る安全衛生対策に取り組む事業主は限られ、また、安全衛生分野の技術・ノウハウも個々の企業からすれば資産としての側面を有することから、労働災害防止につながる好事例であったとしても、事業主が自主的に競業他社に公表し、業界や企業間で共有することは希な状況にある。特定の企業や企業グループに偏らない中立かつ非営利の事業主団体である協会を組織させ、法令に定める最低基準を上回る安全衛生活動を行わせることと、事業主の行うべき労働安全衛生に関する措置全般について、主に技術的な面からキメの細かい指導及び援助を行わせることとしたものである。</p> <p>労働災害の防止を効率的に進めるためには、国の行う法令の履行確保のための監督指導に併せ、労働者の安全衛生についての直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動が不可欠である。</p>									
22年度目標	アウトカム指標	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成21年と比して4%以上減少させる。			22年度実績	アウトカム指標	○	集計中		
	アウトプット指標	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。				アウトプット指標	×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	—			集計中のため保留						

23年度事業概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体等(7団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業について補助を行うもの。						
23年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比して4%以上減少させる。						
中期的な目標	死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①前年同様 ②については、第11次労働災害防止計画において、死亡者数について、平成24年において平成19年に比して20%以上減少させることとしていることから、年平均4%減としている。						
23年度目標(アウトプット指標)	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	労働災害防止団体における安全衛生管理活動の(個別事業場指導)回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	産業医学振興経費【集計中】							事業番号 (23年度)	68
								事業番号 (22年度)	34
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働安全衛生法)							担当係	団体監理係
実施主体	(財)産業医学振興財団							事業開始年度	昭和53年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先:産業医科大学 実施主体:産業医科大学) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する							
	対象 (誰/何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1 産業医科大学の施設、設備、及び運営に対する助成 2 産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 3 産業医の資質の向上を図る研修等の実施 4 産業医学に関する研究の促進 5 産業医学情報の提供							
	実施体制	—							
19年度予算額 (千円)	6,310,984	20年度予算額 (千円)	6,058,235	21年度予算額 (千円)	6,081,847	22年度予算額 (千円)	5,316,934	23年度予算額 (千円)	5,453,181
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	6,302,056	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	6,017,745	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	5,941,493	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	5,181,784	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.9	20年度 予算執行率(%)	99.3	21年度 予算執行率(%)	97.7	22年度 予算執行率(%)	97.5		
事業／制度の必要性	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法律に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供を通じ、質の高い産業医を育成することが必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。			22年度実績	○	集計中		
	アウトプット指標	③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。				×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			集計中のため保留					

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。						
中期的な目標	①質の高い教育研究の体制を確立する。 ②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。 ③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。 ④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。 なお、「産業医数を毎年20名以上純増」は、産業医科大学が作成している中期目標・中期計画(計画期間:平成22年4月1日～平成28年3月31日)に規定している。						
23年度目標(アウトプット指標)	③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般人向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	従来の事業について継続して要求する方針であるが、運営の更なる効率化に努める。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない						
その他特記事項							

事業名	安全衛生施設整備費							事業番号 (23年度)	69
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	管理係
実施主体	本省							事業開始年度	昭和23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、開設以来10年から30余年が経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題であることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	特別修繕が必要な安全衛生施設 (日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。							
	実施体制	支出委任により国土交通省が実施。							
19年度予算額 (千円)	179,668	20年度予算額 (千円)	312,151	21年度予算額 (千円)	355,916	22年度予算額 (千円)	302,294	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	431,096 (119,461)
うち事務費	33,913	うち事務費	41,472	うち事務費	98,842	うち事務費	45,627	うち事務費	37,527
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)		20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	187,139	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	278,459	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)		20年度 予算執行率(%)	69	21年度 予算執行率(%)	108	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の必要性	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき国が設置しているものであり、今後も適切に施設を運営するに当たっては、経年劣化に耐用するための施設の特別修繕が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
					アウトカム指標	×	—		
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—		
					アウトプット指標	×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度まで目標管理の対象外					



23年度事業概要	国有財産である安全衛生施設の改修等						
23年度目標(アウトカム指標)	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じるが必要であり、化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うため、吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施する。						
23年度目標(アウトプット指標)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう、国土交通省との調整を進め、支出委任を行う。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度を調査した上で、施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項							

事業名	労働基準行政情報システム管理運営費							事業番号 (23年度)	70
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）							担当係	システム調整係
実施主体	本省							事業開始年度	平成23年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] （補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働基準法等に基づく事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行うとともに、統計処理機能による行政課題の把握・分析、申請・届出等手続の電子化等による行政サービスの向上を図ることを目的とした労働基準行政情報システムの運用を行うものである。							
	対象 (誰／何を対象に)	都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が使用する労働基準行政情報システム							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働基準行政情報システムの運用							
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において、免許証作成の自動化・申告処理業務のシステム化等により、効率的な業務処理を行う。							
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	2,851,099
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	2,851,099
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	監督・安全衛生等業務は労働災害の防止や労働者の安全及び衛生の確保を目的としており、労働基準行政情報システムは、事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行う監督・安全衛生等業務の業務支援システムであり、都道府県労働局及び労働基準監督署における監督・安全衛生等業務を処理するために必要不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			平成23年度新規事業					

23年度事業概要	労働基準法等に基づく事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行うとともに、統計処理機能による行政課題の把握・分析、申請・届出等手続の電子化等による行政サービスの向上等を図ることを目的とした労働基準行政情報システムの運用を行う。						
23年度目標(アウトカム指標)	業務・システム最適化実施前の運用経費(59.9億円)と比較し、経費削減を図る。						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	労働基準行政情報システムは、労働基準法等に基づく事業場の監督・安全衛生指導情報や労働災害情報等の総合的な管理を行うとともに、統計処理機能による行政課題の把握・分析、申請・届出等手続の電子化等による行政サービスの向上等を図るものであるが、業務・システム最適化の実施により、システム処理業務を効率化し、更に、運用経費の削減を行うこととしているところである。よって、23年度目標については、システム運用経費について、業務・システム最適化前との比較による削減目標を設定することとする。						
23年度目標(アウトプット指標)	メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については、全てのシステム稼働日において99.9%以上を確保する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	労働基準行政情報システムの運用経費の内容を精査した上でシステムを適切に運用できるような予算要求を行う。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
その他特記事項	労働基準行政情報システムについては、平成18年度から5か年計画で業務・システムの最適化を実施してきたところであるが、平成22年度に最適化が完了したものである。						

事業名	女性と仕事総合支援事業費 【22年度限りの経費】		事業番号 (23年度)	71					
			事業番号 (22年度)	42					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	政策係					
実施主体	(財)女性労働協会		事業開始年度	平成11年度 (平成12年1月)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:女性労働協会 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
	目的 (何のため)	人口減少社会を迎える中、引き続き活力ある社会であり続けるためには、女性はその意欲と能力を十分に発揮して働くことができるような環境整備を図ることが重要である。このため、働く上で男性に比べて困難な状況に直面することが少ない女性が、健康でかつ、その能力を十分に発揮できるようにするための各種事業を実施し、働く女性、働きたい女性を支援することを目的とする。							
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に)	①働く女性、働きたい女性 ②女性関連団体、労働関係団体 ③男女共同参画支援センター等女性関連施設 ④大学、高等学校等 ⑤研究者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	下記の事業を総合的に実施し、多岐にわたる女性の就業上の課題をワンストップで対応する。 ①能力発揮事業 ・キャリアアップや就業の継続を図るための能力発揮セミナー、起業支援セミナー、学生向けプログラムの実施 ・能力発揮、起業に関する相談対応 ・全国の女性関連施設職員等を対象とした女性の能力発揮支援策を構築するための研修の実施 ②健康促進事業 ・妊娠・出産、更年期等女性特有の健康問題やメンタルヘルスに関するセミナーの実施 ・健康問題に関する相談対応 ・全国の女性関連施設職員等を対象とした健康問題についての相談対応に関する研修の実施 ③情報提供事業 ・働く女性の歴史に関する展示及び解説 ・女性労働に関する専門図書を収集 ・HPによる働く女性に関する法令・判例・統計、働く女性等に対する支援情報の発信							
実施体制	企画競争方式により受託者を決定の上、事業実施								
19年度予算額 (千円)	177,786	20年度予算額 (千円)	174,611	21年度予算額 (千円)	162,307	22年度予算額 (千円)	134,884	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	19,419	うち事務費	23,303	うち事務費	27,964	うち事務費	24,507	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	158,367	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	151,308	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	134,315	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	110,370	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	<p>急速な少子化と高齢化の進行により人口減少社会の到来という中において、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる、すなわち働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっている。</p> <p>しかし、働く女性、働きたい女性を取り巻く環境は、妊娠・出産・育休取得等を機に退職を迫られるいわゆる育休切りの問題や女性労働者のうち半数以上が非正規雇用であるなど依然として厳しく、また、先進諸外国と比較しても、女性の管理職比率は低く、男女間賃金格差も大きい状況にある。</p> <p>このように女性は働く上で男性に比べて困難な状況に直面することが少なくないことから、働く女性、働きたい女性が、健康でかつその能力を十分に発揮できるようにするために、国として支援を行う必要がある。このため、これらの者を対象とした能力発揮事業、健康促進事業、情報提供事業を実施しているところである。</p> <p>また、これらの複数の支援事業を一か所で集中的に行う事によって、事業の成果やノウハウの蓄積が図られることとなるが、これらを全国の女性関連施設等に発信・提供することにより、女性と仕事の未来館を直接利用する者に対するのみならず、女性と仕事の未来館のノウハウを活用した各地の女性関連施設で行われる事業を利用する者に対しても間接的に支援の効果を及ぼすことができる。このように当事業は、各地域における働く女性等のための事業をより有効なものとするために、国として一層効果的に実施していく必要がある。</p> <p>さらに、当事業で実施している「働く女性のあゆみ展示」は、我が国における明治以降の働く女性を取り巻く苦難の歴史を各時代の貴重な資料とともに体系的にまとめた唯一無二のものであることから、国が責任を持って継承していく必要がある。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	①健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処法を見出すことができた」または「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られたとする者の割合95%以上 ②健康問題に関するセミナー受講者のうち、受講により、抱える問題の解決に役立つと思うとする者の割合80%以上 ③健康に関する相談体制強化のための研修会受講者のうち、受講により、女性を支援するための健康促進事業を実施する際に役に立つと思う者の割合80%以上		22年度実績	○	①97.2%(206/212名) ②95.0%(1293/1361名) ③94.8%(365/385名) ※分母はアンケート回答者数			
	アウトプット指標	①健康に関する相談件数3,000件 ②健康問題に関するセミナーの受講者数が定員の80%以上(960名以上) ③健康に関する相談体制強化のための研修会受講者数が定員の80%以上(400名以上)			○	①3,501件 ②129.4% (定員1,200名、参加者数1,553名) ③98.6% (定員500名、参加者数493名)			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	経済低迷が続く中で、雇用不安や職場の人間関係、過重労働等により就業継続に悩み心身の不調を訴える者も増えているという情勢から、相談者やセミナー受講者が増加した。一方で、ホームページやメールマガジン等で広く相談事業の周知も行った。さらに全国の女性関連施設等における相談事業においても、特にメンタル面の対応の必要性が増し、相談員の資質の向上が求められていることから、相談員研修会への期待が高まり、参加者が増加するとともに、その内容に対する評価も高まった。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	セミナー、相談ともにニーズが高く、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするためのセミナー、相談、情報提供などの事業を実施することは必要であるが、行政刷新会議事業仕分けの「評価結果」を受け、平成22年度限りで廃止した。						
評価	A		平成22年度限りの経費				
23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	事業仕分け(平成22年5月25日)の評価結果及びとりまとめ結果に則り、平成22年度限りで廃止した。						

事業名	女性就業支援全国展開事業 【23年度新規事業】						事業番号 (23年度)	72	
							事業番号 (22年度)	—	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	政策係	
実施主体	(財)女性労働協会						事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:女性労働協会 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることを目的とする。							
	対象 (誰／何を対象に)	女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下、「女性関連施設等」という)。							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)女性関連施設等支援事業 ・女性健康保持増進支援バックアップ事業 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及びバックアップセミナーの実施 (2)情報提供事業 ・全国の女性関連施設等に対する事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 ・全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラムの開発・提供 ・展示の維持・管理・貸出 ・図書資料等の充実・整備及びライブラリーの運営 ・ホームページの作成・更新等の実施 ・全国の女性関連施設等のデータベースの構築							
実施体制	企画競争方式により受託者を決定の上、事業実施。								
19年度予算額 (千円)	—	20年度予算額 (千円)	—	21年度予算額 (千円)	—	22年度予算額 (千円)	—	23年度予算額 (千円)	95,264
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	47,667
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	<p>急速な少子・高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要がある。</p> <p>しかしながら、依然として妊娠・出産を機に約6割の女性が離職する等、女性の年齢階級別の労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いており、勤続年数等についても、大きな男女格差が存在する。また、女性労働者の約6割が職場の人間関係、仕事の質・量について強い不安、悩み、ストレスを有している実態があり、就業を継続する上での障害ともなっている。</p> <p>平成22年6月に閣議決定された『新成長戦略(雇用・人材戦略)』においては、「女性のM字カーブの解消」に関して、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されたところである。</p> <p>こうした中、女性関連施設等においては、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性の就業促進に係るノウハウ等を必ずしも十分に有していないところも多く、その提供等が求められているところである。</p> <p>このため、全国の女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図れるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。</p>								
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—	
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			平成23年度新規事業					

23年度事業概要	上記「事業／制度概要」と同じ。						
23年度目標(アウトカム指標)	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合80%以上 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合80%以上						
中期的な目標	女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目標とする。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。						
23年度目標(アウトプット指標)	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数590件以上(1日2件×295日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	24年度においても23年度と同様、委託事業を実施する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	<p>男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 「全国の男女共同参画センター・女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性がその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。」「働く女性や働くことを希望する女性を支援する拠点において、支援プログラム・ノウハウ等を開発するとともに、それらを地方自治体やセンター等に提供するため、講師派遣、情報提供を行うほか、地方自治体やセンター等とのネットワークの強化を図り、活動の支援を行う。」</p> <p>事業仕分け(平成22年5月25日)の評価結果及びとりまとめ結果に則り、「女性と仕事総合支援事業」は平成22年度限りで廃止することとし、事業目的・手法、女性と仕事の未来館の活用についてゼロベースで見直した結果、「男女ワークライフ支援事業」として平成23年度概算要求を行った。さらに、その事業については、事業再仕分け(平成22年11月17日開催)の評価結果に基づき廃止した。なお、女性と仕事の未来館については、評価結果に基づき閉鎖し、2/3程度を他の行政機関に使用させ、残りの部分を上記の取組に活用。</p>						

事業名	短時間労働者健康管理啓発指導経費 【23年度重点的目標管理事業】							事業番号 (23年度)	73
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	均衡待遇係
実施主体	本省							事業開始年度	平成6年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働者の健康管理を推進する。							
	対象 (誰／何を 対象に)	パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理を推進するために、啓発指導を行う。							
	実施 体制	本省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課において、啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用均等室に送付する。							
19年度予算額 (千円)	8,619	20年度予算額 (千円)	10,312	21年度予算額 (千円)	10,085	22年度予算額 (千円)	5,403	23年度予算額 (千円)	4,472
うち事務費	8,619	うち事務費	10,312	うち事務費	10,085	うち事務費	5,403	うち事務費	4,472
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必 要性	パートタイム労働者に対する適切な健康管理の推進を事業主が図ることにより、当該労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるから、事業を実施することが必要である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	—			22年 度実 績	アウトカ ム指標	○	—	
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	○	—	
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	—								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					



23年度事業概要	「パートタイム労働法のあらまし(パンフレット)」を作成し、パートタイム労働者及び事業主に配付し、パートタイム労働者に対する健康診断等についての周知・啓発を行う。							
23年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収におけるパートタイム労働指針第2に関する助言に対する事業主からの是正割合90%以上							
中期的な目標	—							
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	都道府県労働局雇用均等室で実施するパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収において、パートタイム労働者の健康管理の推進に係るパートタイム労働指針第2について、事業主に是正指導を実施し、是正指導に対する改善の水準とし、これまでの施行状況等を踏まえ、90%以上と設定した。							
23年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第16条に基づく報告徴収の実施件数 10,000件							
23年度重点施策との関係	「非正規労働者の労働条件の確保等」が記載されている。							
24年度要求に向けた事業の方向性	今後も適切に実施							
24年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	均衡待遇・正社員化推進プランナーの事業所訪問件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項								

事業名	短時間労働者均衡待遇推進事業費 【23年度重点的目標管理事業】							事業番号 (23年度)	74
								事業番号 (22年度)	11
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	業務係
実施主体	(財)21世紀職業財団							事業開始年度	平成19年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金( <input checked="" type="checkbox"/> 直接・間接 ) (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保し、健康管理の推進を図るため。							
	対象 (誰／何を対象に)	事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(財)21世紀職業財団に対して短時間労働者雇用管理改善等事業交付金を交付し、正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して助成金を支給する。							
	実施体制	(財)21世紀職業財団本部及び同財団の地方事務所(47カ所)において実施。							
19年度予算額 (千円)	332,736	20年度予算額 (千円)	368,063	21年度予算額 (千円)	379,522	22年度予算額 (千円)	335,627	23年度予算額 (千円)	292,157
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	21,876
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	332,473	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	373,045	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	323,515	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	268,614	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.9	20年度 予算執行率(%)	101.4	21年度 予算執行率(%)	85.2	22年度 予算執行率(%)	80.0		
事業／制度の必要性	パートタイム労働者の働き、貢献に見合った待遇を実現するとともに、人口減少社会の日本において経済活動を支える良質な労働力を確保していくためには、パートタイム労働者の職務や働き方に応じた、正社員との均衡を考慮したパートタイム労働者の健康管理に係る取組を強力に推進していく必要があるため、事業主にインセンティブを与える助成金制度が必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	①短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を85%以上とする。 ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。			22年度実績	アウトカム指標	○	①2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合100% ②助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合100%	
	アウトプット指標	助成金支給件数(事業主向け助成金)450件				アウトプット指標	○	助成金支給件数(事業主向け助成金)260件	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標である「2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合」「助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合」についてはどちらも100%と目標達成できた。また、本助成金は受診者が4人以上いることが要件となるが、平成23年度から費用負担等の支給要件が厳しくなることから、平成22年度中に4人以上のパートタイム労働者を受診させることができないため、実施を躊躇する事業所もあったこと等から、アウトプット指標の目標達成ができなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成23年度のアウトカム指標については、平成22年度の実績及び支給制度の変更(2回に分けて支給していたが、1回でまとめて支給することした)を踏まえ、引き続き、奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。また、平成23年度より、均衡待遇・正社員化推進奨励金が創設され、支給対象労働者が有期契約労働者にも拡大されたこと及び直近の支給実績を踏まえて要求額を精査する。								
評価	B(施策継続)				予算額(又は手法等)を見直し				

23年度事業概要	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。								
23年度目標(アウトカム指標)	①奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を85%以上とする。								
中期的な目標	パートタイム労働法の趣旨に基づき、正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の健康管理の推進を図ること。								
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	①事業主の自主的取組を促進することが目的であるため、事業主にとって奨励金が有効であると評価する割合を設定し、大半の事業所において有効との評価が得られるものとして85%以上と設定した。								
23年度目標(アウトプット指標)	奨励金支給件数 180件								
23年度重点施策との関係	「在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進」が記載されている。								
24年度要求に向けた事業の方向性	正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。								
24年度重点施策との関係	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	奨励金支給件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
その他特記事項	平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「事業見直し(21世紀職業財団の活用を廃止)」との評価を受けたため、平成23年10月から同財団の活用を廃止し、都道府県労働局へ移管することとした。 また、平成22年6月に行われた省内事業仕分けの結果を踏まえ、有期契約労働者を対象とする「中小企業雇用安定化奨励金」と整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として、平成23年10月より都道府県労働局で支給することとしている。								

事業名	就労条件総合調査費								事業番号 (23年度)	75
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業								担当係	就労条件係
実施主体	厚生労働省大臣官房統計情報部								事業開始年度	平成12年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:民間事業者) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。								
	対象 (誰／何を対象に)	総務省が実施している「事業所・企業統計調査」から日本標準産業分類に基づく15大産業(平成19年11月改定)に属する常用労働者が30人以上の民間企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。								
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間委託に係る民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働本省において実施)。								
19年度予算額 (千円)	24,808	20年度予算額 (千円)	33,125	21年度予算額 (千円)	34,899	22年度予算額 (千円)	25,767	23年度予算額 (千円)	31,224	
うち事務費	24,808	うち事務費	33,125	うち事務費	34,899	うち事務費	25,767	うち事務費	31,224	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—			
事業／制度の必要性	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握し、施策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであり、労災保険法第29条第1項第3号の「労働者の安全及び衛生の確保、…賃金の支払の確保を図るために必要な事業」に該当することから、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—		
	アウトプット指標	—				アウトプット指標	○	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	—				昨年度までは目標管理の対象外					
23年度事業概要	22年度事業と同じ									

23年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、施策立案のための基礎資料を得る。								
中期的な目標	労働時間制度、定年制等及び賃金制度等についての施策立案のための基礎資料を得る。								
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。								
23年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。								
23年度重点施策との関係	—								
24年度要求に向けた事業の方向性	24年度においても23年度と同様、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施する。								
24年度重点施策との関係	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	当調査は1年周期の事業であり、四半期ごとの効果測定になじまない。								
その他特記事項	当事業は平成23年度から25年度までの3ヶ年の国庫債務負担行為である。								

事業名	雇用均等行政情報化推進経費							事業番号 (23年度)	76
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	社会参加支援係
実施主体	本省							事業開始年度	平成11年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等、労働安全衛生に係る行政指導の記録や事業場の基本情報についてのデータベース管理・分析等を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図る。							
	対象 (誰／何を対象に)	都道府県労働局雇用均等室の職員が使用する雇用均等行政情報システム							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスを利用するとともに、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用。							
	実施体制	都道府県労働局雇用均等室において、労働安全衛生に係る相談・指導業務のシステム化等により、効率的な事務処理を行う。							
19年度予算額 (千円)	65,015	20年度予算額 (千円)	97,304	21年度予算額 (千円)	122,623	22年度予算額 (千円)	72,532	23年度予算額 (千円)	59,195
うち事務費	65,015	うち事務費	97,304	うち事務費	122,623	うち事務費	72,532	うち事務費	59,195
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業／制度の必要性	労働者の心身の健康に影響を及ぼす職場におけるセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、パートタイム労働者の健康管理に係る問題等への対策にあたって、行政内部において迅速かつ正確な事務処理等のために使用するシステムの経費で、職場環境改善等に資するために必要不可欠である。								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
		—			×	—			
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—		
		—			×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理対象外					

23年度事業概要	<p>端末やグループウェア機能等を提供する「労働局総務情報システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用均等室の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づいて、相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」の運用を行う。また、企業への適切な指導や相談対応を行うためには、行政機関の保有する企業・労働者等の情報を迅速かつ確実に整備していくことが必要不可欠であることから、当該情報が蓄積された事業場台帳管理機能のセキュリティ強化のため、データベース及びクライアント-サーバ間の通信データの暗号化を行う。</p>								
23年度目標(アウトカム指標)	<p>業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間と比較し、年間16百万円の経費削減、年間154.4人日分の業務処理時間の削減を図る。</p>								
中期的な目標	—								
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>雇用均等行政情報システムは、いずれも都道府県労働局雇用均等室の職員が使用するシステムであり、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化、情報の共有化等による行政サービスの向上を図るものであるから、業務・システム最適化実施前の運用経費・業務処理時間との比較による削減目標を設定することとする。</p>								
23年度目標(アウトプット指標)	<p>メンテナンス等によるシステムの停止を除き、システム稼働率については99.9%以上を確保する。</p>								
23年度重点施策との関係	—								
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>平成24年度予算概算要求においては、「労働局総務情報システム」及び「事業場台帳管理システム」について、必要不可欠な経費を引き続き要求する。</p>								
24年度重点施策との関係	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>本事業は年間の運用経費により効果測定を行っており、四半期ごとの効果測定になじまない。</p>								
その他特記事項									

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費							事業番号 (23年度)	77
								事業番号 (22年度)	54
事業の別	労働安全衛生等確保事業 (根拠法令 労働保険特別会計法第四条第2項第二号)							担当係	独法班
実施主体	(独)労働安全衛生総合研究所 ※予算額、決算額は運営費交付金の額							事業開始年度	平成18年度
実施方法	■直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	労働者の安全及び健康の確保に資するため、以下の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究							
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、労働者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的な側面から究明した上で、行政に報告している。							
	実施体制	2部・2センター・3研究領域(H23年4月1日現在、常勤役職員102人)							
19年度予算額 (千円)	1,694,025	20年度予算額 (千円)	1,696,722	21年度予算額 (千円)	1,736,995	22年度予算額 (千円)	1,471,599	23年度予算額 (千円)	1,560,323
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,694,025	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,696,722	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,736,995	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	集計中	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	集計中		
事業／制度の 必要性	安全衛生行政は、労働者の安全と健康を守るために、事業者が負うべき安全配慮義務のなかで最低限守るべき基準を設定し、罰則をもってその履行を担保することにより行われるが、その規制は労働者の安全と健康を確保出来る水準である必要がある一方で、安全衛生対策等は生産活動に直接結び付かないことから、過度な規制を行うことは事業活動を制約することにもなる。 労働現場の実態を見ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶えず新しいものになっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが求められている。 このようなことを考慮すれば、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が伴わない安全衛生行政はあり得ないものである。欧米先進国においても、同様の観点から安全衛生行政は国立の研究機関を有している。								
22年度 目標	アウトカム 指標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成22年度計画に対する数値目標(厚生労働省独立行政法人評価委員会)は以下のとおり。 ・講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。 ・労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。			22年度 実績	○	件数については、現在、精査中であるが、学会発表件数、論文発表数とともに、年度目標を上回る見込みである。(5月13日現在の見込み数:講演・口頭発表等356回、論文発表等336報) また、国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加した役職員数についても、現在、精査中であるが、22人と上回る見込みである。		
	アウトプット 指標	基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。				○	平成22年度における基盤的研究課題数は48課題であり、前中期目標期間平均数102課題の47.1%となった。		
22年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	内部評価会議や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底した結果、目標を上回る結果を残すことができた。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き、研究の重点化を進めるとともに、研究の進行管理の徹底を図ることで、より大きな研究成果を上げていくこととしたい。								
評価	—			独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする。(7月実施予定)					



23年度事業概要	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)を踏まえ、産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究、産業現場における危険・有害性に関する研究、職場のリスク評価とリスク管理に関する研究を行う。						
23年度目標(アウトカム指標)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する。なお、平成23年度計画に対する数値目標(厚生労働省独立行政法人評価委員会)は以下のとおり。 ・講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。						
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)のとおり。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)が定められており、当該目標を達成するための単年度目標である。						
23年度目標(アウトプット指標)	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)が定められており、当該目標を達成するための研究を継続する。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	目標として定めている講演・口頭発表等や論文発表等の数については時期によって増減するものであり、四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費								事業番号 (23年度)	78
									事業番号 (22年度)	96
事業の別	労働安全衛生等確保事業 (根拠法令 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第11条、労働保険特別会計法第四条第2項第二号)								担当係	独法班
実施主体	独立行政法人労働安全衛生総合研究所								事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営を図るため。								
	対象 (誰/何を対象に)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の施設・設備								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画(平成23年度～27年度)で施設整備計画を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。								
	実施体制	独立行政法人労働安全衛生総合研究所において実施								
19年度予算額 (千円)	396,000	20年度予算額 (千円)	250,620	21年度予算額 (千円)	248,476	22年度予算額 (千円)	230,868	23年度予算額 (千円)	210,868	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	350,657	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	234,675	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	114,526	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	230,708	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	88.5	20年度 予算執行率(%)	93.6	21年度 予算執行率(%)	46.1	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を図る必要がある。									
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—			
					×	—				
	アウトプット指標	—			アウトプット指標	○	—			
					×	—				
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	①建物外壁補修・防水等工事、②吸収式冷温水機更新、③車両系機械災害防止研究施設改修、④液体攪拌帯電実験室改修 の整備						
23年度目標(アウトカム指標)	契約の適正化を実施するため、適切な仕様書の作成、入札参加要件の設定及び公告期間の十分な確保等を図り、一般競争入札を行う。						
中期的な目標	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画で施設整備計画(平成23年度～27年度)を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(平成23年4月1日付け厚生労働大臣決定)を踏まえ、調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備に努める。						
23年度目標(アウトプット指標)	23年度施設整備計画の適確な実施を行う。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備費のため、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。						
その他特記事項							

事業名	未払賃金立替払事務実施費				事業番号 (23年度)	79				
					事業番号 (22年度)	10				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労災保険法第29条1項3号)				担当係	立替払事業係				
実施主体	独立行政法人労働者健康福祉機構				事業開始年度	昭和51年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: 独立行政法人労働者健康福祉機構 ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康福祉機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。								
	実施体制	独立行政法人労働者健康福祉機構が単独で実施している。								
19年度予算額 (千円)	17,014,606	20年度予算額 (千円)	17,687,961	21年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	26,343,551 (7,431,785)	22年度予算額 (千円)	20,756,036	23年度予算額 (うち補正予算額) (千円)	34,731,247 (14,933,249)	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	541,053	うち事務費	569,685	うち事務費	1,149,902	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	16,613,132	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	17,653,186	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	25,837,458	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	15,008,632	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	97.6	20年度 予算執行率(%)	99.8	21年度 予算執行率(%)	100.1	22年度 予算執行率(%)	74.4			
事業/制度の必要性	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している必要不可欠な事業である。									
22年度目標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成22年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均25日以内」(中期目標は30日)とする。 ②労福機構の第一次利用者として、監督署職員に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得ること。			アウトカム 指標	○	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均20.3日」となった。 ②労福機構の第一次利用者として、監督署職員に対してアンケート調査を実施した結果、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を88.1%得た。			
	アウトプット 指標	① 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について、新たに「平均25日以内」を目標とし、以下の措置を講ずる。 ・原則週1回払いの堅持 ・大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整 ・パンフレットやホームページの随時見直しと情報提供の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・清算型における裁判手続への確実な参加 ・再建型における債務承認書・弁済計画書の提出督促、弁済督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書の提出督促、弁済督促			アウトプット 指標	○	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案等について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・新たに破産管財人向けのリーフレット(13,000部)を作成し、全国の弁護士会及び地方裁判所の破産再生専門部(係)に配布した。 ・破産管財人の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、大阪弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(250名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ②求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全2,414事業所について迅速な届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全96事業所へ217回の提出督促、弁済不履行の全98事業所へ201回の弁済督促を行った。 ・事実上の倒産事案については、全3,497事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全4,589事業所へ債務承認書の提出督促を行い、弁済不履行になっている全169事業所について弁済督促を行った。また、11事業所について、差押命令の申立てを行った。			
						×	—			
						×	—			

22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度の研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。 ②弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握、確認を行うことにより、目標が達成できた。						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。						
評価	A(施策継続)		成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続				
23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。						
中期的な目標	・立替払の迅速化:請求受付日から支払日までの期間について、平均30日以内を維持すること。 ・立替払金の求償:適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	東日本大震災等に伴う被害やその後の経済情勢により、立替払請求件数の増加が見込まれるため、平成22年度計画と同様に「平均25日以内」とする。 また、立替払債権の確実な回収を実施することにより中期目標を達成する。						
23年度目標(アウトプット指標)	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、平成22年度に行った監督署職員に対するアンケート調査を参考にしたりーフレットの改訂等を行う。特に、東日本大震災に係る立替払については、関係機関との連携を図り、迅速に対応する。 ②賃金債権の回収を図るため、事業主等への求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	・未払賃金額等の証明者に対するアンケートについては、特定の期間において実施することとするため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	仕事と生活の調和の推進に必要な一般行政経費							事業番号 (23年度)	80
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業							担当係	管理係
実施主体	本省							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<b>■直接実施</b> <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	仕事と生活用調和の実現を推進するために厚生労働本省で必要な経費である。							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	仕事と生活用調和の実現を推進するために必要な、非常勤職員給与、コピー機借料及び保守料等に対して支出する。							
	実施体制	仕事と生活の調和推進のための経費について、厚生労働本省で支出する。							
19年度予算額 (千円)	9,992	20年度予算額 (千円)	12,740	21年度予算額 (千円)	12,089	22年度予算額 (千円)	12,103	23年度予算額 (千円)	11,302
うち事務費	9,992	うち事務費	12,740	うち事務費	12,089	うち事務費	12,103	うち事務費	11,302
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	—	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	—	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	—	20年度 予算執行率(%)	—	21年度 予算執行率(%)	—	22年度 予算執行率(%)	—		
事業/制度の 必要性	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。このため、国において各種施策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。								
22年度 目標	アウトカム 指標	—			22年度 実績	アウトカム 指標	○	—	
	アウトプット 指標	—				アウト プット指 標	○	—	
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—			昨年度までは目標管理の対象外					

23年度事業概要	22年度と同様								
23年度目標(アウトカム指標)	期間業務職員の勤務状況について、その出勤率を100%とする。								
中期的な目標	—								
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	非常勤職員給与、コピー機借料及び保守料等についての支出を行うものであり、その性質上、アウトカム指標を設定することにはなじまないため。								
23年度目標(アウトプット指標)	仕事と生活の調和を実現するための施策の補助を行う期間業務職員について、年間を通して2名配置する。								
23年度重点施策との関係	—								
24年度要求に向けた事業の方向性	平成23年度の事業を継続。								
24年度重点施策との関係	—								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	非常勤職員給与、コピー機借料及び保守料等について支出を行うものであり、その性質上、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
その他特記事項									

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (労働時間等の設定改善に向けた取組の推進) 【平成23年度重点的目標管理事業】	事業番号 (23年年度)	81-1
		事業番号 (22年度)	6
事業の別	安全衛生確保等事業 ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第25条、28条	担当係	設定改善係
実施主体	都道府県労働局	事業開始年度	18年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
目的 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。		
対象 (誰/何を対象に)	○中小企業事業主、中小企業事業主団体等 ※中小企業事業主団体の要件 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。また、労働者災害補償保険の適用事業主であり、かつ、中小企業の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。		
事業／制度概要	1. 労働時間等設定改善援助事業 ※行政事業レビューをうけ、平成23年度は事業を廃止。 なお、平成22年度についても、一般競争入札の段階で、落札に至らなかった都道府県労働局においては事業実施を見合わせた。		
事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	2. 労働時間等設定改善推進助成金		
実施体制	3. 職場意識改善助成金		



19年度予算額 (千円)	1,676,353	20年度予算額 (千円)	1,516,224	21年度予算額 (千円)	1,973,395	22年度予算額 (千円)	1,584,653	23年度予算額 (千円)	1,313,948
うち事務費	272,044	うち事務費	301,730	うち事務費	289,948	うち事務費	312,677	うち事務費	428,916
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	803,951	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	744,919	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	865,990	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	803,075	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	57.2	20年度 予算執行率(%)	61.3	21年度 予算執行率(%)	51.4	22年度 予算執行率(%)	63.1		
事業/制度の必要性	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善の促進を図る必要がある。								
22年度目標	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.0ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>			22年度実績	アウトカム指標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>①3.7ポイント上昇</p> <p>2 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>①4.8ポイント上昇</p> <p>②19.2%削減</p> <p>③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合：100%</p> <p>3 職場意識改善助成金</p> <p>①13.5ポイント上昇</p> <p>②22.5%削減</p> <p>③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合：99%</p>		
	アウトプット指標	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の事業実施承認申請件数を33件以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金の職場意識改善計画認定申請件数を410件以上とする。</p>				アウトプット指標	<p>1 労働時間等設定改善援助事業</p> <p>②3.9%削減</p> <p>2 職場意識改善助成金の職場意識改善計画認定申請件数：541件</p> <p>1 労働時間等設定改善推進助成金の事業実施承認申請件数：30件</p>		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標及びアウトプット指標については、概ね達成した。しかし、労働時間等設定改善援助事業の所定外労働の削減については、リーマンショックの影響で所定外労働時間数が大幅に減少した平成21年度に対して、平成22年度は20年度までの減少ベースに戻ったため、対前年度比においては目標を達成できなかった。また、労働時間等設定改善推進助成金の申請件数については、相談は寄せられたが、申請手続きには至らず、申請団体数が目標に達成できなかった。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	労働時間等設定改善援助事業については、平成22年度限りで事業廃止した。労働時間等設定改善推進助成金については、平成22年度より厚生労働省のホームページにおいて、申請様式もダウンロードできるようにするなど利便性向上に努めた。								
評価	C			アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要					

23年度事業概要	労働時間等設定改善援助事業については平成22年度限りで事業を廃止した。 労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金については、平成22年度と同様。						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p> <p>2 職場意識改善助成金</p> <p>① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率をおおむね3.5ポイント以上上昇させる。</p> <p>② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減する。</p> <p>③ 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。</p>						
中期的な目標	<p>・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%とする。</p> <p>・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%とする。</p> <p>※新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改定)</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率促進を図るため、所定外労働時間の削減率及び年次有給休暇取得の向上率を過去の実績を踏まえて設定したものである。						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を14件以上とする。</p> <p>2 職場意識改善助成金の支給件数を386件以上とする。</p>						
23年度重点施策との関係	Ⅲ 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (1)ワーク・ライフ・バランス対策						
24年度要求に向けた事業の方向性	平成23年度の事業を継続。						
24年度重点施策との関係	未定						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間(職場意識改善助成金については2年間)を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
その他特記事項							

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 【22年度複数年目標管理事業】 【23年度複数年目標管理事業】				事業番号 (23年度)	81-2				
					事業番号 (22年度)	17				
事業の別	安全衛生確保等事業 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号				担当係	企画係				
実施主体	(社)日本テレワーク協会				事業開始年度	平成19年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:(社)日本テレワーク協会) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) 実施主体: ( ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るなど、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。								
	対象 (誰/何を対象に)	労働者、事業主等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	テレワーク相談センター:全国5か所 平成22年度の相談件数 1076件 テレワーク・セミナー:全国7か所 平成22年度の参加者数 584名								
	実施体制	テレワーク相談センターは企画競争、テレワーク・セミナーは一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(社)日本テレワーク協会が実施。								
19年度予算額 (千円)	42,939	20年度予算額 (千円)	73,907	21年度予算額 (千円)	71,400	22年度予算額 (千円)	60,006	23年度予算額 (千円)	43,725	
うち事務費	3,534	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	66	うち事務費	6,079	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	33,901	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	53,174	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	63,351	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	54,489	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	86.0	20年度 予算執行率(%)	71.9	21年度 予算執行率(%)	88.7	22年度 予算執行率(%)	90.9			
事業/制度の必要性	<p>平成22年5月に策定された「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日 IT戦略本部決定)においては「テレワークの推進」について記述され、次いで今後の具体的な取組のスケジュール、担当府省等を明記した「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日 IT戦略本部決定)が策定され、「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人」とする数値目標が定められた。「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)においてもこの数値目標は踏襲されており、このような動きを受けて、現在政府全体でテレワークの普及促進に取り組んでいるところである。</p> <p>一方、テレワークについては、職場で働く場合と異なり労働時間などの管理が難しいとの問題がある。このため、これらを背景として、テレワークの普及促進を図るに当たっては、今後のテレワーク人口の増加に対応して、テレワーカーの適正な労働条件を確保しながら行っていくことが重要であり、このため、厚生労働省においては、テレワーク相談センターの運営及びテレワーク・セミナーの開催により、テレワーク導入・実施時の労務管理上の留意点について周知・啓発を図るほか、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図っている。</p>									
22年度目標	アウトカム指標	① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について実務に活用できるレベルまで理解した」旨の回答が80%以上となること。 ② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーを踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。 ③ テレワーカー人口を2010年までに就業人口の2割とする。(※1参照 22年度中期目標に設定)			22年度実績	アウトカム指標	○ ① テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について、理解できたという回答が全体の84%(※1)であった。 ② テレワーク・セミナーの参加者を対象としたアンケート結果によると、導入を検討する旨の回答は82%(※2、3)であった。 ※1(N=346) 十分理解できた=55名(16%) 理解できた=162名(47%) やや理解できた=72名(21%) ※2(N=196) すでに実施している=66名(34%) 導入に向けて検討中=42名(21%) 今度導入を検討=52名(27%) ※3 アンケートで「未定」と回答した件数は母数から除く。 × ③ 2010年時点のテレワーカー人口は16.5%であった。(目標設定時10.4%)			
	アウトプット指標	① テレワーク相談センターに対する相談件数を800件とする。 ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。				アウトプット指標	○ ① テレワーク相談センターに対する相談件数は、1076件 × ② テレワーク・セミナーにおける1会場当たりの集客数は約83名			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標は、①及び②とも、セミナーの仕様書及び周知広報手法の見直しにより十分達成できた。③については、厚生労働省に経済産業省、国土交通省、総務省を含めた4省庁でテレワーク普及促進のための施策を進めてきたが、目標達成には至らなかった。アウトプット指標は、①の相談件数は達成できたが、②のセミナー参加者数は仕様書の見直し等により平成21年度実績(約71名)を上回ったものの、目標を達成することはできなかった。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	テレワーク・セミナーの参加者数増加に当たっては、各都市における実情を踏まえた参加見込み数の設定及び周知広報の強化が必要であり、①全国7か所における集客人数の弾力化により受託者から効果的な提案を求め、②厚生労働省ツイッターや人事労務担当者向けメールマガジン等の活用による広報手法の拡充、により引き続き目標達成に向け努めていきたい。 なお、テレワークについては、2015年までに在宅型テレワーカーを2015年までに700万人とする新たな目標が設定されているため、上記の事業実施をとおして引き続き普及促進に努めていく。									
評価	C			予算額(又は手法等)を見直し						

23年度事業概要	<p>●テレワーク相談センター          テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に集約するとともに、常勤の専門相談員を配置すること等によるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。</p> <p>●テレワーク・セミナー          テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p>						
23年度目標(アウトカム指標)	<p>① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。</p> <p>② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。</p>						
中期的な目標	<p>●在宅型テレワーカーを2015年までに700万人とする(※2参照)</p>						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>アウトカム指標          テレワーク・セミナーについては、参加者が理解できる講義を行うことが重要であることから、昨年度同様の目標を設定したい。</p> <p>① テレワーク・セミナーにおける労務管理の講義について、聴衆にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答が80%以上となること。</p> <p>② テレワーク・セミナーの聴衆に対しアンケート調査を実施し、「セミナーの受講を踏まえた取組を行う」旨の回答を80%以上とする。</p> <p>アウトプット指標          テレワーク相談センターの設置箇所が東京1か所に集約されたことから、以下のとおり一部見直しを行うこととしたい。</p> <p>① テレワーク相談センターに対する相談件数を450件とする。</p> <p>② テレワークセミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	<p>① テレワーク相談センターに対する相談件数を450件とする。</p> <p>② テレワークセミナーにおける1会場当たりの集客数を平均90名以上とする。</p>						
23年度重点施策との関係	<p>Ⅲ ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現 (2)ワーク・ライフ・バランス対策</p>						
24年度要求に向けた事業の方向性	<p>テレワーク相談センターについては、東京1か所に集約した運営実績を踏まえて見直しを行い、テレワーク・セミナーについては、開催都市の見直しを実施する。</p>						
24年度重点施策との関係	<p>未定</p>						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>—</p>						
その他特記事項	<p>※1「テレワーク人口倍増アクションプラン」と同内容の目標であり、その目標期限である2010年に政府全体での新たな目標として、「新たな情報通信戦略」が策定されたもの。</p> <p>※2「新たな情報通信技術戦略 工程表」と同内容の目標。</p>						

事業名	中小企業退職金共済事業								事業番号 (23年度)	82
									事業番号 (22年度)	38
事業の別	安全衛生確保等事業 ・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・中小企業退職金共済法								担当係	企画係
実施主体	(独)勤労者退職金共済機構								事業開始年度	昭和34年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <input checked="" type="checkbox"/> 直接・ <input type="checkbox"/> 間接〕(補助先:勤労者退職金共済機構 実施主体:勤労者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/ 制度概要	目的 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業の事業主及び従業員								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立する。								
	実施体制	独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業を運営する。								
19年度予算額 (千円)	1,992,017	20年度予算額 (千円)	1,751,943	21年度予算額 (千円)	1,671,122	22年度予算額 (千円)	2,336,977	23年度予算額 (千円)	2,250,014	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,631,118	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,581,000	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	1,384,475	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	2,076,021	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	81.9	20年度 予算執行率(%)	90.2	21年度 予算執行率(%)	82.8	22年度 予算執行率(%)	88.8			
事業/制度の必要性	中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。									
22年度目標	アウトカム指標	①在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成21年度末3,020,559人)			22年度実績	○	①在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成22年度末3,136,282人)			
	アウトプット指標	①新規加入被共済者数(平成22年度:403,600人)				×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業運営に係る経費の削減を図りつつも、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。									
評価	—			独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする(8月頃実施予定)。						

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成22年度末3,136,282人)						
中期的な目標	中期目標期間中(平成20年度～平成24年度)の5年間において、中退共事業で1,943,000人を加入させる。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	<p>本事業は、掛金助成によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、労働者の定着の促進、労働意欲、モラルの向上等による労働能率の増進を図るものである。</p> <p>このため、本事業については、より多くの中小企業労働者が事業の対象となることが重要であるため、目標として「在籍被共済者数が前年度を上回ることを設定している。</p>						
23年度目標(アウトプット指標)	新規加入被共済者数(平成23年度:405,600人)						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	中小企業勤労者総合福祉推進経費 【平成22年度限りの経費】							事業番号 (23年度)	83
								事業番号 (22年度)	57
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	援助係
実施主体	中小企業勤労者福祉サービスセンター							事業開始年度	昭和63年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接] (補助先:市区町村 実施主体:中小企業勤労者福祉サービスセンター) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業/制度概要	目的 (何のため)	中小企業勤労者の福祉の向上							
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業勤労者福祉サービスセンター(中小企業勤労者及びその事業主が共同して、全国の市区町村単位に設立。以下「サービスセンター」という。)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	サービスセンターが行う、中小企業勤労者の福祉の向上を目的とした福祉事業(在職中の生活の安定事業、健康の維持増進事業、自己啓発事業等)を行うことに対し、国が補助を行う。							
	実施体制	国、市区町村、サービスセンター							
19年度予算額 (千円)	685,551	20年度予算額 (千円)	613,460	21年度予算額 (千円)	500,882	22年度予算額 (千円)	385,920	23年度予算額 (千円)	—
うち事務費	599	うち事務費	558	うち事務費	543	うち事務費	435	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	684,379	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	518,018	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	421,706	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	327,605 <small>(補助金は交付決定額、現在精算中)</small>	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	99.9	20年度 予算執行率(%)	84.5	21年度 予算執行率(%)	84.3	22年度 予算執行率(%)	85.0		
事業/制度の必要性	サービスセンターは、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を、各地域の事業主と勤労者が相互に協力して実施するための推進母体としての役割を担っている。福利厚生面においては、中小企業と大企業との規模間格差が存在している現状において、サービスセンターの事業が効果的に行われることは、そうした規模間格差の是正のために不可欠である。しかしながら、サービスセンターの運営に携わる組織・人員は不十分な体制であることから、効率的かつ効果的な事業運営のためには、国が管理費等の補助を行うことが必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	サービスセンターの総会員数を160万人(21年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む)	22年度実績	アウトカム指標	○	現在集計中(6月中旬)			
	アウトプット指標	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を47,503人(21年度実績)以上とする。		アウトプット指標	○	現在集計中(7月頃)			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—				集計中のため保留				

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	当事業は、平成22年度をもって廃止された。						



事業名	勤労者財産形成促進事業に必要な経費 【平成26年度までの経過措置】							事業番号 (23年度)	84
								事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:雇用保険法等の一部を改正する法律附則第51条、附則第122条第2項第4)							担当係	財形融資係
実施主体	(独)雇用・能力開発機構							事業開始年度	H15年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕・間接(補助先:(独)雇用・能力開発機構 実施主体:(独)雇用・能力開発機構) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
事業／制度概要	目的 (何のため)	財形貯蓄制度の中小企業への普及促進							
	対象 (誰/何を対象に)	財形給付金制度及び財形基金制度を導入した中小企業事業主に対する助成							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	財形貯蓄制度の普及促進を図るため、財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。							
	実施体制	(独)雇用・能力開発機構							
19年度予算額 (千円)	43,786	20年度予算額 (千円)	23,972	21年度予算額 (千円)	2,407	22年度予算額 (千円)	1,282	23年度予算額 (千円)	1,049
うち事務費	310	うち事務費	310	うち事務費	310	うち事務費	310	うち事務費	310
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	43,476	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	23,662	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	2,097	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	972	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性	当該補助金は財形貯蓄を奨励するために、7年を一期間として拠出金の運用を行い、それを財形貯蓄を行う勤労者に給付する中小企業事業主に対し、助成金を交付するためのものである。平成19年度に制度を廃止したが、その時点ですでに拠出を行っていた中小企業事業主に対して助成金を支出する経過措置であり、当該経過措置は平成26年度まで必要である。								
22年度目標	アウトカム指標	—		22年度実績	アウトカム指標	○	—		
					×	—			
22年度目標	アウトプット指標	—		22年度実績	アウトプット指標	○	—		
					×	—			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—								
評価	—		昨年度までは目標管理の対象外						

23年度事業概要	—						
23年度目標(アウトカム指標)	—						
中期的な目標	—						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	—						
23年度目標(アウトプット指標)	—						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	—						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	本事業は、平成19年度をもって廃止された。(平成26年度まで経過措置)						

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費							事業番号 (23年度)	85	
								事業番号 (22年度)	55	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	企画係	
実施主体	独立行政法人労働政策研究・研修機構							事業開始年度	平成15年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。								
	対象 (誰/何を対象に)	①労働者、使用者、研究者、行政関係者(特に労働行政職員)、その他の国民 ②国内外の労働現場の事情及び労働政策								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	研究テーマを始めとする事業の大枠は国が決定し、中期目標で指示するとともに、中期計画等で具体的な実施内容及び成果目標を定め、事業を実施。								
	実施体制	独立行政法人労働政策研究・研修機構において実施								
19年度予算額 (千円)	150,530	20年度予算額 (千円)	148,288	21年度予算額 (千円)	146,123	22年度予算額 (千円)	141,723	23年度予算額 (千円)	118,349	
うち事務費	114,815	うち事務費	113,287	うち事務費	111,825	うち事務費	110,865	うち事務費	109,095	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	35,715	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	35,001	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	34,298	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	30,858	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	100.0	20年度 予算執行率(%)	100.0	21年度 予算執行率(%)	100.0	22年度 予算執行率(%)	100.0			
事業/制度の必要性	機構の調査研究について、労働政策は、公労使三者構成の労働政策審議会の議論を経て立案されるが、その議論においては、機構の公平・中立で客観的・専門的な調査研究の成果が土台となっている。また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ確かな遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ体系的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しており、それぞれ公共上の見地から確実に実施されることが必要である。									
22年度目標	アウトカム指標	①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。			22年度実績	○	①達成(指標3分の2以上、実績90.5%) ※政策的視点等から高い評価を受けた成果(19件)/外部評価を受けた研究成果総数(21件) ②達成(指標80%以上、実績100%) ※厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果数(26件)/プロジェクト研究成果数(26件) ③達成(指標90%以上、実績100%) ※要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果数(3件)/課題研究成果数(3件) ④達成 ニュースレター(指標80%以上、実績93.0%) メールマガジン(指標80%以上、実績96.0%) ※有益であるとの回答数(ニュースレター93件、メールマガジン479件)/ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査数(ニュースレター100件、メールマガジン499件) ⑤達成(指標100件以上、実績145件) ⑥達成(目標:85%以上、実績98.0%) ※有意義だったとの回答数(3,319名)/研修生に対するアンケート調査数(3,386名)			
	アウトプット指標	①とりまとめた研究成果数(プロジェクト研究(6テーマ)、課題研究(5テーマ)) ②ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上)			アウトプット指標	○	①27本(プロジェクト研究23本、課題研究4本) ②ニュースレター発行回数12回、メールマガジン発行回数99回			
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>アウトカム指標については、すべての事業について、適正で質の高い業務運営の確保に資するため、事前・中間・事後の各段階において内部評価を行い、事前及び事後については外部評価による業績評価も実施したうえで、各評価結果を事業部門へフィードバックし、業務の改善に努めた結果、目標を達成することができた。</p> <p>特に、①から③の政策研究事業については、政策担当者等との意見交換等厚生労働省との連携強化により、当該意見交換等の内容を逐次反映させたことが目標の達成に寄与した。また、④及び⑤の成果の普及事業においても、調査・研究成果と連携した特集テーマの設定や、メールマガジンにおける関連機関の論文・レポートの提供、提供データの更なる充実等、読者アンケートにおける指摘等を踏まえた改善策の実施などが目標の達成に寄与した。⑥の研修事業についても、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。</p> <p>アウトプット指標については、毎月の業務実績報告や四半期ごとの内部評価において、業務進行管理を実施したことで、所期の目標を達成することができた。</p>									

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—						
評価	—		独立行政法人評価委員会の評価をもって評価とする				
23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。						
中期的な目標	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期計画に定めた数値目標を設定。						
23年度目標(アウトプット指標)	研修実施コース数(69コース以上)						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項							

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費								事業番号 (23年度)	86
									事業番号 (22年度)	—
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	企画係
実施主体	独立行政法人労働政策研究・研修機構								事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的 (何のため)	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。								
	対象 (誰／何を対象に)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設・設備								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。								
	実施体制	独立行政法人労働政策研究・研修機構において実施								
19年度予算額 (千円)	24,083	20年度予算額 (千円)	85,259	21年度予算額 (千円)	99,750	22年度予算額 (千円)	40,109	23年度予算額 (千円)	29,517	
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	23,385	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	67,297	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	98,338	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	39,155	※予算執行率は事務費を考慮していない		
19年度 予算執行率(%)	97.1	20年度 予算執行率(%)	78.9	21年度 予算執行率(%)	98.6	22年度 予算執行率(%)	97.6			
事業／制度の必要性	独立行政法人労働政策研究・研修機構における業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。									
22年度目標	アウトカム指標	—			22年度実績	アウトカム指標	○	—		
							×	—		
22年度目標	アウトプット指標	—			22年度実績	アウトプット指標	○	—		
							×	—		
22年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—									
評価	—			昨年度まで目標管理の対象外						

23年度事業概要	22年度と同様						
23年度目標(アウトカム指標)	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。						
中期的な目標	独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。						
23年度目標(アウトプット指標)	平成23年度年度計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。						
23年度重点施策との関係	—						
24年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
24年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	上記の通り、「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量的な指標を示すことができないため。						
その他特記事項							

事業名	個別労働紛争対策費 【平成23年度重点的目標管理事業】							事業番号 (23年度)	87
								事業番号 (22年度)	7
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)							担当係	労働紛争処理 業務室
実施主体	都道府県労働局総務部企画室							事業開始年 度	平成13年度
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: 日本労使関係研究協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
事業／ 制度概要	目的 (何のため)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件引下げ、配転などをめぐる個別紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することを目的として事業を行っている。							
	対象 (誰/何を 対象に)	○直接実施部分(総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導及びあっせん)においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に労働相談を行う。 ○業務委託部分においては、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争の自主解決のための人材育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国383箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、厳密な事実認定などに時間を要さない分、簡易・迅速に行っている。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国809人)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。)が行っている。 ②平成22年度においては、企画競争により、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託し、労働法学者や労使双方の弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。							
	実施 体制	労働紛争調整官: 74名 総合労働相談コーナー: 全国383箇所 総合労働相談員: 809名							
19年度予算額 (千円)	598,130	20年度予算額 (千円)	600,639	21年度予算額 (千円)	652,981	22年度予算額 (千円)	720,724	23年度予算 額 (うち補正予算額 (千円))	771,023 (10,878)
うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—	うち事務費	—
19年度決算額 ※事務費を除く (千円)	577,007	20年度決算額 ※事務費を除く (千円)	557,432	21年度決算額 ※事務費を除く (千円)	627,942	22年度決算額 ※事務費を除く (千円)※予定額	698,892	※予算執行率は事務費を考慮していない	
19年度 予算執行率(%)	96.5	20年度 予算執行率(%)	92.8	21年度 予算執行率(%)	96.2	22年度 予算執行率(%)	97.0		
事業／制度の必 要性	近年増加している個別労働紛争に対し、不当な解雇や労働条件引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者の多くが「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」が真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。								
22年 度目 標	アウトカム 指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。	22年 度実 績	○	97.6% ※7,490件(1ヶ月以内終了件数)/7,673件(手續終了件数)	—	—	—	—
	アウトプット 指標			○	平成22年度助言・指導申出受付件数 7,692件(実績)				
22年度目標を達 成(未達成)の理 由(原因)	判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることができたため。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべ き事項、今後の課 題	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き実施する必要がある。								
評価	A(施策継続)				(成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続)				

23年度事業概要	1 総合労働相談窓口の運営 2 個別労働紛争の自主的解決の援助 3 都道府県労働局長による紛争解決の援助 4 統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進						
23年度目標(アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合を94%以上とする。						
中期的な目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る						
23年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定困難な場合はその理由)	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が年々増加する中、ほぼ一定の人員・予算で、同水準の処理の迅速性を確保してきている。これは事業運営の効率化が図られてきたことによるものである。今後、東日本大震災の発生やいじめ・嫌がらせなど相談内容が多様化する中で、当制度の利用件数は増加が見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な紛争解決の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。						
23年度目標(アウトプット指標)	助言・指導申出受付件数(平成23年度計画数:7,095件) (数値の根拠)平成18～22年度における申出受付件数の平均値						
23年度重点施策との関係	労働問題に関するワンストップ相談体制の整備						
24年度要求に向けた事業の方向性	相談件数は依然として高水準で高止まりを続けており、東日本大震災の発生やいじめ・嫌がらせなど相談内容が多様化しているが、本制度の役割である「簡易・迅速」性を損なわないため、既に行った取組に加え、より一層の業務処理の工夫と体制強化を図ってまいりたい。						
24年度重点施策との関係	労働問題に関するワンストップ相談体制の整備						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	平成23年度第一四半期	平成23年度第二四半期	平成23年度第三四半期	平成23年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は年々増加傾向にあるが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かくモニタリング調査を行ったとしても、政策的に反映できると要因になる可能性は低いと思われる。						
その他特記事項							